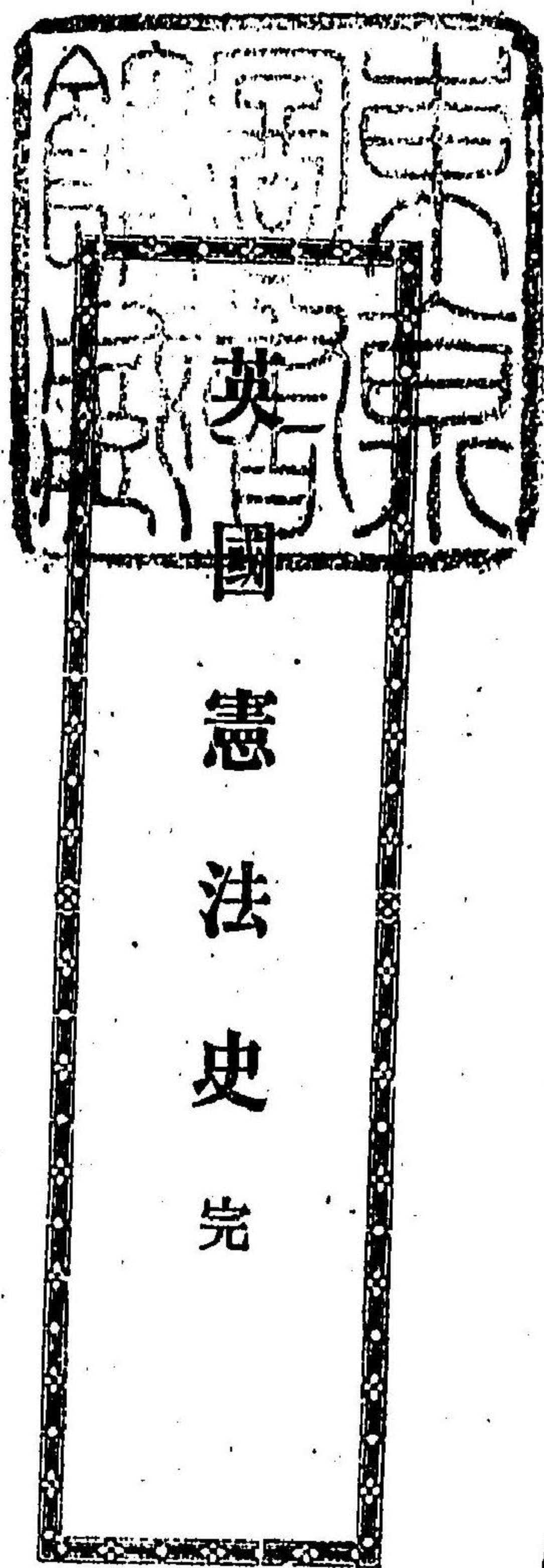


發行所 東京專門學校



1000/1111

講文學士

下山寬一郎 講述



031427-000-0

14-257

英国憲法史

下山 寬一郎 / 述

M26

BBE-0012



英 國 憲 法 史 目 次

英 國 憲 法 史 目 次

1000001

英國憲法史目次

第一期 アングロサクソン建國よりノルマン

ン戦勝まで(耶蘇紀元後六百年より同千〇六十六年に至る)

政事上の出来事

- 第一章 アングロサクソン人の殖民 一八
- 第二章 アングロサクソン王國の發達 一〇
- 第三章 司法上並行政上國中の分割 一一
- 第四章 アングロサクソンの法律 一五
- 第五章 アングロサクソンの兵制 一七
- 第六章 アングロサクソンの寺院 一八
- 第七章 ウィテナンゲモント Witenagemot(賢士會) 一九
- 第二期 ノルマン人の戦勝より大憲章迄 二〇

頁

六十六年より千二百十五年に至る

二

第一章 政治上の出来事

二一

第二章 封建制度

二八

第三章 アンクローノルマン時代の中央政府

三四

第四章 アンクローノルマン時代の地方制度(地方行政)

四〇

第五章 ヘンリー二世の改革

四三

第六章 上院の起原

四七

第七章 大憲章(千二百十五年)

六〇

第三期

第一章 政治上の出来事(大憲章よりチェイワルド王

六〇

家の即位まで千二百十五年より千四百八

六三

十五年迄)

第二章 裁判所の改良並に地方制度

第三章 樞密院 六六

第四章 上院の組織 六七

第五章 下院の起原(重に千二百九十五年より千四百八十五年までの間の發達) 七一

第四期 宗教の改革及び政治革命の時期

(千四百八十五年より千六百八十八年に至る)

九五

第一章 第十六世紀に於て國王の權力の増せし事

九五

第二章 英國寺院の改良

一〇〇

第三章 王權の振張(千四百八十五年より千六百三

一〇九

年に至る)

第四章 地方制度の變更(紀元千四百八十五年より

一一五

同千六百三年に至る)

第五章 スチニワード家の即位及政治宗教の内亂

三

古代ブリタニヤの全島に住居せし人族のケルト人種の一にして歐洲大陸のケルト人種と同人種同人族なり故に其言語と云ひ其奉ずる所の宗教の共よドルイド宗(Druidism)なると云ひ及び其政治上組織の共に族別制度(Oligarchy)なると云ひ其社會上の有様殆んど相異なるとなし左れば羅馬の勇將シーザーのゴールと征略し之を羅馬の領地と爲せしや當時ゴールに住せしケルト人と同じ仲間なるブリタニヤ島のケルト人も征服し同島を羅馬領地内に編入し以て羅馬の國威を輝さんと試みたり勇將シーザーのゴールを征せしは紀元前五十八年より同五十年までの間にして同將の英國を征せしは紀元前五十五年及び翌五十四年の兩年なりとす然れどもシーザー英國征伐は其目的を達する能はず唯僅にブリタニヤ島より俘虜を捕り之を人質と爲し以て同島人族をして歐洲大陸のケルト人族を騷動誘反せしめざるの一手段と爲すに過ぎざりき

羅馬人のブリタニヤ島を領するに至りしは紀元後四十三年にして僅に英國南部の一地方を掌握せしのみ其後紀元後七十八年并に同八十一年より同八十四年までアングロコラの遠征に依り漸く北スコットランドに至るまでの地方の大部を羅

馬領地と化するを得たり

是より其後ブリタニヤ島の狀勢は漸く羅馬風と變し其面目を一新せり其羅馬一領地と變するや之を守護するに羅馬軍を以てし之を治むるに羅馬社會上の習慣を以てし加之耶蘇教を以て國中の宗教と爲し今や將に同島をして完全なる羅馬社會と確設せんとするに當り俄然同島に屯守せし羅馬兵は同島の成術を解き本國に歸軍せざるべからざることゝなれり是れ他なし恰も當時第五世紀の初期歐洲北部より日耳曼人族の伊太利及びゴール地方に侵入するあり羅馬軍は之れを防禦に汲々として遠離の小島を顧みるの邊わらされはなり因に云ふ紀元四百十年歐洲北夷の一種ブシゴスと稱する人族の將アトリックは羅馬を征略し之を蹂躪す

故を以て一たひ羅馬風に化せられたるブリタニヤ人も今は再び羅馬風を脱して島人固有の風に復せんとするの傾向を來たせしは又敢て怪むに足らず歐洲北部の野蠻人たる日耳曼諸人族の羅馬帝國に侵入するや嘗て其鋒を歐洲南部地方に向ふのみならず同族中或は東南ブリタニヤ島に侵入するもの亦少なか

らす是に於て同島は紀元後四百四十九年以來日耳曼諸人族の攻撃地とされり斯くブリタニヤ島は野蠻人の侵入地となりしかは同國人は之れを防禦の儀を羅馬政府に訴へしも如何せん羅馬本國の有様は前陳の次第なれば其請求を容るゝ能はずブリタニヤ人の願望も空しく水泡に歸せり是に於て紀元四百五十年より同六百年まで百五十年間ブリタニヤ人と日耳曼野蠻人との間争闘絶えず結局遂に英國東部及び北部地方并に南部地方の大半は日耳曼人の住する所となり唯僅に南部地方の一部のみ島人の手に残り又此戦争の結果として嘗て同島に植付けられし羅馬文化の種子も悉く消滅に歸し今は全く地を掃ふてなきに至れり

日耳曼人族の英國大部を占め之を押領せしより以來漸く同島中に許多の小王國を顯出せり茲に數多の王國中數百年間其位地を永續し且つ其王國名稱の英國今日の州名に残れるものを摘擧すれば則ち現今のケント州はゲユト人族之と占めエッセキス、サッセキス、ウエセツキス州はガクソン人之に住し東アングリヤ、メルンヤ、ノルサンプトン州はアングル人之に殖民す以上七州は各州一王國を形作り

互に相争へり之を通常七王國の時代と云ふ

遂に紀元八百二十七年ウエセツキス國王エグハートの爲め皆征せられ天下始めて一統に歸す蓋し今日イングリランドの名稱は實にアングリアより來りアングリアの名稱はアングルより導かれし言語なり其後世間に國民と通稱して之をアングロサクソン人と云ふ

抑も英國を征服せし日耳曼野蠻人は其奉ずる所の宗教ヒーセン宗にして畢竟英國在來の住民たるブリトン人と目して仇敵視せしは其耶蘇教を奉し兩者の宗教相異なりしか爲めなりしことも其一原因なりとす然るに事勢變遷し日耳曼人族の中却て仇敵視せし耶蘇教を信仰する者輩出せり今其次第を尋るに初めアングロサクソン人の羅馬市場に奴隸として賣買せらるゝや時の法皇グレゴリー一世之を目撃し英島を耶蘇教國たらしめんとの感を起し遂に紀元五百九十七年間教傳播の爲め宣教師オーガスタンなるものを遣はせしかは爾來漸く耶蘇教の信者を増加し紀元第七世紀に至ては全島人民殆んど同教信者となる右の如く八百二十七年エグハートの全島を一統せしむ由を始めて一國家を組成しアングロサク

ッンの國民を創出し且つ國中耶蘇教の傳播と共に當時文明開化の中心と云ふべき羅馬都府と相通するの道を開けり
 國家既に一定し將に隆盛に赴かんとするに當り第九世紀の中葉又外敵の顯はれ國民を騷擾せしむ是れ他なし北狄の攻入なり北狄とは那威丁抹又住居せる日耳曼人族の一種にして通常之を北人(North men)と唱ふる者なり元來北狄人は異教者なりしかアングロサクソン人の耶蘇教信者たるを見て我か仇敵と爲し英國の東岸及び其北部の大半を畧取す此時又當り若し英雄出でずんば英國は北狄の爲めに掠奪さるゝの危難に陥りしかアルフレッド大王現はれて能く外敵を防ぐの道を發見し本國をして獨立の体面を全ふするを得せしむ大王はエグバート王の末孫にして其治世ハ八百七十一年より九百一年までなり北狄も大王の爲めに其意を恣にする能はず遂に大王を戴き其幕臣となり且つ以後耶蘇教を信するに至る是れ即ち英國と丁抹の干係を來たせし第一着なり
 其後凡そ百年と經英國王壓制の處置を爲せし者ありしかは丁抹出身の英國貴族等は之れを廢し丁抹の王なるカニートを立て、英王と爲す是に於てカニート王

は丁抹及び英國二國の王となるカニート王の王位に即くや王は獨身たりし然るに前英國王の皇后エンマも亦獨身なりしを以て王は之れと婚を結ひたり蓋し王は丁抹及び英國の兩國が一王の下に在るの不可なるを感せしかハ王の意見に由り長子を以て丁抹國王と爲し又末子の生母はエンマにして其血統アングロサクソン王家に縁われは之を以て英國王と爲せりカニート王の治世は千零十六年より千零三十五年までとす而して王の死去七年後王の末子の血統絶えしかは英國人民の更に前アングロサクソン王の皇子を迎へ之を王位に登らしむ皇子はエドワード・コンフエスサーと稱しノルマンデ一の朝廷中に生活し夙に佛風を好み常に佛語を用ひ佛人を愛し英人を輕んずるの風ありて其王位に登るや佛國社會の風俗習慣等を英國に輸入せんと企てたるを以て國民の怒りを買ひ爲めに國民の廢する處となる是に於て英國々民はアングロサクソン出身の一貴族ケント州侯ゴッドウヰンの長子ハロルドを推撰して千零六十六年正月五日王位に即かしむ蓋し是れ畢竟將來英國に外人の干渉を除去せんとするの微志なり然るに何ぞ圖らん是れ却てアングロサクソン國家のノルマンデー公ウヰリヤムの爲め同年轉覆

する所となるとは

第一章 アングロサクソン人の殖民

ブリトン人に打勝ち英島を畧取せしアングロサクソン人の其土地を同輩に頒つや同人族の英島移轉前歐洲大陸に於て應用せし土地耕作法に基けり即ち同法に由れば股壤を以て各人口に分ち之を其人の私有地と爲し以て之を田畝となさしめ田畝の間農業に適せざる地殊に森林等を以て之を公有地と爲し之を人民公有の用に供し或は之を牧畜場とし或は之を漁獵の處となし或は伐材採薪の處とす土地の私有物たるを認証するか爲め登記法を用ひ之れか賣買讓與の際に必ず文書に由り之を施行す故に名けてポツクランドと云ふ之れは登記簿に記載せらるゝ土地と云ふ意なり又公有地と稱してフォークランドと云ふ人民の土地と云ふ義なり而して公有地を私有地に變ずるには賢士會 (Witenagemot) の准許を経て國王の布命あるにあらざれば之を認定するに能はざるものとす

アングロサクソン人の耕作法を概見するに大略左の如し即ち其耕すや先づ一個の土地を分ちて甲乙丙の三區と爲し初年又は甲地のみを耕して乙丙の二地に及

はさす次年には乙地のみを耕して甲丙二地に及はさる等遞次此の如くす故に此耕作法の土地の廣濶を要し人口繁密の土地には不適當なり唯當時アングロサクソン時代には英國人民の人口甚だ稀少なるを以て能く此法を用ふるを得たり又嘗て羅馬人及び羅馬風を學ひしケルト人の建設したる市街は大概アングロサクソン人の侵入の爲め四百五十年より六百年まで百五十年間に於て其大半は破壊せられ其殘餘と雖もアングロサクソン人には不用なりしを以て殆んど數百年間之を顧るものなかりし故に今日英國に於て羅馬人の建造物地下より掘出し往々其古跡を發見することあり

斯くアングロサクソン人の爲め一たひ市街の棄却せらるゝにも係はらず今や宏壯華麗宇内に冠絶せる倫敦の如き大都會の顯出するに至りしは其初め如何なる土地に其基礎を置きしやと云ふに蓋し大抵左の三者の一に依るものとす

既に緒言に述べし如く英國に於ての夙に耶蘇教の傳播ありしを以て其寺院若くは僧侶の住家は大概壯大なる建築屋を以てし又國中の富豪あるものは其住所に充つるに恰も一個の城塞を以てし其他行政上の事務を整理する爲めに大厦の

管轄廳を以てせり

以上三個の建築物は常に中心となりて人民各地より集合して之を圍繞す即ち此三個の中心は後來盛大なる市府を産出するの根源なり其後人民の益々富有となるに隨ひ漸く奢侈の念を起し從來生活の用に供せし衣食住を變し往々美術家を聘して壯麗なる家屋の構造をなすに至る又近地に居住せし小商人は其需用に供せんか爲め各々居所を市府の周邊に占む是れ市府の益々廣大に赴くの端緒なり因に云ふ當時の市府は何れも堅固なる城壁を繞らし防禦の用心頗る嚴密なり然れども當時の人民の大半は市街に住居するの風に適せず依然として原野に散居せり以上はアングロサクソン人の殖民の情況を述べざる者にして此よりアングロサクソンの王國は如何に發達せしかを述べん

第二章 アングロサクソン王國の發達

アングロサクソン王國の發達を探究せんは全くアングロサクソン人が英吉利に侵入せし結果として創建せられし者なり初めアングロサクソン人の英國に侵入するや各智勇兼備の士を撰みて上將と爲し以てブリタニヤ人と相闘争せり其後

ブリタニヤ人と征服して其地を分轄するや人民を統御し社會の安寧を維持するの必要よりして復戰時の上將を推して君長と仰けり其後耶蘇教の英國に傳播するや其教主に保護を與ふるに付き一層君長の權力を増振するに至れり既に緒言に述べたる如くアングロサクソン七王國のウェセックス王のエグハートなるものに統一せられしより以後エグハート王の宗室は英國王室と認崇せられ王の一族は皆王位を繼承するの權利を有せり斯くエグハートの宗室は王者たるの權を有せしがシャーマン人古來の習慣として或る一の門閥より王者を撰ふこと爲すも其撰舉には國人中最も賢明なる人の協贊を要するの風なればアングロサクソン人も亦同一の習慣を維持せりされり一方より見るときは門閥の血統によるものゝ如くなれとも一方より見れば人民の撰舉に依か如き習慣あり此二條件は王者を撰ぶに於て必要欠くべからざるものとし均しく併行すべし者と認められ正當の王者たる二要素と思惟せられし彼のデンマールク王のカニエルトと奉し及び英國一貴族たるパロルドを仰ぐか如きは是變則の場合と目視せらる

第三章 司法上并行政上國中の分割

七王國の一統せしより以來八百七十一年より九百七十五年に至るまでアングロサクソン制度は益々整頓し其基礎を建設せり其大要は先づ國中を分つてシアヤ(Shire)とし更にシアヤを分てハンドレッド(Hundred)となせり換言すればハンドレッドの集合は即ちシアヤにしてシアヤの集合は即ち英國となせり以上國中分割の体はノルマン戦勝後と雖も依然其實を存せり
 ハンドレッドは千人乃至數千人の人口を有する土地を云ふ此を支配する官吏を名けてリーヴ(Rieve)と云ふリーヴの管掌する事務はハンドレッド會議の議長とあるべきものにして此會議は通常司法上の事務を處置する爲め毎月一回つゝ之を開く即ち其土地の内に住せる人民が私有財産の事に關し近隣と訴訟を起したるとき之を決定する等其他土地又は動産に關する事人民の共有地を過分に使用せし事土地の賣買讓與に關する事等を管理し又輕罪の刑をも判決せり
 又シアヤは前に述べし如く數多のハンドレッドより成立せしものにして行政上司法上の事務を管理する爲に設けたる地方なりアングロサクソン人の始めて英國に殖民せしときシアヤ中行政司法の事務は總て獨立し支配せしかり當時

シアヤは恰も各獨立せる王國の形を爲せり
 シアヤを支配するに三人の首座官吏あり其長官をアルドマン(Earldorman)と云ひ次官をシェリフ(Sheriff)と云ふ今此二人の行ふ可き主なる職務を述べんにアルドマンは國中最も富豪の貴族なり否らされは王の最も寵幸の臣なりとす當時シアヤに於ても亦ハンドレッド會議の如くシアヤ會議なる者ありてアルドマン之が議長となるの權利を有し又戰時の指揮官となるの權利をも有せりアルドマンは其名譽報酬としてシアヤの税額三分の一を收入するを許されたりシェリフは國王の任命する處にして若しアルドマンのシアヤ會議に欠席せる時は代りて自ら其議長となる又裁判を判決執行し其他租税の收入重罪人罰金の収入道路城壁の修繕及びハンドレッドの役吏リーヴ等をも支配し且當時社會上必要なる警察の事務をも取扱へり而してシアヤ會議は毎年二回の開會とす既に述べし如しハンドレッド内に起りし訴訟は其會議に於て之を判決するも他のハンドレッドと他のハンドレッド間に起りし訴訟は之をハンドレッド會議にては判決し難きを以て皆シアヤ會議に於て判決し其他重大の刑事判

決及び全体の盛衰に關すべき事柄は皆之を管轄す。シアヤリ及びハンドレッドの管轄せる職務は大概ね前述の如し然るに此に全くシアヤリ及びハンドレッドの支配に屬せざる地方あり之をリハチーと稱すリハチーとは豪家の一大領地若くはタウンにして國王の特許によりて成立ちたる一地方なり其ハンドレットの内よわれとも毫も之か支配を蒙らす獨立の裁判組織をなして以て地方内の訴訟を判決する特權を有す抑もリハチーの人民は毎年十二回開會のハンドレット會議に出席するの勞を免れ且其地方内に起りたる爭論はペーリフと稱する私吏をして之を司らしむるの便あるを以て富豪の者は往々國王に乞ふて斯の如き特許を受領する少からず。アングロサクソン時代に於ては已に述る如くハンドレッドに起りし事は其會議に於て之を決しシアヤリに起りし事は其會議に於て之を決する事を得れ共甲のシアヤリに犯もたる罪を乙のシアヤリに於て之を判決するを得ざるを以て罪を本國に犯し他方に逃走するもの實に夥多なりしと云ふ今家畜竊盜に關する禁令の尤展々なるを案すれば當時に在ては家畜を竊取するとの大に流行せしや知る

べし此く罪人の逃匿して罪を免るゝもの陸續踵を接するを以て此欠點を補ひ國家の治安を維持せんか爲め所謂十人組なる者を設けたり十人組とい近隣の者十人相團結して一体を形造り其組内の一人若し惡事をなすとあらば皆に其惡事をなしたるものゝみならず其組のもの皆之に連坐する者とす右組中のものにして罪人と處置するに當り寛大に失するか又は義務を盡さゝるに於ては其義務を盡さゝるものゝみならず其組のもの一同亦相當の處罰を受くるとせり畢竟此十人組なるものは人民の惡事をなすに難からしむる爲め設けたる制度なりとす

第四章 アングロサクソンの法律

アングロサクソン人は法典と有せず其法律の綱領諸官吏の事務章程の如きものは國中の風俗習慣として人民の記憶に存せる所謂不文律なり然れども固より時ありて古來傳ふる處の習慣を永久に忘失せざらんか爲め特に之を記録せるとあり或は國中に於て最高の權位を有せる人に依て之を修正せるとあり斯く記録せられたる法律は重に償金の事に關せり即ち義務を怠りたる爲めに賠償を出すか如きものを云ふ仮令は茲に甲なるものありて乙なる人を殺すときは乙の家族并

に國王に向て甲より償金を出さゝる可からず
 アングロサクソン時代に於ては古來の習慣遂に法律となりたるが故に其習慣に
 明かなる者は從て法律に明かなるものなり然らば習慣即ち法律に明かあるは如
 何なる人物を指すかと云ふに常はシアヤー并にハンドレッド會議に列席したる
 人を以て其最とせり故に此等の人物は權力常に他人に超越せるを以て議題を會
 議に提出するに當りて其首導者となる可きものなり而して常に此會議に列席せ
 るを得るの餘地あるものは社會上流に立つ處の富有のものにあらざれば能は
 ず

當時訴訟上の争あるや其証據たるべき者は十一人に依て盟はれたる誓詞なりと
 す仮令は茲に一の訴件あり原告若くは被告の証人となる可きものは原告若くは
 被告の申立の眞實にして決して虚言にあらざるよとを盟証し其盟証を証據とし
 以て是非を判するなり而して判決の基礎とする所即ち証據の重みは原告なり被
 告なりの証人に出てたるもの、財産に依る即ち原被告の証人各十一人の財産を合
 算比較して其多額のものとして勝訴とせり故に貧民の常に敗れ富者は常に勝つ

是を以て其冤枉を伸ぶるの必要起れり之をラーザアル Ordeal と云ふ即神裁を仰
 ぐの意なり其方法の或は身を烈火の中に投し或は手を沸湯の中に浸すも其身を
 焦かさず其手を爛さゝるものを以て勝訴となす等是なり

第五章 アングロサクソンの兵制

アングロサクソンの兵制は末世に及びて漸く衰退の色を現はし殆ど其跡を滅せ
 り抑獨逸人種の國に於て凡そ自由の民たる以上は皆兵役に従事するものとせ
 り此は戦亂の時に在ては欠くへからざるの組織なれども泰平の世に在ては亦其
 必要あると見す故に英國に於ては七百年以來國家無異なるを以て人民治安に慣
 れ人民兵役に就くの要は只道路城壁を修繕し若しくは邊境の事あるに當て守兵
 を置くに過ぎざるよ至れり然れども一旦事あるの日に臨んではシェリフの直よ
 之を召集するの權を有せり斯くて第九世紀中英國人かドイツ人の侵攻と防禦
 せし後は國民擧て兵役に就くの義務ありし時の如きよ比すれば大よ其趣と異に
 せり

當時之れか防禦に與りしものは社會上流の位地を占むるもの、み自から出陣し

て之に盡力せり即ち國王に忠義を盡くすの丹心より出てしものなるを以て戦勝の日に至ては國王は其功勞に應じて重く恩賞を行へり此軍士を稱してテインス *Thames* と云ふ其中最も勢力ある者は往々アルドローマンに昇進せしものあり元來テインスは社會の上流にあるを以て訴訟の際他人の証人となるに當り普通自由の民より一層勢力あるものなりき

第六章 アングロサクソンの寺院

寺院の組織は未だ英國一統の君に總轄せられざる以前に在て既に存在せり故に各王國の分立せる時に於ては既に最高の僧官ありて各王國內に於ける宗教上の事務を整理せり之をビショップ *Bishop* (僧正) と稱せり殊にヨーク并にガンタペリ一の兩管長は最も勢力あるものにして之とアーキbishop (大僧正) と云ふ當時寺院の國民に於ける勢力并に僧侶が常に國家の爲めに盡くす所の處置はアシングロサクソンの開明を發達するに於て大に與て力あり今僧侶が國家に與へたる功益の一二を擧ぐれば寺院は常に婦人小兒并に奴僕等の如き權利の薄弱なるものか他人の虐待を受け或は賣買せらるゝか如き惡弊を矯正せんことを勤めた

り又特に地主に説きて其所有せる奴隸と追放し又奴隸が餘暇を以て貯へたる財產は之を其別産とすると及び日曜日には奴隸に休暇を與ふると等をも諭せり其他教育の進歩製造の獎勵より貧民救助の事に至るまで大に心力を注けり加之オードヤル(裁判神裁)を行ふ時には之を監督するの權と有せり

第七章 ウイテナゲモット *Witnagemot* (賢士會)

賢士會は毎年春秋二回之と開く若し非常の事變あるときは臨時の會議を開くものとす此會議に於て論ずべき問題の軍事に關する事遠征に關すると若くは法律と修正すると宗教上に關すると國家の公有地を私有地に變すると其他國王を擧する等の事なりとす而して此會議に於て決定したる事柄は總て朝廷の記録に記載して之を保存せり其之を記載するに會議に列せし人名を署するとあり大凡國王の毎年平均九十名の上流人物を召喚して會議に列せしむ此人々の意見は事を處理するに當りて緊要なる忠告となるべきものと信せられたり此議員を擧するに於ては必ずしも格段ある人物を推撰すべき制限更に之れなく國王隨意に之と擧するの權を有せり然れとも王の意見と實行するに於てハアルドローマ

ン。シエリフ大地主並にビシヨアの好意を得るにあらざれば困難なるを以て王は此等の人物をして通常協議に列せんと望めど此賢士會なるものは國民を代表する者として眞の價値ありや否やに付て、古來學者中議論紛々たる所なれども今其組織に付て考ふるに議員召集法と云ひ會議に付すべき問題と云ひ共に眞正なる國民の代表者と爲すへからざる點あり當時議員を召集す方法は撰舉法に由らず又會議に於て決すべき疑問は今日の巴里門パリヤンに於て議する如く租税の徵集に關せず故に議員の實相を穿つときは國家の公益を計らんよりの寧ろ一身の私利を計るに汲々たるもの、如し且又第十一世紀頃の會議に於て評決せる事柄の決して國家の重要なる問題と非ざりしとを知るを得へし既に此の如く舊時の賢士會の今日の巴里門と其性質を異にせりされは今日の英國上下兩院は舊時の賢士會の生長せしものとは云ふへからず畢竟上下兩院の始めて英國に起りしは百年餘も國王の壓制に依り人民の自由の中絶せし後新に憲法上の基礎と建て爾來今日の如き英國々會の發生せしものありその上院下院の發達のこれを後章に詳述せん

第二期 ノーマン人の戰勝より大憲章迄千六十六年より千

二百十五年に至る

第一章 政事上の出來事

ノーマン人の君なるウヰリヤム公が英國を從服したることは英國歴史上に於て所謂新しき時期を製出したるものと謂ふ可し換言せしウヰリヤム公の英國を從服したるより其國の社會の大勢一變し封建制度をして當時此國固有の性質と爲さしめたり此封建制度の影響は常に英國々家の組織上に關係を及ぼしたるのみならず其社會上にも其勢力を及ぼしたること蓋し尠少にあらざるなり實に爾後數百年間英國憲法發達上に重なる基礎となりたるものは此制度を措て他に之を求む可からざるなり

如斯英國の風氣封建の臭味を有し數百年間依然脫離せざるより見るも其重要なことを推知することを得べきを以て余り是より此制度の如何にして發達せしかに就き一言の勞を採るも亦敢て不可なかる可し

第九世期中葉以還ノーマン人及びノルマン人等の野蠻人か西部歐羅巴の開明諸

國に侵入して止まざりしか嘗て英島に侵入せし蠻人も亦其一部たるに過ぎず彼等の如何に英國々家を擾亂し其東海岸の地方を侵奪せしか又如何に英國の一名帥なるアルフレッド大王顯はれ遂に此等の外敵を服従し以て己か臣下に屬せしめ之をして耶蘇信者と化せしめたるか等のこと既に第一篇緒言に於て講了せり如斯歐洲北部の野蠻人か英國に於て失敗したりと雖ども其佛國に侵入したるノーマン人は之に反し頗る成効せし者の如し九百十二年佛國チャールズ、ゼンムプル(Charles the simple)王のノーマン人の酋長ロロー(Rollo)なる者にニーストリヤの領地を與へ且つ自己の女をして之に婚せしめ以て己か臣下とせり此ロローか佛王より受領せし土地を今日ノーマンデーと稱す蓋しノーマン人か其地より移住せるより導かれたる名稱なりロローの子孫は其後引續き此土地を支配し實に英國を攻取りたるウヰキリヤム公はロローを去る第五世の君なり始めノルマン人かノーマンデーに移住するや直に佛國の國語并に風俗習慣を應用し夙に佛人の風あり此時に當り歐洲大陸の全部に封建の制度大に流行し特にノーマンデー並に佛國の北部に於ては所謂武士の精神並に武士的の生活の發達すること他國に

聳出す封建制度の歐洲諸國に發達すると共に惹起せしものは宗教上の熱心なり而して此熱心は特に佛國并にノーマンデーに於て尤も其勢力を逞ふす抑佛國に於て寺院の改良の以て僧侶の生活を高尚にし併せて其社會に及ぼす所の勢力の程度と社會人心上に及ぼす所の程度をして大に發達せしめ隨て夫の十字軍征伐を起源するの徴候とはなれりノーマンデーに於ても亦宗教上の熱心頗る盛にして已に僧侶の權力を保持せんか爲めノーマンデー公の保護を仰ぐ故にノーマンデー公の臣下には熱心に耶蘇教を奉するもの其多きに居れり丁抹國王カニエートの英國の帝位に上るやアングロサクソンの王家は逃れてノルマンデーの朝廷に來り生活を保たざる可うらざるに至れり其後アングロサクソン王エドワード、コンフェツツルの復位するに及び王は曾てノルマンデーの朝廷の風習に感染せしかは一意其風習を國內に洽ねからしめんとするの傾向ありしを以て遂に英人の意に逆ひ就中英國貴族の反對する所となり遂に國民は英國在來の貴族なるハロルトを推撰して國王となしエドワードを放逐すエドワード、コンフェツツル位を退き他人の代て英國王位を占たるに當りノルマ

ンデー公は茲に故障を提出せり其言に曰く曾てエドワード王のノルマンデーの朝廷に在るや自己を以てエドワードの嗣と爲さんとを決し現時王位に在るハロルトも又已に承認する所なり故にエドワード王位を退きたる時は繼て王位に上る可きものは余と措て他にあらずと謂にあり是に於てノルマンデー公は之を羅馬法王に訴へ其王位に上るの正當なるや否やの判決を乞ふ法王其乞と許し汝英國王位を有すへしとの命令を出し法王自ら其軍旗と之に與へ以て英國を征伐すへきことを命せり蓋し法王の此許可と與ふる亦偶然にあらず已に述べたる如くノルマンデーに於ては國公と僧侶との關係親密なるを以て若しノルマンデー公にして英國の君主となるときは必ずノルマンデー國に於て行ゆる所の僧侶の權力を英國に移す可しと思考し法王自己の便益の爲め大に贊成を表したるものあり

ウヰリヤム公の英國に侵入するや公の軍に服従せるもの全く公自身の臣下のみにあらず其軍勢中には歐洲諸國より來りたる數多の武士あり如斯歐洲諸國よを來集して公に従ひ軍務の勞を取りたるは必竟法王カウヰリヤム公に英國を取

るへしとの許可と與へたるのみならず萬一公にして勝利を得るに於ては寛大なる褒賞を受くへしとの希望と有したるを以てなり然らば則ち公の軍勢たる所謂烏合の兵と謂ふ可きものなり斯かの烏合の軍勢にして一撃の下に能く英國を併服せしめたるは實に奇なりと謂ふ可しウヰリヤム公ハースチンに上陸し千六十六年十月二十四日アングロサクソンの軍と會戦し大に之を打破り英王ハロルトは爲めに討死す公は此大戦の一勝利に於て進て倫敦に入り同府人民の權利と認承しウヰエストミンスターに於て遂に王位に上れり茲に於て英國並にノルマンデーの二國は同君主の治下に屬す

ウヰリヤム公の英國征服後内亂少からざれども盡く容易に鎮定せられたるのみならずアングロサクソンの人の反逆をなすものは悉く其財産を沒收し以て王室の有に歸せしめたるを以て内亂ある毎に却て國王の權力益々強大となる

ウヰリヤム公の千八十七年に没するや次子ウヰリヤム・ルーファス (William Rufus) 英國の君とあり長子ロバルト嗣てノルマンデーの王となれり即ち公の死後英國及ノルマンデーの再に分れて二國となれり英國君主なるルーファスの治世は千

八十七年より千百年に至り其嗣子の其末弟なるヘンリー第一世とす王の千百年より千百三十五年まで英國を支配せり王の女子を生めり之をマチルダ(Mathilda)とす然るにヘンリー第一世の妹アデラに男子あり之をステッフエン(Stephen)と稱す而して王の死に當りて右マチルダ及びステッフエンの何れか其嗣子となるべきや即ちヘンリー第一世の嗣位として其女マチルダか相續者となるべきか又女姓の帝位に上るを得さればヘンリー第一世の妹の子たるステッフエンか相續者となるべき乎の問題に付遂に英國に於て一の戦端を開きたり此戦争に於てハ或ハステッフエンの時を得たるあり或ハマチルダの勢を得るありて互に勝敗あり即ち或ハステッフエンの一年間マチルダ軍の爲めに擯にせられ或ハマチルダのウヰンチエスター城に圍まれ終に歐洲大陸に脱走せざるを得ざるありマチルダの大陸に逃走するや其子ヘンリー第二世はノーマンデーの領地を興ふヘンリー第二世はブランドヂェット家と通稱す蓋し王はマチルダの後夫ブランドヂェットのジナフレイの男子なればなり

千百五十二年ヘンリー第二世は英國に渡來し自から英國の王位に即くの權ある

旨を主張し其結果としてステッフエンと相約しステッフエンの死後其王位を嗣くべきことを約し遂に千百五十四年ステッフエンは代りて異議なく王位に上れり其治世は千百五十四年より千百八十八年に至る王の治世間大に司法事務を改正せり詳細は後章に之を述へん

ヘンリー第二世死し長子リチャード第一世位に即く王は英國内に在ること稀にして多くの外國に時を費し特に十字軍に力を盡し十年の後死すリチャード第一世の存生中末弟ジョンを以て其相續者とすジョンは英國及ノルマンデーを併せて之を領せり抑ブランドヂェット派の家は歐洲に於てノーマンデーのみならずアンシヨイメイン(Maine)等の領地を有するを以て此等領地のジョンに屬すべきものなるも其地方人民は之を君とせず其兄の子アーサーを推して君に選ひ遂に佛王フリップの贊助を受け其慾望を遂けたり

右の如くジョンの領地の其幾分をアーサーの爲に剝奪されたるのみならず王の治世に於て夫の有名なる大憲章を發し後世政治家の注意を促し歴史家の重んずる時期なれば如何にして斯く憲法上の變遷を來せしやに付ては後段論究する所

あるへし

第二章 封建制度

ノーマン時代の権利義務の基礎は主として封建制度に歸す斯る重要なる封建制度は如何にして起りたるか又何に基き發生したるやを述べんに此制度は所謂ベネフィツィアム(Beneficium)並にコメンタチア(Comitatus)兩者の合体して始めて顯出せしむるものなり蓋しベネフィツィアムとは知行所にして其土地の所有權は甲に屬するも其使用權は所有主に屬せずして却て乙なる他人に屬す故に其使用者は其所有者に對し名義上の地代を拂ふものとす今其根源に遡るに是佛國に於てメロピンシアム王家の治世中國家亂れて國內を統御するを得ざる時代に起りたるものなり當時國王の斯く國家を統一することを得ざりしかは所謂強は弱を呑み大の小を併すの有様なれば弱國若くは小地主の之れか危險と避けんか爲めに勢力ある大國若くは寺院の補助を乞はざる可からず故に小國若くは小地主は其土地を擧げて大國若くは寺院に獻し些少の兵役に従事するを名として以て安全に其土の保護を受けたるものなり

コメンタチアとは一人か國王又は或國司の臣下とならんことを約し戰時常に之に従ひ其命令を遵奉すへしとの誓を立つる式を稱するものなり此式の先づ臣下となる可きものか君主となるべきもの、手に自己の手を置き以後國王若くは國司に違反せざる誓をなすものなり

以上二ヶノ習慣は共に第六世紀以來歐洲西部諸國に存在せり然れ共未だ二者を混同合体するものなかりし而して之を混同合体して封建制度の基と定めたるは實にチャールスマーテル并メロピンシヨート其人なり此二氏は第八世紀に於てメロピンシアム王家の執政官にして英語に之をメーサル、チフゼ、ハレースと稱す此二氏か以上二者の組織を一致し之を應用したる所以は要するに新に軍勢を組織せんとするの目的に出たるものなり

元來歐羅巴に於て封建制度の確然たる基礎の立ちしは第八世紀の頃にて當時前述のチャールスマーテル、メロピンシヨートの二人か國王に屬する領地并に當時寺院より奪ひ取りたる知行所を割て之をナイトに與へナイトは其報酬として服從の儀式を履み其命令に従ふの約束を爲せしめたり斯く一方には土地を受け他の

一方には服従の義務あると云ふ二様の事柄の合体せしは取りも直さず封建制度の基礎なり紀元九百十二年佛王の其領地をノーマンデー公に附與せしや公は恰も自分の領地を支配するに當りて封建制度を基礎として國家を治む然るに其後ウヰリアム公の英國を征伐して之に打勝ち其土地を領するに至ても亦も封建制度に基て政治を爲せり去れば英國の土地の全部はノルマンデー公の所有にて公は之を恩賜田として賦與し以て君臣の約を誓わせたるなり抑も公が英國の土地を掌握するに付てはノーマンデー固有の封建制度に關する五個の習慣を持來りて之を應用す畢竟此五個の習慣は歐州大陸諸國の封建制度の習慣と稍々其趣きを異にせる所あり今左に之を列舉せん

第一に公が恩賜田として賦與する土地は畢竟公の軍に従ふべき報酬たる故に之を受るは軍に従ふて働き得る資格ある者に限り去れば其土地を受くる家來は自分の資格の存する間之を與へらるゝことなれり自分の所有地と云ひながら真正の所有主は國王に屬せり是を以て家來は自分の自由に其土地を賣買讓與若くは典物と爲すを許さず

第二には國王が家來に知行所を與へたる時其與へたる際に於て家來より夫れ相應の武器なり衣服なり若くは金錢なり献上せざるへからず之を稱してレロイ（免許料）と云ふ其後臣下の没したる時凡て國王は其知行所を取上げ其相續者か從軍の資格を備ふるまで國王之手を掌握せり而して其相續者に與ふる日は新たに受くる時と同様に献上物を要す國王が是等献上物を取るに其高を定めされども時としては其土地の一ケ年分の収入を取上るなど随分酷なることありし第三に臣下の相續人未だ丁年に達せざる時は國王は其幼者の後見人となり幼者か丁年に達するまで其歳入を王の手に取上るなり若し相續人女子なる時は其夫と撰むは國王の意に任す斯く王の撰に由て婿となる者亦相當の献上物を國王に納むると要す

第四若し國王にして外國と戦争の爲め俘虜となりたる時王の身体を自由にせんが爲め償金の必要起るか又は王の長子加冠の時又は王の長女結婚の場合等には臣下は相應の補助金（Aid）を王に献上する事

第五若し臣下にして相續人なくして没する時は王は其土地を沒收す又其相續者

あるも從軍に堪へざる時も亦然り又如何なる臣下なるも王の命令に背く時は大罪若くは無叛人として土地を沒收す斯る罪ある者は法律上の權利を失ひ其子孫たるもの家族の財産を相續するを得ず

右等の嚴酷なる封建規律は即ちノルマンディーに行はるゝ所のものなるを公か直に英國に輸入したるなり即ち公の英國中にて首領となり是迄の民有地若くは國王に抗抵したる者の私有地を沒收したるものを集めて國王自身の所有地となし之を臣下に附與し其報酬として以上五ヶ條の嚴格なる義務を盡さしめたり斯く公かノルマンディーより引連れ來れる臣下を處するも嚴酷なる封建制度を用ひたる爲にアングロサクソン人の自己の打勝人たるノーマン人にして既に之を遵奉するを見失敗者たる同人族は勢ひ相共に服従せざるを得ざるの有様となれり右の如き封建制度の習慣を實行するに付てウヰリアム公か第一に着手せしはアングロサクソン人の所有物は何程あるかを調べ其所有物に應じて義務を負ひしめんとせり之を調ふる爲に土地調査簿なるものを作れりウヰリアム公の土地調査簿を製せしは當に臣下の土地を測るのみに止まらず國

王の領地は何程あるかも齊しく詮索せんとせり其調査の模様ハノール邸地及びその大きさを調べしめ又惣ての地主及び借地者の名をも記載し何れの地に何程の自由人民若くは奴隸か住するかの人口まで調査せり加之山林及び牧場若くは寺院に屬するは何程あるかも調べしめたり此調査は千八十六年に成功したるものにて今日にても其調査簿ハ倫敦の公文書庫に存在す其調査に由れば國王の領地凡そ千四百マノールなりしと右調査の上王は如何せしかと云ふに何れの地主にも其領分の大きさ相應に從軍の義務を負はしめたり先づ通常は六七ハイド(アングロサクソン)に用し坪數を量る標準ありより一人の兵を出す故も廣大の土地を有する地主は再び之を割て家來に與へ自分か國王に盡すか如き義務を盡さしむ當時の大地主の過半はノルマン人にて其下の階臣かアングロサクソン人なりし其他の残りの人民は軍に從ふことゝあき代りに武士に食物を供ふる農民たり元來歐羅巴大陸に於ては封建制度の餘習として中央政府には權力薄くなれり依て英國ハ此弊を豫防せんか爲に二個の政界を採る(第一)は先づ廣大の土地を重臣に與ふるには一ヶ所に纏りたるを與へせして諸處に散在せる土地を

與へ一地方土着の權力を充分ならしめざる様にせり此政器は何國にも往々之を用ふる處にて往古のペルシヤ、アッシリヤ及びクライセチスの希臘政治改良の時にも之を用ひたり(第二は千八百五十年にサリスバリーの地に國中の陪臣并に自由民の有力者と招きて是等の者に向て曾に國王の名に従ふのみならず實地に於ては國王の直臣たるの誓を立てしめたり即ち是等の者の地主の下は従ふも王に向ては直臣と同様なりと云ふに在り歐洲大陸に於ては諸侯の臣下は國王に對しては義務なくして諸侯が無叛を企つる時は諸侯に従ふことなりし故に英國に於てはウヰリアム王が右の工風を案出して之が弊害を豫防せり

第三章 アングロノルマン時代の中央政府

アングロノルマン時代に於ける中央政府の性質たるや恰もウヰリアム公が英國に入り英王となりたるは相續の權に由りて位に即きたると同時にノルマンデールにて用ひ來りし嚴格なる封建制度を應用して位に即けり故に國中の行政は國王一人にて之を司れり是れ當時幸に臣下に在てり一方には佛語を話すノルマン人あり又一方には英國在來のサクソン人ありて此兩者は常に相容れずして争ひ絶

ぬさりしかり王は其不和に乗して容易に國中の萬機を一手に掌握し得たるなり若し然らざらんばは中世時代に於て政權を國王一手に占め中央政府の權力を鞏固ならしむることは英國にても困難のことなりしに相違なし

アングロノルマン時代の相續法は封建制度に従て所謂長子相續なりし其他に撰舉法に由て王位に即かしむること之れあらず然るに此點に於ては或る英國の記者中にはアングロノルマン時代にも撰舉法を用ひたりと云ふものありて議論ある處なり蓋し此時代に於てもサングロサクソン國代の習慣の爲に國王相續に關しても多少勢力を受けることは免かれざりしならん然れども實際に國王が撰舉せらるる又は廢せられたるなどの證據あらず實際此時代の國王の權力は随分強大にして人民の爲に撰まれ若くは廢せらるゝなどのことなきに國家の萬機を國王自身一手に掌握し一人よて全國を統御し居りたるを見ても明かならん去れば當時の中央政府の形狀は國王の朝廷と同様なる有様なりし國王の役所なるキニリヤレロス(裁判所)にて或は王室法院とも譯すに國中最高の司法行政并に財政上の事務を總督する處の官衙なりき去れば此の官衙は中央政府と同様のものなり

り
 扱てウヰリヤム公が英國に来るや曾てメロビンジャン家を治むる處の役目と同様なる役目ヲ備へ英國にも亦此役目を設けたり即ちメロビンジャンは歐羅巴を支配する爲め羅馬の跡に立ちしものにて大役人四名ありたるか當時小諸侯までも之に擬して之を設けたり其役人の名稱は第一ロールド、ハイ、スナワード、第二ロールド、グレート、チャンバレン、第三ロールド、ハイ、コンステイブル、第四ロールド、マルシヤール是れなり獨乙に於ては是等の役人か實力を得て頗る威權ありしか英國に於ては管に皮相を寫したるのみにて政治上實力を有せず僅に名譽官たるに止まれり是等の役人は世襲にて其役目の性質は左の如し
 第一ロールド、ハイ、スナワード(Lord High Steward)は王宮に居り王室の理事とも云ふべきものにて祭祝等を司れり併し或る方より云へは大膳大夫とも云ふべき乎この官は既に千二百六十四年の昔よりして廢されたり其最後に此官に任したるは有名なるシモン、デ、モン、ト、フォ、ルト(Simon de Montfort)なり其後は永久のものを置かず唯太子即位の禮等の大儀に際し之を臨時に置くのみ

第二ロールド、グレート、チャンバレン(Lord Great Chamberlain)は王室の理財官と即ち王室の家事向きのことを司る然るに實際租税の取立及び費用拂渡等は國王自身の理財官より司るなり而して此理財官は國王隨意に之を黜陟せり
 第三ロールド、ハイ、コンステイブル(Lord High Constable)はウヰリヤム戰勝後百年間もスナツソエン王の時まで其設けなかりし其後、ソリー第二世の時に當り二人を撰みて之に任し且つ世襲官となせり此官の職務は軍人の名簿を監督して軍人を召集するに當り召集に關する行政上司法上の事務を所辨するに在り例へば召集の時に應じて來らざる者を罰し又は野營を設くるなど主計官のことも司れり然れとも軍兵の指揮者にはならず佛國にて此官を以て軍隊の指揮者と爲すと異れり

第四ロールド、マルシヤール(Lord Marshal)は最初國王の旣の監督者にて且つ王の宮殿をも監督せり其後スナツソエンの時に至りフヒールド、マルシヤールを置けり依て之と混合してロールド、ハイ、コンステイブルの役目の如くなれり尤もその他に國王より借財せる處の借財者に付ての處置をも取扱ふ實に此第四も第三も皆自分

自身又は職務と行はず其家來をして代て其事に當らしめたり
以上の四官職は實際政治上の勢力なく虚飾たるに過ぎざり然るに之に反して
實際に權力を有せしむる新に設けし處のキエーリヤレソスの役人なり其役人の
重なるもの三人あり第一ジャスチシヤリー(司法官)第二チャンセラ(最初は王の
秘書官)トレジュラー(財政官)是なり

第一ジャスチシヤリー(Justiciary)は國王に代て政治を執りしものなり假令國王
にして歐羅巴の領地なるノルマンギー・アンジョーに出てたる時又は親ら十字軍
に臨みし時若くは愛蘭に遠征したる時あとの不在中は王の攝政官なりし去れど
もヘンリー三世の時は此攝政官を廢せり蓋し大陸の領地を失ひたれば王の不
在なると稀にして此官職を置くの必要なきに出る

第二チャンセラ(Chancellor)は元來國王の秘書官なり國王より發する所の特許狀
又の律令等を王に代て取扱ふものなり加之國王に關する處の訴訟は此チャンセ
ラーの前に持來りて判決すまた此官職は國王の命令書の草案を起し國王に差出
す處の凡ての歎願書の許否を取扱へり此官職は此の如き位置なれば隨て其手許

には王國の玉璽を管理せり且英國の普通の裁判所か審判する能はざる特別の事
件をも判決す

第三トレジュラー(Treasurer)は國家の理財の出納を司り國王の財産に關する疑問
に付ては國王の顧問たり斯く財政を一手に管する故に其後要路に立ち勢力増加
して第十七世紀には殆んど宰相と同様になれり即ち總理大臣は大藏大臣なりと
云ふか如くになれり

以上述べたる官職は畢竟今日より見れば大臣の如き位置なれども是等の職員は
今日の内閣の如く一の團体を爲さず即ち内閣會議なるものはなくして國王は其
中の一人に向て何時にても隨意に評議を爲し且自由に黜陟するを得當時讀み書
きに熟し又は法律に明かなるしは重に僧侶なりしを以て隨て此等の官職に任せ
らるゝは大抵僧侶なりし例へのトーマス・ベツケットの如し
アングロノルマン時代に於ては國家の官職に任するに其位置を賣買するの風存
し國王は其官職の位置を賣るに當り最高の金銭を納むるものに之を讓る傾きあ
り是れ云ふまでもなく國王が官職を以て金を得るの機關とし手許に金を得んと

するの意に出てたるなり此等の事實より推すも國王たるものは頗る專横にて其行政の精神たるや甚だ殘酷なりしを見るに足る

財政局

第四章 アングロノーマン時代の地方制度(地方行政)

第一、ウヰリヤム公が英國に來りて以來はアングロサクソン時代に勢力ありし所謂アルドールマンの官職殆んど廢され之に代りて侯爵とか伯爵とか世襲の爵位を有する名譽職の人物其位置を占めたり但しノルマン時代には實力なくして榮譽に止まり絶へて政治上の權力を有せざりし而して其名の其州の名に基き(仮令の武藏の貴族なれば武藏伯と云ふか如し)又は其人の住する町名に由り或は其人の有する邸領若くは其族姓(藤原家源家と云ふか如し)を以て通常之と稱へ居れり此位置を占むる者は其土地の収入の三分の一までも得ること間々之あれども併し是は特別の場合にて斯る風の後に至て止みたり
以上述べたる如くアルドールマンの權力はアングロサクソン時代といふ全く相違し來れとも唯北部に位する處の土地外國と界するに住する者は尙ほ舊の如くに

兵馬の權を掌握せり(大体より云へば一般に廢されたるも其は何故に然るかと思ふに北方なる外國と界を接する土地に於ては屢々外國侵入の憂有り故に其土地の首領として殘し置き兵馬の權を有せしむるの必要ありたればなり

第二、シャイヤード稱し州政の實權を掌握するものありてサクソン時代のシエリックの如し(サクソン時代にアルドールマンの下にシエリックなる次官ありたりシエリックは州令と譯する人あり)依てノルマン時代に於ても此官職を稱してシエリックと云ふ此シエリックの國王の隨意に命令する處まで國王意志の機關となりて其州と治むる者なり去れの司法上軍事上財政上とも國王に代て之を處辨す此の如き要なる官職たるに拘らず當時は之を賣買する場合ありたり即ち多く献上物を爲せし者に此官と授け以て國王の金庫と温めしことあり且國王の此シエリックを利用して随分人民を虐待せしことあり又シエリックか金錢を取立るに多少壓制の所爲あるも中央政府は默許せしことあり

此シエリックの下役にベリック(州令の代理并に書記あり是等は共に政府の公役人にあらずしてシエリック推撰の私役人なり故に其治め方の善悪も就てはシエリック

獨り其責に任せざる可らず
 サクソン時代に州會シャイアムトなるものありしか此時代にも尙は存せり只此時代にはサクソン時代よりも議すへきこと多くなりたるを以て以前よりは開會の度數を増したり

各郡の政治向きを監督せんか爲に州令シェリフは各郡を巡回す之を名けて州令巡回と云ふ此組織は其後第十三世紀には全く整頓せり

第三、警察の爲にサクソン時代に行はれたる十人組の組織なるものも亦尙は此時代に行われり素よりサクソン時代には唯一時警察上便宜の爲に設けたる組織に過ぎざりしか此時代に至ては永久の確乎たる組織となせり國中何れの自由民にても皆此十人組へ割付て其姓名を記載し整然たる名簿を調製し若し其中に名を載せらるゝことを逃れて十人組に入らざる時は其人は罰せらるる筈に自分か罰せらるゝのみならず其仲間まで罪に座せらるゝなり互に制し合ふの法かサクソン時代にありたるを此時代に確めたるなり此姓名録はシェリフ自身に監督して毎年巡回の際に之を檢査す然るに往々抜目ありて隨て罰金を取るへきと多ければシェリフは之に由て多少の金錢を懐にするを得金を得る一種の良方便と爲せり

第四、サクソン時代より一の市府なるものハ自治權を有し其司法上の事務は殊更に其市府に設けある裁判所にて處辨し其所屬州令の監督を受けざりし故に若し市府の住民に關する裁判の起る時は特に市府の役人ハ書と送りて之を處置せしめ其回答を州令にせしむるに過ぎず曾に大市府のみならず隨分小市府にも此特權を有するあり即ちヘンリー三世の時代此特權を得たる者多しとす此の如き自治の特權を有するは只に市府のみならず或る貴族の邸領も亦同様ニ自治權を有するあり斯の如き邸領を稱してリパーチャーと云ふ

第五、中央政府と地方政廳との關係を密にせんか爲に時々必要の場合に當り國王より特に使節を發して之を監督せしむ蓋し是と地方との干係を密にせしめ割據に陥らざる様に勉めたりしなり

第五章 ヘンリー二世の改革

ヘンリー二世は英國の司法事務を整頓することに於ては大に與りて力ある王

なり此王の改良に由て二の確乎たる司法制度と作れり即ち第一は巡回裁判第二は陪審官の組織是れなり加之第三には亦王の御宇に於て王室法院即ち親裁々判の設置も完全せり故に如何なるが巡回裁判か如何なるが陪審組織か如何なるが親裁々判かを順次説明せん

巡回裁判 此組織に由り各州裁判所より司る司法事務を監督し各州裁判所に於ける大事件の裁判を判決し并にシェリフの司法上の事務と支配する爲に王は特に委員を派出して之を處置せしむ斯く中央政府より委員を派出して地方の司法事務を監督すると其完全に達したるは千七百七十六年以來あり此目的の爲に派出する委員は六名の判事より成立ち巡回區を六區に別ち其一より六まで順次巡回して其土地の司法事務を掌る故に巡回裁判の名を下せり其巡回の度數は年々各裁判所に二度位なり

陪審官 此組織も亦英國に於ては漸次に發達しヘンリー二世に至て殆ど完全を告げたり陪審官に二種あり一を大陪審グランジド、ユリーと云ひ他の一を小陪審(ペナー、ジュリー)と云ふ共に其起源の巡回裁判に基けり

大陪審は千百六十六年に整設せられ千百九十四年に修正されたる者なり前述の巡回裁判官か或る州の裁判所へ到着する時は其裁判官は四人のナイトを撰出すこの四人のナイトは又外更に二人を各郡より撰出す斯く各郡より撰まれし二人は又更に自分等所屬の郡内より十人を撰出す是に至て自分を合して惣員十二人とある最初のナイトは撰出の時のみにて其後は干係なし此十二人の實に國王の名義に於て質問せらるゝとは自分等の知る處を腹藏なく答ふへしとの誓約と爲すものとす茲に於てリパチャーなり市府なり若くは各郡なりの役人か其土地に在る犯罪を提出し平生は溜め置くものとす但しリパチャーは大土地にて王の干渉を受けされぬ固より是等の土地に於て判決されたるものに限る即ち役人か判決の草案を作り陪審の前に持來るなり但し終局の裁判の陪審を歴さるへからされたり陪審官は其罪人の事に付て判事の参考とする爲め知り居る丈けのことと答ふへきものとす加之陪審官は役人より提出せる罪科の外に尙ほ罪すへきことあらは是等自分より提出するを得るなり若し陪審官にしてタウン、リパチャー若くは郡吏の提出せる罪科は實事なりと證明する時の直ちに告罪狀を發して之を裁判

するものあり蓋し陪審官の要は陪審官の意見と聞き事實の有無と證明せる上ならては判決すへからすと爲し裁判事件を鄭重にするにあり此最初に出る陪審官を大陪審官と云ふ然るに若し巡回裁判官の爲に罪せられたる者か其を冤罪とし今一應裁判を受けんとの意見を有する時は他は控訴の道を求めざるへからす是小陪審官の因て起る所以なり

英國に於てアングロサクソン時代には元來習慣として最終の判決は神判に求めしか此神判は感服すへからされは此時代は之に代ふるに小陪審を出すことせり其組織左の如し被判決者にして大陪審に述へたる參考に依り裁判官か意見を加へしを不服とする時は自分の土地より陪審官を更へ撰出し事實の有無を新判せらるゝを得仮令は其事は近隣の者より聞けは分ると云ふ時は判事は直に其者と呼出すなり但し罪人の満足せざる人を除くを得此小陪審官の意見は事實上の問題のみに關し罪科の有無を審査し之を證明するに過ぎざるなり

親裁々判 國王の朝廷に於て特別に裁判官の一團體を作り人民より王に對して訴へ有る時は之を裁判するの權利を與へたり是れ千七百七十八年に於て王室法院

設置の基礎を開きしものなり此官衙の職員は裁判長一人その他は裁判官と云ふ名稱なり歳出入の事に關して別に財政局の裁判所あり

第六章 上院の起原

ウヰリヤム、セー、コンクエロルが英國を蹂躪して之を征服したるの後朝廷か國中の諸侯を召集し集會を開くの風習ありて毎年三度づゝ之れを開會すと雖も此集會は憲法上要用なる位置を有するにわらず畢竟其目的は國王の盛なるを見せるの示威會に止まるに過ぎざるなり故に其議する所も政治上の重大なる事柄ならずして全く兵事上の性質を帯ひ互に綺羅を飾りて出席し軍功を誇るなどに止まる左れば此集會は彼のアングロサクソンの時代ウヰリヤム、セー、コンクエロル(智者の集會)の引續きと爲すは謬見なり只に此集會を目してウヰリヤム、セー、コンクエロルの引續きと唱ふるのみならず後世英國上院も亦其引續きなりと云ふに至りては一層の謬見なり況やアングロサクソン時代の國會の組織は一時ステッフエンの曠きの爲に千百三十九年以來廢滅に屬し其影をも止めざるに至りしをやウヰリヤム、セー、コンクエロルは引續かすとせばノルマン人戰勝後上院即ち國會の起原は何時に在りや曰くヘンリ

ト二世と羅馬法王との間に僧侶に關して争を起したるとあり上院は則ち其争に連れて興りたるものと云ふべし左れば其争か如何して干係を及ぼしたるか詳に之を説明せん

千百五十年以來羅馬法王の權力頗る強大にして獨り英國に向てのみならず殆んど歐洲各國とも其内治にまで干渉するに至れり例へばビショップ(僧官にして僧正と譯するあり)を撰定するに當て法王の主張する所は俗人容喙するを得ず即ち法王の特權たり且つ僧侶は僧侶を審判する裁判所の外決して他の裁判所の裁判を受けざるの特權を有し又法王の使節は英國に來たりしときは英國中一般僧侶の事件に關して最高權を有し又僧侶は大審院の裁判を以て終審と爲さず尙ほ進て法王に訴ふるを得加之法王か之と判決して破門(エキスコンミケーション)の罰を興ふる時は本國の國王か承諾するに否とに拘らず効力ありとせり羅馬法王は斯の如く強大の權力を有し且つ英國下流の民の皆な法王に和親み法王の爲に盡力せんことを欲す然れども國中の貴族并にビショップは皆法王の權力強きに過ぐることを浩歎せざるはなし此に於てヘンリー二世は是等上流の人々と好み

を通して法王の權力を挫折せんことを企圖せり

千百六十年に於てヘンリー二世は此目的を抱きて國中の勢力ある貴族并に高等の僧侶を召集し法王に對する國家の位置に就て評議を遂けたるに是等の貴族并に高僧は法王の權力強きに過く英國の須らく昔日の位置を回復せるさへからずと評決す然るに此時に當て高僧中獨り乘人に反對して法王を辨護せるものあり其名をトーマス・ベケットと稱す此人は以前英國の大法官(チャンセラ)にて頗るヘンリー二世の爲に重せられ法王に薦めて最も高官なるカンタベリーのアーキbishop(大僧正と譯するあり)に任せらるる故にヘンリー二世にの深き恩義のある人なり斯る恩義あるにも拘らず今や宗教の爲に法王を辨護して國王に反對することゝ爲れり

トーマス・ベケットは裁判所に召喚されて密札を受け遂にベケットは一般の僧侶に對して駁難を爲し國王の役員を破門の罰に處したり此争は數年間引續きたるか終に其結果として國王の貴族并に高僧の協力を得てベケットを放逐し且つ其所有地を沒收す時に羅馬法王は此事を聞くと大に憤懣し英國に對して嚴酷なる

處置を爲さんと劾かせしかば其掛合の爲に國王も少しく讓る處ありて遂に國王とベケットの間を和議調ひベケットの許されて英國に歸るを得時に千百七十年のことなりき

是より先きトーマス、ベケットが放逐されて外國に居たる時に當り國王の長子加冠せられヨークのアーキbishopp其儀式を司れり英國又は二人のアーキbishoppあり一をカンタベリー大僧正一をヨーク大僧正とす國王加冠の儀式はカンタベリーのアーキbishopp之を司る古例なるか此時放逐されて不在なりしを以てヨークのアーキbishopp代て儀式を取扱ひしなり然るもトーマス、ベケットの此事を聞くや怒て曰く國王加冠の儀式はカンタベリーのみ之を司るヨークの與る處に非ず是れ越權の所爲なれば附せざる可らずと法王に迫れり且つ請求して曰く其他倫敦サリスベリーのbishoppは此事に與りたれば破門すべし管に僧侶のみならず凡て此儀式に與りたる貴族をも破門すべしと依て茲に大葛藤を起したり然るに同年千百七十年十二月廿九日に於てトーマス、ベケットは突然四人のナイト(士人)の爲にカンタベリーの寺院中にて殺害に遇ふ此殺害たるや國

王の許可を得て茲に之を行ひたるに非ず是等のナイトは以爲くベケットは國王の妨害物なれば之を除かざる可らずと國王の意を嚮へんか爲に行ひたるなり然るに此殺害は國王方に利益を與へずして却て法王方に利益を與へり之れ他なし當時國中にベケット氏は宗教の爲に悪人に殺害せられたりとの風説四方に起り人心爲に恟々如何にしても此所爲は放置すへきに非ず須らく法王に訴て法王の威力を借らざるへからずと大に騷擾せり依て國王は法王の爲めに十字軍を出すべしとて夫れにて埋合せ漸く平和に歸すべきの期に達せり

以上の争擾中國王は特に國中の貴族高僧を召集し國事に參與せしめ以て共に要件を議決せり是實に英國上院の因て起る濫觸なり

ヘンリー二世の相續者なるリチャード第一世王位に即くや身を十字軍に委して外征を事とし本國には一人のbishoppを推撰して之を攝政官と爲し國中の萬機之に委託し置けり斯る處置あかしよりして國中の貴族高僧は共に力を合せて國王に反對す而して此リチャード第一世の相續者なるジョン王即位の後にも亦同様を反對せり然るにジョン王は無道にも貴族にして國王に妨害をなさん

とするの疑ひある者より盡く人質を取り且つ數多のビショップの財産を沒收せしに依て羅馬法王は其暴虐を咎めてジョン王を破門し佛王に援助せしめて英國に迫りしかはジョン王の止むを得ず國を擧げて法王に服従することゝなれり併し其代りとして法王より充分の保護を受くることゝせりこの時に當りカンタベリーのアーキbishopあるステッフエン、ラングトンを始めとし其他國中凡てのビショップ並貴族の力を共にして國王并に法王に向つて反對を試み宗教上昔時の英國の位地に恢復せんことを請求し終に此貴族高僧の團體は勝を制して國王より有名なる大憲章を受るとなれり是れより以後上院の組織の益鞏固なるを得たり以上を上院の發達とす

第七章 大憲章(千二百十五年)

貴族高僧カジョン王に迫りて受取りたる所の大憲章あるものは如何なるものと云ふに抑ジョン王が英國人民と争ふに當てや國王の味方は位置下等なる人民のみにして國中の貴族高僧及び倫敦の富豪なる商人は皆反對に立ち是等の反對者は國王の宮殿なるウサントン城に相對せる原野に陣し武器を携へて腕力の

脅迫に出たり國王は此狀勢を見到底鎮壓すへからずと思惟し遂に千二百十五年七月十五日宮城を降て貴族高僧等と平和の約束を爲せしものあり時に貴族高僧等は國王の面前に四十九箇條の申出を爲し承認あらんことを要請せしか其申出に修正を加へ即ち六十三箇條より成立する所の大憲章を發布することなれり今大憲章を分類して其大要を述べんに第一は臨時の要求なり即ち是迄ジョン其他前王のリチャード、ヘンリー三世の實施せる新設の諸負税は苛酷なれば以後廢止すへきことその他臨時課税に付ての要求多けれども小個條なれば之を畧す第二は國王が封建時代に有せし權利は嚴重に制限されんことを望むに在り(此制限には都合十一個條あり人民が請求する所の制限の大畧を述べればリリーフ免許料)の高はリリーフを取上くへき者の財産の高に應じて確乎たる割合を定め王の勝手に徴収せざらんと又國王後見(ガーディヤンシップ)に付ては凡そ國王が其臣下の相續者の幼稚なる時之か後見となるに當り幼者に屬すへき財産と消費するの虞ある措置を爲す可らず又相續人が丁年に及び其家を相續するに當り不正の債金を徴収すへからず又國王が婦女の相續人を嫁せしむるに當ては豫め其趣と

親戚に告ぐへし又國王の任意に寡婦を他の者へ嫁すへらす(當時は婚姻を嫌ふ女を強て嫁せしめんとし若し命を奉せずんば償金を差出すへしなと嚴酷なる措置ありたりき)然るに憲法上より云へは其最も要用なるの第十二條なりとす即ち三個の格段なる場合の外地主の承諾なしにズキユイテイヨ(精料又はエイド補助金)などを課すへからず是れ人民か財政の協議に與る一の階梯なりと云ふへし第三司法事務に付ての要求は即ち從來行ひし處よりも益々規則正しく實行せんことと望むに在り巡回裁判は度數の少なき弊あれば更に年々四度は必ず各州を巡回すへきと從來陪審員を撰ぶ所の四人の士人は州廳に由て撰はれたし親裁判院は是迄國王か國中を巡回されし時其到る處に之を設けしか爾後司法事務を抄取らしむる爲め或る一定の場所よ置かれたし而して其最も要用なるは第三十九條とす是所謂身体の自由を確めたる者にて條文に曰く凡そ國中自由の民は同輩の裁判若くは國王の法律に由るに非んば逮捕禁錮及び褫奪すへからず法律の保護と解かるへからず國境の外よ放逐せらるへからず如何なる方法に由るも決して加罪若くは毀損せらるへからず且王は恣まに之を犯し之を引致せざるへし

と又第四十條も大に要用なり此第三十九條第四十條は甚た要用なれり前者誤まらざらんことを欲し英書に於ても往々英文と羅甸文との兩様を載せたり其條文に曰く國王は權利(Rights)若くは公裁(Justice)を拒絶し之を遲延若くは棄却せざるへし第四は國王の氣儘なる收斂に付ての要求にて國王の過料を課するに罪の輕重に應じて多少の額を納むへきこと又國王の家事よ供ふる物品は當時相當の價にて買上くへきと

第五州令并に傭兵に付て是迄州令の權利を使用すること自己の權限外せても及ぼすことありたれとも以來は之を制限せざるへからず又從來國王の外國の兵を雇ひ傭兵として備へしか以後は之を撤去せらるへし

第六憲法上に付て大憲章中最も著しき要用なる個條の行政事務と支配し監督し并にエイド及びスキューテイヨに關して地主の集會を監督する處の委員を撰ぶこと是なりエイド及びスキューテイヨに關して第六十一條に載せたる所を見るに王と人民と取結ひたる條約を果して實行するか否の監督として廿五人のパーソンを撰ひ若し王又は王の役人よして此大憲章の條文を實行せず之に背きたる時

は此條約を破りたることを調査せんか爲に右の二十五人中より四人の士を撰ひて之を調査せしむ此四人が調査したる後に王及び王の役人が條約を破りしことを恢復せんことを歎願し尙ほ四十日を経過するも其儘に放置する時は此四人の其理由を二十五人なる委員全体に提出して協議するものとす若し二十五人の多數決にて國王の處置は果して憲章の主義に戻ることを見出したる時此二十五人が主唱者となりて英國全体人民の委員と共に是非とも恢復されんとを王に迫るなり此場合には王の宮城を乗取るも王の土地財産と取去るも苟も王女王王子の身体に危害を加へざる限りは先きに受けたる國王若くは國王の役人の條約を破りたる損害を恢復せんことを勉め得るものとす然れとも一旦曾て受けたる損害を恢復するに於ては舊に依りて王は王として尊敬せざるへからず以上は大憲章第六十一條に現定せる處なるか何故に此の如き個條を設くるの必要あるかと云ふに人民が王に抵抗する權利あることを實際に顯したるよ外ならず元來歐洲の封建制度に據れば一度君臣の約を結ひたる以上は其臣下は君主に向て如何なる抵抗も出來得ざる主義なりし故に臣下たる者は若し暴政に出逢

ふ時は其君主の幕下を去て君主を非難するを得るのみ此事は歐洲大陸何れの國にも流行せしか獨り英國のみハウヰリヤム王の足を容れし以來英國王の人民に對する權力は他の大陸諸國に比して遙に強大なりし英國に於て司法財政等の權力は悉く中央政府に屬し加ふるに臣下にして若し謀反者あらんや王は立どころに雇兵を以て之を征するか常なれば人民は國王に反對と試みるの機之あらざりき是れ此の條に抵抗の實力ある明文を掲げし所以なり茲に一言すべきハ歐洲大陸諸國に於ては暴政には一個人か一個人として王に抵抗するの道あれとも英國には人民全体とし之に抵抗する道あり第六十一條に次て要用なる個條は第十四條なりとす此條に定むる所は若し國王よして年々定めたる規則通りのエイド及びスキューテイアの額越て臨時の補助金を得んとするには必らず特別の召喚狀を發して高僧豪族を召集し一般の國王直轄者と集會する旨をシエルフよりして通知せしむる様且開會の理由を添て四十日前に報告すへしとあり畢竟此個條は餘分の取立てを爲すには人民は協議すへきことを言ひ現はせしあり斯く本條に規定しあるはジョン王并に祖先が随分

餘計の金を取立て、人民を苦しめたる故に以後再び王か之に倣はざる様險保付
 きに爲さんことを希望したるなり固より王に服従し必要の補助金を差出すこと
 は人民の承知する所なれとも果して王の請求に應ずべき理由あるか果して王に
 献納すべき必要あるかは人民に任せられんこと之意なり
 上來述べたるは大憲章に載せたる中の大体の事項なるか之に一言を加へて大憲
 章に付て言へば身体の自由財産權の兩點を確めウヰリヤム大王以來英國に行は
 れたる確乎たる中央政府と程能く混合したるなり斯く王にも人民にも都合好く
 双方地位を失ひざるを以て其後諸處の邦國にて憲法を立つるに當り之を模範と
 仰く去れり此大憲章は宇内は大功あるか故に從來學者間種々の賞辭を與へて之
 を揚言す之を要するに英國大憲章前後に於て發布されたる憲章は之を大憲章に
 比すれり日の前に於て星の光が失はれたるか如し又大憲章前後の憲章は盡く大
 憲章の前に出れば皆其影たるに過ぎざるなり
 大憲章に載せある權利を確めんか爲に其後屢々憲章を發布されたることありて
 已に千二百十六年に於てジョン王の相續人ヘンリー三世は再び憲章を發布し
 たれとも是には大憲章を本として要用なる個條も略して載せざるあり就中第十
 二條第十四條第六十一條の如き要用なるものすらも之を省けり其後千二百二十
 五年に於ても亦發布せしか此憲章もても右の三條は省きたり
 大憲章の受取に由て英國人民の權利の確然として定まりたりと雖も爾後英王と
 人民との間には争なきかどふに王は依然年々經るに従つて自分の特權を濫用し
 第十三世紀に起りし大なる争ひは盡く王と人民との争にて充満せり時としては
 人民の勢力強きことあり又或り王の勢力優れることもありて色々なりしか結局
 大憲章に由て生したる重なる結果を擧ぐれば豪族の集會が規則立て政治上要用
 の位置を占むるに至れるに在り

第三編

第一章

政治上の出来事

(大憲章よりナユードル王家の即位まで千二百十五年より千四百八十五年まで)

此時代の憲法史を了解するにも亦先づ此時代に如何なる出来事のありしかを知ると要す依て参考の爲に先づ政治上の出来事を述べ置かんと欲す

ヘンリー三世即位せしとき王の尙ほ十歳にも足らざる小兒なりし斯く幼稚の王が位に即くことなれば此の王の爲に攝政となり王の丁年に達するまで英國を管理するは誰なるやの問題起れり國中の貴族の集會に此問題を決すべきなれども是は大問題にして容易ならざれば當に辨論のみに由らず戰爭に於て之を決することになれり斯く黨派起りて争ひたるも其各黨の王の爲に計らずして自己の權利を伸張するの好機會となさんとし之れか爲めヘンリー三世の永き御宇(紀元千二百十六年より同千二百七十二年に至る)は勢力ある貴族の争并ぶ國王の王權を恢復せんとするの事實を以て充滿す王の遂に王權の恢復を爲す能はずしてエドワード第一世に位を讓ることゝなれり抑も此エドワード第一世は戰爭を好

める君主にて特にウェールスを征し蘇格蘭に遠征し加之度々佛國に向ても軍兵を出せり斯く屢々戰爭を起せしに付王は戰爭に必要な武士と軍費を支ふべき金錢の必要を感じ國中の人民より夥多の財産を徴収す元來此王は人望に乏しからず又其治世中の有様を觀察するに英國憲法史上明君中に數へ入るべき王なりとす殊に英國の上院は此王の創設なりと記し臆すべきなり尙其詳細は上院の事に關する章に於て述ふる處あるへし

エドワード第二世エドワード第一世に代て即位せしか此王は父王の如く英邁ならず王に次て其子エドワード第三世僅に十四歳にして位に即けり此王の時英國の屢々佛蘭西と兵を交へしか當時の兵は皆傭兵に頼するものなれば之に相當の給料を拂はざるへからず而して斯く給料を與ふることなれば實に莫大の金錢を要せり是に於て王は伊太利并ぶ獨乙北部の自由都府に於ける商人に借財を起せり又當時英國の羊毛の上等なるものを製し之を多量に外國に輸出するの風ありければ王は之に重税を課し以て國王の歳入を助く之を稱してサプスタイズ、オン、ウールと云ふ蓋し此特別税は當時の諸侯并に一般人民が徴収することを承諾し

て其權利を王に與へたるなりされは此の王治世の間は財政上困難を極め爲めに國會の權力を強めたるの傾きありて就中諸侯の勢權を増強す斯くて諸侯の勢權は王の孫リチャード二世の幼少の時に當り殊に著明なりし此王か丁年に達し自ら政治を行ふに至り王は下院の力を借て國中貴族の勢力を覆さんとす然れ共其目的を遂ぐる能はざるのみならず却て王位と生命と共に失ふに至れりリチャード二世の後には於て王位を継ぎしランカスター家の最初の二代即ちヘンリー第四世同第五世は能く下院と親密の交際を爲し其間極めて睦まじかりし就中ヘンリー第五世は佛蘭西に勝を制して大に人望を得たり然るに此王は不意に崩御し其子ヘンリー第六世生れて九ヶ月の幼少を以て位を踐み加ふるに玉は成長の後狂愚者たり斯く幼少ある且人並みならざる國王の御宇なれば英國中は諸黨派の争ひにて充たされ甲黨は他の人を立て、王を廢せんとし乙黨は其儘にして已れか攝政を爲さんとし有名なる薔薇戦争の起るあり此薔薇戦争の名あるは兩黨の緋く君主の鎧の上は赤白の薔薇を付しありしか爲なり此内亂は三十年の長き間に彌り漸く局を結び畢に赤色標のヨーク家戦ひ克ちてエドワード第四

世即位せり

エドワード第四世は治世の間頗る壓制を極む畢竟此王か壓制の機會を得しは長き戦争に於て勢力ある貴族は戦死して王は抵抗するもの鮮くなりしか爲めなり其子エドワード第五世は年甫て十三歳にて即位せしか治世僅に三ヶ月の後叔父リチャード第三世の爲す弑せらる而してリチャード第三世も亦千四百八十五年ヘンリー七世とボスウオルスに戦ひ軍破れて戦死す是に於てヨーク家亡ひチエドワード家の治世となれり

第二章 裁判所の改良並に地方制度

既に述べたる如く第一にキングスベッチと稱する法院ありて國王と人民との間に起る訴訟を裁判し且つ各裁判所の判決し難き事件を控訴する所とし第二に財政局の裁判所ありて國家の歳入出等總て理財に關する事柄を審判し第三にチャンセリーの裁判所ありて通常の裁判所にて判決し難き衡平法に關する裁判を爲せり以上を第二期の裁判所とす

第三期に至ては右の裁判所の外新に紀元千二百七十八年以來コンモンベンチな

る裁判所をウエストミンスター、オールに設け國王の關係せざる所の臣下の間に起る訴訟を判決せり此裁判所に於ては判事は總て前の判決例を基礎として之をイアープック(年報)に載す即ち此報告書が英國普通法律を形作る此報告書を登載したる所を修正せんと欲するには唯國家の法律に由て之を變更するを得其他に於ては之を許さず恰も英國は判決例を以て一の法典と看做すなり此時代よりして英國に法律の學問に進歩し法律に關する著書續々世に現はれ且第十三世紀以來代言人たる職掌の如きも確乎たる職業となり又法律家を養成する爲め倫敦に四個の法學院を設け法律に従事する子弟を薰陶す即ち第一リンコン、第二インナーテンブル、第三ミッドルテンブル、第四グレイズイン是なり此等の四法學院よりして法律師並に判事等輩出せり又此時代の終に國王に關し訴訟を提起せしに當り辯護の爲めアトニーなる國王の代言人を命ずるとあり

既よ巡回裁判及び陪審の組織備はり居りたるを爲め嘗てシェリフが擅にしたる權力を多少褫奪す蓋し大憲章にもある如く政府はシェリフの專横を防禦するの處置を執りしか尙ほ此時代には他に機關を設けてシェリフの權力を益々狹隘ならしめたり即ち其機關二あり一は檢屍官二は治安裁判官なり

第一に檢屍官を設けられたる爲めシェリフの權力を失ひし有様と述へんにエドワード一世の治世以來國王は各地方に於て檢屍官なる者を命じ檢屍の職を取らしむ即ち其司る處は人の死亡するや檢屍官及び其外十二人以上の者が果して其死は自殺に出でしや將た過失に出でしや抑又自殺たるやを承認したる上にあらざれば埋葬することを得ず故に若し其死体にして他人の爲に殺害せられ加害者の何人たることを檢屍官并に十二人中の者が指名したる時の其指名されたる者を糺問し刑に處す然るに未だ檢屍官のあらざりし時は獨りシェリフが自儘勝手に監督したるものなりし

第二に治安裁判官を置きたる爲めシェリフの權力如何になりし乎と述へん治安裁判官は既に千三百二十七年以來其設けありしも千三百六十年に至り初めて確乎たる組織となれり裁判官の各地方毎に命せられ大抵其土地の豪族を擧て之に任す然れ共各州に於ても必ず判事の一人は法律に通曉せる者を混せざる可らず

どの制限を立てたり治安裁判官の窃盜強盜殺傷又は賭博其他總て國家の安寧に危害を及すの事件は之を判決するの權利を有せり此罪人を裁判する爲め各州の治安裁判官は其州の中に一年四回相集りて開廷判決せり又此判事は時としては僕婢の給料に關する訴訟をも判決したるとありたりき要するに從來シェリフの取扱ひ來りたる警察事務の一部を執行せることゝなれり

第三章 樞密院

既にアングロノルマン時代に於て國王は四人の世襲名譽官及三人の行政官吏を命して最も高官の地位に据へ置けり去れども此官職は中央政府の政治を左右するの團體を形作りたるにあらず當時行政上の大政を左右する官職には未だ確定したるものあらざりしヘンリー三世即位せるに當り王の幼冲なるを以て大政を裁判する爲め他に官職を帯ひざるものと以て顧問官と爲せり此顧問官に關して稍々完全の組織に至りたるは此王治世の末年以來とす即ち理財局の總裁並に高等法院長等其他の人々を以て之を組織し國家の方針並に行政の大綱と評議せしめたり

是に於て樞密院は國家最上の權力を有する官衙となり苟も國中に於て國王に對する諸願或は上院の原案は豫め此官衙の目を經るを要す樞密院に於ては直に之に回答するか又若し其事柄にして入組みたる者は其節役所に質して之を決し其他國家内治の大事件及び外國交渉に關する事柄は皆樞密院に於て其進退を決定す故に外國に對する事件にて格段なること生ずれば樞密院より然るべき人物を選ひ之を外國へ派遣して談判に任す或は内國にても或る行政の事務に付て監督を要する時に特別に委員を撰ひて之を調査せしむ即ち約言すれば内治外交とも苟も政府の大綱に屬すべきことは樞密院の掌握する處なりし樞密院の權力は此の如く宏大にて往昔國王が所有せる特權の或部分を殺き取りて樞密院に歸したるか如し斯く強力なりしにも拘はらず其後漸く衰弱し來り他の議會に向て其權力を移すに至れり其議會とは何ぞ曰く上下兩院是なり

第四章 上院の組織

曩きに大憲章の發布されし以來英國國王は是非とも國中の大貴族を集て國家の法律を變更するか或は楯料及臨時の補助金を取立る時に此等の貴族の承諾を

經て實行するの要用あり加之國中の貴族或は國家の官吏より重罪に處せらるゝ時は又貴族を集めて判決を乞ふことになれり以上は固より其概況にしてヘンリー三世の如きエドワード第一世の如き此手續を履行せざりしこともありしか兎に角以上の事柄は英國憲法の必要なる一部分と見認めらるゝに至り通常少くも毎年一回は必ず此集會を開く習慣となれり

斯く集會を催す時は王は之に國家の要用なることを提出して評議せしめ國家の大事を取扱ふり故に其評議の事程は勢ひ前章の樞密院が取扱ひし處と同様になれり唯樞密院と此集會との區別は樞密院は常に開かれ貴族の集會は臨時に開かるゝの別あるのみ

ヘンリー三世以來殊にエドワード第一世以來は猶更國家の法律には是非とも貴族會議の協賛を経るを要す是に於て勅令と法律との間に區別立ち縱ひ國王が樞密院と一致して出す法律も上院の協賛なきものは勅令たるに過ぎず然れ共之に上院の評議を経て國家の法律と見認めらるゝに至れり斯く上院は漸次勢力を得て租税立法司法行政とも凡て議會に於て討論して以て之を決するに至れり

斯る國家の大事件を議場に討論するに當ては必ず演說多かりし依て羅甸語ある(Parlare) (辨を弄するの意義)よりして此議會をパリーリヤメントと稱するに至れり此の奇体なる名稱は第十三世紀の中葉以來今日に至るまで之を使用す

却説當議會へ撰出さるゝ議員は如何なる資格と要せしかと云ふに當時の資格は稍不明にして今日より之を明言するを得ず即ち之か資格なりと云ふ正しき規則なきか如し曾に資格の確定せざるのみならず開設の時期及度數の如きも又は議員の數の如きも甲王の時代と乙王の時代とは相違あり唯ヘンリー二世の例に従て議會に僧議員(Spiritual personage)と俗議員(Temporal personage)とを混して撰出すと云ふことは確定せられざり即ち一方には二人の大僧正と十九人の僧正并に其他の低き僧官より數人と撰出し他の一方よりは國中に於て富豪の貴族が議會に召集されたるなり併し右等の豪族ならざるも特別に國王の命令に由て(就中第十四世紀に於ては)通常人を議會に召集したること少なからず斯く通常人が召集さるゝ手續は極めて簡便なることにて唯國王より捺印ある召集狀を受取るに過ぎざりきリチャード二世以來は通常貴族并に貴族の長子なる正當の相続人は代

經て實行するの要あり加之國中の貴族或は國家の官吏に重罪に處せらるゝ時は又貴族を集めて判決を乞ふことになれり以上は固より其概況にしてヘンリー三世の如きエドワード第一世の如き此手續を履行せざりしこともありしか見に角以上の事柄は英國憲法の必要なる一部分と見認めらるゝに至り通常少くも毎年一回は必ず此集會を開く習慣となれり

斯く集會を催す時は玉は之に國家の要なることを提出して評議せしめ國家の大事を取扱ふに故に其評議の事程は勢ひ前章の樞密院が取扱ひし處と同様になり唯樞密院と此集會との區別は樞密院に常に開かれ貴族の集會は臨時に開かるゝの別あるのみ

ヘンリー三世以來殊にエドワード第一世以來は猶更國家の法律には是非とも貴族會議の協賛を経るを要す是に於て勅令と法律との間に區別立ち縦ひ國王が樞密院と一致して出す法律も上院の協賛なきものは勅令たるに過ぎず然れ共之上院の評議を経て國家の法律と見認めらるゝに至れり斯く上院は漸次勢力を得て租税立法司法行政とも凡て議會に於て討論して以て之を決するに至れり

斯る國家の大事件を議場に討論するに當ては必ず演説多かりし依て羅旬語ある(Parlare) (辨を弄するの意義)よりして此議會をパリーヤメントと稱するに至れり此の奇体なる名稱は第十三世紀の中葉以來今日に至るまで之を使用す

却説當議會へ撰出さるゝ議員は如何なる資格と要せしかと云ふに當時の資格は稍不明にして今日より之を明言するを得ず即ち之か資格なりと云ふ正しき規則なきか如し當に資格の確定せざるのみならず開設の時期及度數の如きも又は議員の數の如きも甲王の時代と乙王の時代とは相違あり唯ヘンリー二世の例に従て議會に僧議員(Spiritual personage)と俗議員(Temporal personage)とを混して撰出すと云ふことは確定せられざり即ち一方には二人の大僧正と十九人の僧正并に其他の低き僧官より數人と撰出し他の一方よりは國中に於て富豪の貴族が議會に召集されたるなり併し右等の豪族ならざるも特別に國王の命令に由て(就中第十四世紀に於ては)通常人を議會に召集したること少なからず斯く通常人が召集さるゝ手續は極めて簡便なることにて唯國王より捺印ある召集狀を受取るに過ぎざりきリチャード二世以來は通常貴族并に貴族の長子なる正當の相続人は代

々上院の議員たる特權を與へたり此く世襲たるを得るは國王より印ある免狀を受く此の貴族に世襲特權ある風習の一般に行はれ數年の後は此議會の議員に撰りるゝ世襲の特權あることを主張する者あるに至れり其後紀元千八百二十九年上院に列すへきものゝ權利を定め千二百九十五年以來上院に列したる貴族は上院議員たることを得るに規定す

抑も上院議員と稱してピアードと云ふは羅句語なる(Par)同一の意義より即ち同等と云ふまことより來れり何故に同等かと云ふに貴族は仲間の者ならては裁判を拒む權利あることなり故に通常の臣下の此議員に對しては少しく劣らざる能はず此議院にては議員相互に權利を有し議院内の同等の者のみなり是を以てピアードと稱し萬民と區別したり而して國王の素より臨時に新貴族を作るを得亦之と同時に一代貴族を作るを得

以上上院の組織に就て述べたるか尙ほ一言述べ置くべきとあり實際當時の上院は其勢力強盛にして隨分國王の意見をも制限し英國の行政司法上も甚なからざる影響を及ぼし之に反して當時第十四世紀頃の時代には下院の勢力甚た微々と

して上院の附屬たるに過ぎざりしか年を経るに従て是迄盛んなりし處の上院は漸次勢力を失ひ是迄無視せられたる下院の權力の益々頭角を現はせり此議院の變遷は隨分研究すへき價あり故に漸次勢力を得始めたる下院に就ては次章に詳述する處あるへし之を要するに此有様を約言すれば上院の勢力を殺きて下院に附加せしにて恰も權衡ウエイトの一方か下りて一方か上りたるか如し

第五章

下院の起原 (重に千二百九十五年より千四百八十五年

年までの間の發達)

今日代議政体の組織に世人が重みを置くことゝ漸次其程度の高まる勢ひあれば代議政体の組織の發達及び其起原を關して世間の學者は努力と時日とを厭はず之を充分に研究せんと欲し特に英國に於ては代議政体の組織は先づ圓滑に立派に實行せられ宇内の代議政体の模範なりと云ふも過言にあらざる程あれば其國の下院の組織に付て一層注意を加へて充分の詮索を爲すは決して怪むべきにあらず此の如く熱心と勉強とを以て種々の學者が攻究するとなれば其結果として第十三世紀時代に向つて英國憲法史上大に光を放ち從來漠然たりしものか忽

ち明瞭に眺むるを得るに至れり去れども此代議政体に付ての研究は多少目下の政治上に影響を及ぼすことは免れず故に昔の議院に就て研究する所の政治上の主義か目下自分の屬する黨派の利益の爲に誘はれて知らず識らず真理より外れて横道に踏み入るの誤謬に陥ること往々之れあり去れば憲法史上で講じき第七世紀の諸學者の説并に近代(千八百三十二年)に於て議員撰舉區改良に付ての思想は遂に學者の平生屬し居る黨派の意見に誘はれて爲に有の儘の研究を充分に爲し遂ぐる能はざることあり然れども今日予輩は日本人として出來得る丈け以上の學者の弊に陥らざる様歴史の事實を公平に詮索し其結果を述べて下院の發達を記さんとす

今其結果を述ふるに當り左の三問題を提出して充分詳細の答を與へ以て下院發達の有様を示さんとす

第一問 何時頃何人が始めて英國に代議政体を設けしか

第二問 國王の前に各區より議員を徵集するの目的は如何

第三問 議員撰舉の方法は如何

第一答 此問題は關しては通常左の如き答を爲せり曰く英國に於て代議政体の始めて起りしは千二百六十四五年の頃シモンデモンストフオルトが國王の權利と人民の自由とを調合せんか爲め設けたり此説は果して正鵠を誤まらざるや否や辨ふ之を究めん夫れ單に議員を徵集したりと云ふ一點あり千二百六十四年を待たず其前大憲章の發布以前既に千二百十三年に於てすら議員を徵集したるにあり此千二百十三年には國王ジョンは國家の事を評議せんとて各州より四人の代議士を召集せり又千二百二十六年に及びて各州より四人の代議士を撰出し其各州に於けるシェリフが人民に不利を蒙らしめたることはなきや若し之れあらは申出のへしとて召集したることあり此二の場合と千二百六十四年との差は唯後の場合は各州の外に尙ほ或町より代議士を撰出せしむることとなりたるのみ即ち少しく議員の數を増加したり去れ共此増加は甚僅かの數にて左のみ重みを置くに足らず然れば斯る僅少の差違を以て俄にシモンデモンストフオルトの盡力にて始めて代議政体の組織が成就したりと同意すへきにあらず此代議政体發起者に就ては曾に今日の學者が不同意を唱ふるのみならず既にシモンデモンスト

フォルトの詳傳を著したる記者が吾人に告るに當人か下院の創設者に非すと云へり寧ろ吾人は此記者に同意を表せんとするなり又當時代議士として各州より撰出さるゝとは如何にも珍しき譯にて各州より撰われたと云ふことはシモン・デ・モン・ト・フォルトの時代の下院より起る様に心得居るも其は少しく考へ違ひの如き觀あり何となれば唯代議士として各州より撰ふ事柄ならば英國よては往古より之あり且歐洲大陸にても間々斯る場合あり去れば唯代議士を撰出したと云ふ性質のみにては下院の起原と爲すへからず蓋し下院の起原として其最も要用の點は國王か國家の治安の爲め國民と共に評議せんか爲め規則正しく召集せんと決定したる事柄なり此事柄の分明なる時を以て始めて下院の起原と云ふへし又各地方の行政事務を進歩せしめんか爲に又地方の人民の思想をして中央政府に貫徹せしめんか爲め一の手段として代變政体の如きものを設けんとせしか下院組織の要素とす然るに以上の事柄を國王が決行せしはシモン・デ・モン・ト・フォルトの時代にあらすして實に其後エドワード一世の御宇千二百九十五年なりされはエドワード王治世中の召集を以て始めて下院の名を下すへきなり

第二答 既に千七百六十九年デ・ロルム (De Lolme) と云ふ人始めて此問に答へたり即ち議員召集の目的を論じて曰く元來昔より下院を召集する目的は人民が國王に金圓を納むることを承諾する爲めなり即ち税と取立る前に人民の意見を問ふ爲めなりと如何にも今日の國會の有様を見て考ふれば氏の言の如し併しなから實際英國の國會が創設されしときよりして今日の如き有様なりしか之を歴史に徴するは氏の解釋の信し難き結果あり畢竟するに氏の答は充分の材料を具へ充分の参考物を手にし以て筆を取りしものにあらずされは當時の史料を自由にて得べき今日に於て充分之れを研究すれば氏の解釋は實際に反對せるを証すべし扱てデ・ロルム氏の解釋誤れりとせば其は如何なる目的なりしかと云ふに重に二個の目的あり其二個の目的はパーリヤメントの古文書を調ふれば充分に其証左あることなり

(第二) 下院を召集するは各州の地方行政を圓滑に支配せしめんか爲めの手段なり其は何故かと云ふに此時代にはシェリフに其威權を恃みて往々非行を企つることあり人民を虐待するとありたりされは其弊害を矯めんか爲めに曩きに巡回

裁判官治安裁判官陪審員を以て其權力を殺きたるとあり既に大憲章中にもシェリフの權力を制限せんか爲に特別の個條あり加之シェリフは兎角壓制を爲すか故に若しシェリフの爲め害を被るの際には之か要償の道を得んか爲めシェリフを任するには貧人を以てせず金満家を以てせられんことを歎願せしとあり當時シェリフは斯の如く不人望なりしは是れ當時シェリフか人民に對して不都合のなきかを知らんか爲め各州の代議士と撰ひし所以なり去れば初代の英國議會の報告を見れば各地方にてシェリフか人民と虐けたるか爲め人民より歎願すると勘からず且之か爲め特に國王の使節を發してシェリフの行爲を檢査せしめたるとあり例へば千三百二十四年に使節を發し之を所理せしめしか如し然れ共シェリフに對しての歎願は通常各州の代議者たる議會に於て相談を遂けたる後樞密院にて所置す之を要するに初めシェリフの法律に背きて人民を苦め之を矯むるの必要切なりしか故にエドワード第一世は特別に規則を設け右等の場合に上訴するに容易ならしむる手續を備へ千二百九十五年以來は特別に國中の各地方より二人の代議士を撰ひ其者をしてシェリフに對する訴を歎願せしめたり由是觀之は當

の國會はシェリフの惡處置を矯めん爲め的手段として設けられたると明なり又當時の代議政体の右の二點のみならず地方の行政を抄取する手段として設けられたる証據見ゆ即ち當時の國會の報告を見る時下の如きとあり國會の開設中に諸の租税を取立る人の名前と國會に出席する議員の名前と同名なるあり換言すれば國會に出席したる議員は當時租税を徴収したる者なり加之山林に關して所置を爲すにも地方の代議士を集むること度々ありたり此の如き場合多しか故に千三百五十二年に於て下院の人々は歎願して議員を租税徴收役など行政官に使用されては迷惑なれば之を止められんことを乞へり然るに政府は其歎願を許さず依然舊に依りて使用すべしと云へり是に由て之を觀れば當時政府は議員を使用すること頗る必要にて之を使用せされは困りたるならん此の如く中央政府の財政上の事務に關して地方の議員を使用せしは取りも直さず商家に於ける忠義なる番頭の如くに取扱はれ居れり此有様に由て觀るも當時より下院に於て租税の承諾のみを議することならん斯くシェリフの處置を歎願し若くは行政事務に使用することとは抑り末の事なれば政府は其乞ひを許して行政事務を取

扱はしめざるも可なるべきに政府は之を許さざるのみならず又特別にシエリフの非行を上申する手續を設けたるは畢竟下院の目的かシエリフの訴へ並に地方の行政事務を容易ならしむるの爲めなること明なり固より果して下院の目的たる租税の承諾に存するものなればシエリフは對する欺願及び租税徴収役の如きは細事たるものなるへしと雖も如何にせん當時の國會は租税を國王は収むべきや否やと議せしことば之を徴するに足るべき古文書の今日に傳はるなれば抑當時國會は租税を収むるか否やを議する場所にして國王は議會の協賛を経て租税を徴収するふとを證すべき古文書かありしならば諸學者の説は尙ほ價なきにあらざるも斯る古文書は決して之れなく唯シエリフの訴へ地方行政事務ののみなれば諸學者の説は架空の論なりと斷言すべきなり之を要するに千二百九十五年より千三百二十七年までの間に僅に一回だけ下院の報告書中に人民が國王に金を納むべきや否やを議したる跡あり去れども其他の場合には國王は少しも下院に相談なくして氣儘に徴収せり即ち協賛を経ずして徴収したる場合頗る多し然れば國王は意の儘に徴収し得べきものを殊更に人民に權利を與へて之と

召集して租税に付て議せしめたりとは甚だ謂れなきことならずや之を年月に徴して云へば千二百九十七年に國王は貴族の承諾なしに租税を徴収し僧侶に向て政府に金銀を献せしめ且一般人民も重税を課せしむは國中の貴族は大に激昂して此不都合の取立を改革されんと國王に迫れど依て國王は止むを得ず以後國民の協賛なくして非常の取立の爲さざるへしとの書付を出し所謂國會の賛成なしに補助金として取立てざるへしと云ふ約束を爲せり然るに其後七年にして國王は羅馬法王に申出て曰七年前に斯く々々の誓を立てたれ共願くは此誓を無効に歸せしめたと此事柄に由て觀れば國王は人民に權利を與ふることを望まざりしに相違なし何ぞ國王自ら甘んじて人民に租税徴収を議する權利を附與するの理あらんや蓋當時國會と召集せし其目的他に之あくんは非ざるなり況んや當時人民は租税の相談と望まず唯貴族に於て然るべく之を定むへし吾々を召集するに及んず吾々は相談を待たず徴収に應ずへしと云ふか如き有様なりしに於てや斯る有様なれども國王は成るべく人民も適當なる高を負擔せしめ大抵國會と協同して之を實施せしかり國王治世中は葛藤あしに歲月を經過したる併し其は表

而の和陸にて其實國王も人民もさらに若し必要あるに當ては國王は尙ほ多額の税を取立ることを得るものとせりされは英國中世時代に於て凡そ國王は人民に相談の後ならては租税を取立ることを得すとすは一般人民の思想外なりとす蓋し漸次星霜を経て三百年の後に至ては年々政府の徴収すべき高は政府と人民との相談の上なるへしとの考へ一般に普及し遂に租税は人民の負擔なれば人民に於て議すべきの權利ありと云ふに至り第十七世紀の末に至りて遂に全く人民の勝を占むる所となりしなり要するに千三百年頃の英國々會は今日の如く歳入出高を評議する權利を有せざりしか其後段々國王と議院との兩要素を必要とするの慣習起り遂に第十七世紀の初めに至り議院に於ては尙も政府に徴収する租税は議院の協贊を経ざるへからずと主張し國王は之に反對して租税徴収の國王の意の儘なりと斷言し終に夫の革命の起るに至れり革命の結果として千六百四十九年國王はクロムウェルの爲に弑され其後今日に至るまで租税徴収は必ず國會の協贊を要するとに確定したり故に千三百年頃の幼稚なる國會に於ては決して今日の如き徴税に關する特權の之を有せしに非ず去れば或論者の言の如く最初の國會召集は歳出入と議せしむるか爲めなりとは實際に徴したる確説に非ざるなり

第三編 撰擧の方法

始めて開かれたる國會にして果して或論者の言の如く重々しきものなりせば其撰擧方法に於ても亦確實なる方法の備はるありて決して漠然たるものにあらずる道理なり然るに當時の撰擧は果して整然たる規律の備はれる方法を以てせし乎若し否らずして漠然たるものならば以て當時の國會は重みなきか故に撰擧法に規律を設くる必要もなかりしならん今茲に當時の撰擧は如何なる有様ありしか之を觀察せん

千二百九十五年より千四百零六年に至るまでの間に於ける事柄を詮索するに撰擧の如何に付て發布せる法律は一もあるあし故に當時の撰擧方法は如何なるものなるかを調ふるには撰擧に關する許多の報告を付て當時を想像するの外他に求むべきの道なし蓋し往時は此論を付て随分喧しかりしか今日に到ては概近二十年以來の調へにて當時のことを明に確められたれば最早種々の憶説者も其跡を

絶てり然らば輒近二十年の詮案に依て如何なる結果を得たるか請ふ其結果の重なる點と列舉せん

既に大憲章を叙するに當て講じたるか如く當時國會を開くと云ふ違しありしより四十日間開設すへしとの制限ありしか此制限のみは二三の場合を除き其他は随分規則正しく奉せられたるか如し且つ通常は尙ほ許多の時日を與へり例へばエドワード第四世の時には九十六日又は百十六日を経て開設したるとありしか凡そ國會を開くに當りては必ず議會召集の旨を各地方の知事に通達し知事は事を澁滞せず取計ふなり尤も倫敦には特別に政府より直よ命令を下せり其召集する議員の數は大抵各州の各撰舉區より二人各市府より二人なりし若し國王の前の國會に出席したる議員を臨時に再び召集して國會を開く時は前の國會の引續きと見做され居れり茲に妙なるとの各州より議員と召集するに當り州の幅員に於て其撰出議員の數を定めざりしこと是なり故に甲の州よりも乙の州は十九倍の大きさなる者あるに拘らず同數の代議士を出せり斯く最初州の大小を問はず同數の代議士を撰出せしむるの規定を其儘に行ふは不都合なる話なるか加

之更に大なる不都合生せりそは外ならず漸次歲月と經るに隨ひ撰舉區か有名無實となりしこと是なり今其由來を究むるに其初め定めたる撰舉區小なる者か人口増加して大となるも其撰出すべき議員の數を増さず又最初大なるものか衰微して小となるも其代議士の數と減せず尙舊に依りたりき是を以て撰舉區と議員の數との割合は頗る妙なる有様となれり依て之を改革するの必要起り今第十九世紀に至て有名なる撰舉區改革あるに至れるなり此事は他日詳述すへし

尙は一の奇怪なることを一言せん

當時國會議員として出席するとは左のみ望ましき特權ならず寧ろ迷惑なりとしたること是なりされば諸處のタウンにて國會議員にならざる様に力めたる場合は随分之を見出すを得其は何故かと云ふに當時國會に出る爲に餘計の入費を要し夫れ丈けの利益なければなり就中タウンの商人などは殊に然りとす其甚しきに至ては國王より特別の恩恵にて何年間國會議員たるを得すとの特許を得て之を珍重し居れり斯く各タウンより撰出さるる處の國會議員免役の特許を得るもの増加し遂にタウンの數と議員の數と釣合はざるに至りエドワード第一世の時代には百六十六のタウンにて撰出議員は九

十一人となり其相續者なるエドワード第二世の時代には百二十三のタウンより
 僅に六十三人の議員に過ぎざるに至れり是に於てカリチャード第二世の時代に
 至り各撰擧區より必ず撰出すへしとの勅令を發布し以て時風を止む去れば如何
 なるタウンか撰擧權を有するか又如何なるタウンか撰擧權を有せざるかの要點
 は此王の時代までは政府の監督せざる所にて實際は殆んど單に州知事の意見に
 任したり當時或場合の有様は一のタウンにして議員を撰出すべき中に名を載せ
 て報知すれば之を塗抹して返却することあり或は如何程召集するも應せず遂に
 シニツフは之れを見棄て其タウンへは召集狀を發せざるに至るもあり斯る有様
 なるを以て撰擧權の所有如何は實に不規則極まれりと云ふへし勿論知事は政府
 の間に答ふべき義務あれともタウンは自治体なれば一々干渉出來ざるか故に充
 分なる答を爲すは差支へ往々困却することありたり
 序てなから因みにタウンと郡との區別を述へ置かんタウンは其中に市役場あ
 りて若し知事なり政府なりよりタウンに付て凡てのことを取調ぶる場合あるも
 知事若くは其他の政府の官吏は自ら立入りてタウンの事を調査する能はず斯る

場合には市役人の手に任して調査せしむるの外なし而てタウンに種々あり大タ
 ウン小タウンとす小タウンは一郡中に在るものにして郡長か之を管轄し大タウ
 ンは二郡以上に跨るものにして州知事之を直轄す
 右の如くタウンは二種類あるか故に通常一郡中に在る小タウンより議員を召集
 する時に其召集狀を知事より郡長は達し郡長より市役人に達し市役人より本
 人に達するなり而して其答を爲す時も亦此手續を廻り行くなり斯く數人の役人
 の手を経るを以て隨て時日を要し遂に日限を愆り事務を停滯せしむるを免れず
 然るに二郡以上に跨る大市に於ては州知事より直に市役人に達し其答も亦市役
 人より州知事に出すか故に小市の如く日數を費さず小市に比すれば稍々管轄し
 易し併しなから何れとも市の自治体なれば知事は充分に其内部の事に立入るべ
 からずして事務の澁滯すること屢々なり扱て大小市に於て議員撰山の干係は左
 の如くなりしを以て大市は手續簡便なるか爲に三十六市の中にて議員を撰出せ
 ざりしものは僅に三郡のみ其他は皆撰出したりに反して知事と郡長との三重
 の手を経る小市に於ては大抵議員を撰ぶ權利を放棄し唯僅にソマーセット、

ソウオリス州等の市府へのみ撰出せり何故に此等の市は特別に撰出したるかを究むるに此等の市は倫敦リンコン。ヨーク等より大に離れ居るか爲めに此等の市に限り特別の方法を設けあるに依る其方法は是等の市は遠隔なれば郡長を経は時日を費すを以て郡長の手を経ず州知事より直に召集状を通達したればなり其他市にして最も大なるもの即ち首府とも名くへきものは中央政府よりして直に市役人に向て召集状を下すなり例へば倫敦の如きは是れなり以上の有様は撰出を厭はざる感覺ある時代なるか第十五世紀以來は稍々撰舉權を重んずるに至り嘗て撰出を免るゝの特權を求めて止まざりしか爾後之に反して撰舉權を有する特許を國王より得んとするに汲々たり次に撰は如何なる場所なるかを究むるに先づ撰舉は何時之を行ひしかに付て一言せん曰く通常議員を召す達しの來りし後開會すへき州會議の節に於て之を行ふ因に云ふ州會議は四週間に一回なりし開會の時は州中の重立ちたる者出席し居れば知事は茲より來りて召集の達しあることを述べ且つ何人を議員に撰出するか二名の候補者を指名すへしと告ぐ而して通常其會議に出席せる人の中重なる

者か其二名を答ふ依て知事は其名指されたる者を通達書の裏面に記載し満場に向て不同意のなきやと詢問し若し不同意者あれば指名し更へるなり去れども當時は前陳の如く議員の位置と待つこと甚だ冷淡なれば候補者に付き争議を見るに希なり以上之の如きは有様なれば當時人民が撰舉に付て鄭重を置かざるしと甚だ明ならん既に此の如くなれば時として知事自分の心に適ふ者を勝手に撰ひて出席せしむると往々之れありしならん固より州知事自分の意見と同様なる者を撰ぶに力めざるも唯茲に右會議の重みある處は若し一旦州の會議にて二名の候補者を撰ひ一同の同意を得たる時は如何に知事か之を變更せんとする能はざる處なり斯く撰舉法の不完全なるにも拘はらず左のみ議論の起らざるを見て大抵當時の議會に權力のなかりしを推諒し得へきあり以上は州に就て陳へたるか市に於ては如何にして撰ひしか此答に付ては餘り信を置くに足るの材料残り居らず故に詳細には述ふるを得ず然れども市に於ては市役人と市の重立ちたる者か相談して撰ひしにあらざる歟

次に如何なる者が撰擧さるゝ權利を有せしか被撰擧權を尋ぬるに前述の如く既に議員たることを榮譽とせされは被撰擧權に付ても左のみ議論なかりし去れども州知事を撰ふへからずとし又千三百七十二年以來國王に關しての訴訟歎願事件の代言人を撰ふよとの爲さるるに至れり茲に一言すへきは一旦議員に撰むるにや決して辭すへからず何となれば當時議員とあり國會に臨むは一の義務と心得へきものなりしと以てなり故に當時議員に撰出せられさらんか爲め國王より撰擧し能はさるの特權を得るものあり

當時議員の給料の如何と云ふに少しは之れありしされは議會の終りたる時幾日間議會に出席したるかを調べ又は出立の土地より議場までの里數を調べ日給及旅費を請求したり其高の州撰出の議員は一日四シリングにして其議員撰出の地方より支拂ふ而して市議員は州の半額なりし、英國國會の最初の有様は斯く不完全なりし降てリチャード二世ヘンリー第四世の時代に至て漸く見るへき体裁に其位置を進めり今其次第を述べん、第十四世紀の初頭は國會議員は事を處するに議員を一体と見做して運動するこ

となく各々特別の事務を以て出席し例へは撰擧區の歎願書を携へて出席する如く各々自分自身の干係ある事務のみに携り全体の團体の議に附して評議するとはなかりし故にエドワード第一世并にエドワード二世の時代は議員が規則立ちて集合する模様ならず即ち議員全体が出席したる上にて議案を提出するなどのとなく各個人の用向は他人に知らしめず然るに其後第十四世紀の中頃即ち千三百四十八年にエドワード三世は特に命令を下して以後の一個人に關しての歎願と或る地方全体に對する歎願とを區別すへしと爲せり即ち一個人に關するものは大法官に處分を受け一地方全体のものには國會の處分を乞ふとなれり故に其以後の議院に差出したる色々の歎願書を處置する爲に特別の事務室を設くるに至れり故に此事務室に於ては歎願書の出る時は其合む處を調査し議院全体の歎願として取扱ひたるものなり大抵此時代に一の法令を發布するに當りては豫め箇條を議員に示し之か内意を問ふ故に議院に提出せられし法令は大抵議會の協賛を経て通過するを以て常とす而して時としては人民か今度の原案は高尙の問題にて吾々は議する能はずと謝し去ることもありし

右の如くエドワード第三世の時代は下院と國王との間圓滑にて葛藤不和とは餘り之あらざりし茲に於て或る記者の想像して説を爲して曰く最早當時既に立法權を人民に與へて人民と國王と立法を爲したるなりと然れども果して第十四世紀の中葉に立法權ありしや否や

如何なる權利を有し居れば立法權を掌握すと云ふに左の三條件を要す第一苟も法律として發布するに議會の承諾を経たる後ならざるへからず第二議會の承諾なしには一の法律を廢するとを得ず第三一度出でたる法律は如何に小なる變化にても議會の協賛を以てせされは之を爲すと得ず此三者を有すれば立法權を有すと云ふを得へし去れり當時の國會は之を有したるや否や

抑エドワード第三世の時代の國會を觀るに下院の權力の極めて微弱にて當時の寧ろ上院の方が權力ありたり故に政治上の運動も大抵上院より運動を始め下院は之に雷同したるなり此如くに下院が上院に依頼する模様は第十四世紀の終りリチャード第二世の御代(千三百八十八年より千三百九十一年迄)より其面目を改めり下院が漸く勢力を得るに至れり其は如何なる事か畢竟下院の力を得始たる

を一言に述べれば第十四世紀の始頃に英國が佛國と戦争し爲に及はしたる影響が下院をして以前よりは勢力を得せしむるか如き變化を生せし者と云ふへし佛國と英國と戦を終りし時英國の貴族にして兵を率ひて佛國に遠征し居りし者の英國に歸るや是等軍人的の貴族の當時英國在留の紳士と不和を生せり依て國王は此争を容喙し在野の紳士を助け是迄の勢力ある貴族の權力を殺かんとす然るに在來の貴族は大に國王の處置に反對せしかは國會の力を仮りて之を殺かんとせり然るに國會の多數は新富豪にて占むるを以て國王は先づ在野紳士の多數を占めし下院の位地を高め貴族より成り立ちし上院の權を弱む例へは給料の規則を作りて小地主に便利を與へたるか如し是に於て貴族等は反旗を翻かひし途はリチャード王を廢して其好む處の王を立つ夫のヘンリー第四世の王位に昇りしは實に貴族の庇蔭に由る

ヘンリー第四世の王位に登るや其貴族の推撰する所たるにも拘はらず王は徒に貴族の玩弄物たるを潔とせず又リチャード王の意を繼ぎ幾くもなく下院と同盟して上院の權力を殺かんとす下院に附與するに政事を議するを得せしめ又同議員

に言論の自由を許す此くヘンリー第四世の時代に下院に権力と與へしかは王の相續者なるヘンリー第五世の時代には殆んど苟も法律は下院の協賛の後ならては發布するを得ずと見認め且下院の管に歎願するの權利を有するのまならず又國王提出の議案を協賛するの權利を有するものとせり

以上の變遷に由つて之れと見れば千三百八十八年より第十五世紀の終り頃までハ英國下院の進歩甚だ著るしく下院の權利一變せりと云ふへしされは随つて撰擧法の重要を感じ撰擧の方法の如何にすへきや如何なるものが撰擧權又たは被撰擧權を持ち又た撰擧の争ひあるときは如何に取計ふなど細密に規定するに至れり故に千四百六年以來は國會議員の徵集に關する法律續々發布せられたるを見る

斯く撰擧の方法に關して變更を來したる處を究むるに第一ヘンリー第四世の時代には議員召集令の到着するや否や直に州會議に於て之れか報告を爲し夫れより州中の人民か撰擧の爲に此州會議に列席するなり是迄は當撰者の名を知事より通知したるか以後ハ知事と撰擧人と立合ひの上にて新撰擧者の名を記載し捺

印するなり第二に被撰擧の資格を持つ人の如何なる制限あるかを述へん千四百十三年に於てハ一地方より撰擧るハ其土地に住み居るを必要となし千四百四十五年になりてハ一府制限を立て、國會へ出席するにハ其位置を保つに足る財産を有するを要す第三此時代になりてハ州會議に於て議員を撰擧とは大切な仕事にして競争する價ありとなり在來の如く義務とせざるか故に如何なる者が撰擧權と有するか之に制限を立つるに至れり即ち千四百二十九年以後は四ツシルリングの歳入と有する地主か撰擧權を有し此四ツシルリングの歳入ある地主に選はれたるものハ國會議員たるを得と規定せり固より此の如く撰擧に付て大切になりたれば以前の如く容易に撰擧すへからず多數の競争ハ免れざるに成れり第四斯く撰擧を重んずるとになりたれば國王なり若くは或る一二の豪家は自分と同意者を國會議員に撰擧せんとし隨て財産を擲て之を撰擧するハ勉む時勢の變遷斯の如くなりしかと嘗て一市にして自ら撰擧權を放棄したる市の者は其權力を回復して一二の富豪の心を迎へて其望む人を撰擧媒介となる蓋し是れ多少富豪者より直接に利益を得んか爲めなり

其後夫のローセス(藩蔽軍)の戦争ありてより以來國王の二三の市府に議員を撰出すべき特別免許狀を附與すること往々にして然り斯くて國王が氣儘に撰舉區を増すの弊風は第十七世紀の初めまで依然として行はれたるかゼーマス第一世の時代に至りてより以後は容易に撰舉區を増して従前撰出せざりし市をして撰出せしむるとなきに至れり然れども撰舉區に付ては其不完全にして弊風の行はれしこと近世に至るまで英國憲法史上の醜き處にて漸く第十九世紀に至り改正したるなり

以上述べたる如く撰舉方法は未だ完全ならざるも兎も角第十三世紀の有様よりは大に進歩したるとは英國憲法史上注目すべき点にて之と約言すれば下院が勢力を有するに至り撰舉のことも輕んずへからざるに至りしなり

第四篇 宗教の改革及び政治革命の時期

(千四百八十五年より千六百八十八年に至る)

第一章 第十六世間紀に於て國王の權力の増せし事

封建制度を基礎として國家を形作る國々には時代を経過するに隨ひ國王は權力を失ひ却て支配下の大名が權力を大にするの傾向は一般歴史上の有様なり故に一の大なる臣下にして其權力を増せし者は自己の支配する領内に於ては恰も國王の如く國王より獨立の位置を保ち且其位置を子々孫々に傳へて世襲にするの風あり是れ歐羅巴の大陸に於ける諸國發達の有様なるか唯英國は獨り之を反して其政治の一旦封建制度に基きしに拘らず絶えず國王に權力あるは一種特別なり實に英國に於ては國王の權力の毫末も減せず國王は確乎として其位置を保ちウヰリヤム、コンケラーの子々孫々に至るまで大陸に於ては望むへからざる壓制を極め其爲す所大抵國王の意見を先きにし大陸の如く臣下の意を迎ふると決してあらざりし

右の如く英國は特質を備へ居ることなるか英國々王が餘り壓制の手段を用ひし

に因り遂に高僧并に貴族か國王に反對を試み抵抗を爲したることは前既に述べたるか如し即ち是等の貴族高僧は國王か寺院と争ひつゝあるに付け込み遂に國王の權を抑制する大憲章を得るに至りしも亦前述の如し又之を爲に上院の發達を惹起したるも既に述べたる處の如し去れば國王の壓制に由り臣下か政府に反對せし一事に至ては英國も亦大陸諸國と同様なる傾きありと云ふへし唯茲に英國に於ける特質とも云ふへきは臣下か國王に抵抗と試むるに當て人民全体と心を一致して抵抗したるの一事なりとす尙は英國に於ては中等下等社會の人民か或る一二貴族の爲に壓制を受くるか如き不幸の位置に陥らざりしとは是なりエドワード三世の治世の終り頃より上院か權力を得るに至りざるに付き國王は下院に權力を與て上院の權力を殺かんとせしか上院の勢力は國王よりも強盛なりしを以て遂に國王の廢されて上院の望む所の王を位に即かしむるに至れり是に於て乎ランカストル家王位に昇る

斯く貴族の助けを得て王位に昇り一度争ひの落着と告げたるか尙ほヨーク家を援助する人々等は之に不平を抱き遂に英國の内亂を惹起すことゝなれり此内亂に就てはランカスター家ヨーク家共に各其黨派と形作りて自己の主張する所説を貫徹せんとせり此内亂を英國歴史上薔薇軍と云ふ然るに茲に此戦争に因り一種奇体なる結果と生せり其の外ならず此内亂の爲に英國中録々たる門閥家は大抵戦死し之か爲に貴族の威權に付て棟梁とある者は世を去れり是に於て貴族の權力は其昔國王に對したる如き勢力を振ふと能はざるに至りしとは是なりされは同戦後の王たるエドワード第四世及リチャード第三世の兩王は頗る壓制の政治を爲すを得其後チユードル家の王位に至りても依然此傾向ありしされはチユードル家の初代の王ヘンリー第七世の位に即きしは正當なる相續に非ざるにも拘らず王の勢ひ強きか爲に國會に異存もなく畢に其儘に經過したり王は貴族の威權を殺かんとし注意し苟も貴族中に於て勢力と専らにする者あれば其貴族には特に一層の注意と施し加之富強よりは特に冥加金即ち献納金の名目を以て之を壓制に徴取す

此の如くヘンリー第七世の處置は己の威力に由り金錢と徴取するに力めたるか故に王の相續者なるヘンリー第八世の即位する時の巨額の遺産及確乎する王權

をも其相續者に傳ふ去れば爾後國王其威權を擅にする手段として用ひたる處の方法は一にして足らざれども今其二三を擧ぐれば爵金を課し或は沒收を行ひ或は時に依ては輕罪の刑までも應用して王權を擅にせり蓋し此等の處置は固より封建制度の下なりの別に怪むに足らざるも英國々會の開けたる時節に於て此の如きことあるは一種奇体なる感覺なき能はず否英國々會が既に設立せられ其國會が頗る勢力ありて王權にも抵抗し一般に自由を與ふるの機關となるものか備へる世の中に此の如き處置あるは如何なる所以なるか若し斯る不都合あらん國會の必す之に向て何んとか容喙せざるへからざるにあらすやとの疑を生せざるへうらす然るに當時國王も容易に之を施すを得しは之を要するにチユードル王統時代には最早國會は其權力を王の爲に奪ひ取られたる時代なりと云はんのみ又之を要するに當時の國會の有様の國王か一の法律を發布する時に体裁を飾らんか爲めの道具として國會を用ひたるか如しと云はんのみ故に此時代に出でたる法律は頗る前後擅着相矛盾するの觀あり又或は一般法律の精神に背きたる如き觀あり是當時の國會が其權力を充分に用ふる能はず唯王に従順にして王

の爲に法律を發布したるを証するに足る去ればヘンリー第八世は在位三十八年間にして僅に九回國會を召集しふるに過ぎず女王エリザベスは在位四十五年にして又僅に九回國會を召集したるに過ぎず斯くチユードル王統の時代に國會開設も不規則極まれり之に反して其以前の有様を調査するに實に雲泥の相違ありとす即ち之を詳言すればリチャード第三世は二十三年の間に二十六回國會を召集しヘンリー第五世は十年間に十一度召集しヘンリー第四世は十四年間に十一度召集せり此の如く國王の在位年限と國會を開きたる度数とを比較して其差異頗る著しきを見てモチユードル王家の威權は以前の王の威權より一層強きものなりしとを想像するに足る

チユードル王統の時代より權力の盛なりしと此の如くなれとも就中王權の頗る増長せしはヘンリー第八世の時代より始まる細言すれば王が羅馬法王の英國に於て有せし最大特權を殺さし其權力を得るの始めなり斯く法王の權力を殺きてよりは最早寺院に屬する財産及び是れ迄寺院の掌中に屬せし租稅等皆國王の手に落ち英國中の僧侶の最早以前の如く權力を有すること能はず換言すれば英

國々王は政治上に於ても宗教上に於ても英國中最大權力を有するに至れり
 ヘンリー第八世の結婚及び離婚に付き諸説紛々たれば何れの王子か正當にして
 何れか相續權を有するかに付き一の疑問起り從て何人か太子となり英國王位を
 相續すへき事なるやに付て之を國會に提出し其評議に付するの場合に至れり國
 會に此の如き問題を附與せらるゝ如き時機あらば人民は此機會に乗して充分中
 央政府へ喙を容れ國會の勢力を高めることを得る位置なり然るに第十六世紀の
 終頃に於ては斯く國會の勢力を強むるに都合好き場合あるにも拘らず人民か之
 と爲し得ざりしに蓋し當時の人民の宗教上の思想及び國王と人民との關係の一
 種特別なりしか故に當時の國會か勢力を高むると能はざりしに依るなり是れチ
 ユードル家の王一己の威光と云ひチユードル家全体の威光か極めて熾にして全
 く人民の心を束縛するを得且國王の採りし所の宗教上の政略か一種奇体にして
 人民か此政略に瞞着されしに故なり其宗教上の政略如何は次章に至て之を説明
 せん

第二章 英國寺院の改良

抑も中世時代に於て寺院は國中人民の爲に力を盡すと頗る大なるものにして貧
 民を救助し貧民を養ひ又少年の教育と監督し加之人間修身の道を説明し又婚禮
 の儀式を整頓し一旦罪と犯すも之を懺悔して之を消す處の方法を設け又時に由
 ての寺院よりして不道德者を罰する等のことにまでも立入り大に正道に導くこと
 と効能ありたぞ中世時代に於ては英國に限らず何れの國にても歐洲歴史上の進
 歩に伴ふ故に一般に僧侶か非常なる權力を得るに至りたるなり其は何故かと尋
 るに決して偶然にあらず僧侶は固より其始めの勢力なかりしも漸次學問あり儀
 式を知る者は僧侶に限るとゝなり其外頗る金力にも富みて貧民を救助するなど
 行政官の爲す如きことも行ふに因り斯く勢力を得たるなり

此時に當り羅馬獨乙人民族の社會に於ては一大寺院を設け其首領に一の法王と
 置き其命の國王の命令の如く之れを重んずべきものとなすの風ありたり去れば
 羅馬に住する法王は其寺院の首領なるか故に法王自身に官吏を具へ又自己の法
 典を制定し又自己の裁判所を設け加之多くの財産を所有し且つ年貢等の歳入も
 少なからざるに由り其一般人民の思想上に及ぼす勢力は非常なるものなりき又

此時に當り國王と僧侶とは互に相關係すること密にして國王は僧侶の手に依り事を爲すを得又僧侶は國王の助けを以て自己の思想を貫徹するを得る有様なりき更に之れを言へば僧侶は俗人の腕力上の助けを以て事を成功するも少なからざる手段を爲し又俗人は僧侶か人民の思想上に勢力あることを利用して自己の企つる所のものを貫徹するに尠なからざる好手段と爲せり然れども當時俗人は未だ僧侶を己れか自由とする程勢力を得ず又僧侶は俗人を己れか自由にする程の勢力を得ず互に相對峙するの形なるか故に時として僧侶と俗人(即ち國王)の間に争を生し不和を惹起すこと屢々なりき羅馬獨乙人族は中世時代に起りたる人族なり今日の歐洲民族は羅馬人と獨乙人との混合なり蓋し紀元後三百七十五年以還歐洲北方より獨乙人族羅馬帝國領地方に移住せる者は羅馬人の風俗習慣を應用し一種特別の人族たる羅馬獨乙民族なる者となれり其兩族混合の比例を云へば或國例へば伊太利西班牙佛蘭西の如きは羅馬人族多く或國例へば獨乙英吉利の如きは獨乙人族多し

斯く僧侶と國王との間は互に相睨み合ふの姿なりしか一般に云へば千三百年までは段々寺院か其勢力を強め其以後は却て國王の方か權力を得始めたる如き姿なり僧侶か寺院の爲に具へる處の財産は其額實に非常にして且つ法王の命したる所の役人の勢力は非常に大なるものにして特に法王か各國より徴収する所の金員の高は是れ亦莫大なるに依り第十四世紀の頃まで在ては此等の事柄は大に人民不平の基となれり加之此時に當ては寺院の唱ふる所の教義は往昔の風と異り又宗教上組織の外形并ぶ其日用用ふる處の作法儀式は聖書の精神に反對するの觀を呈せりされり當時の宗教も付て不平を唱ふるもの諸處に起り英國に於てはウツクリフなる者宗教の不都合に向て激烈なる議論を爲せり是れ英國に於て宗教に不平を唱へし濫觴なりと云ふへし然るに其唱る所異端なりと云ふの咎に由り生きなから焼殺さる

初め法王の意見にして反對と試むるものは或は管斬に處せられ或は虐待に遇ひ左のみ其功を奏する能はざりしか其後昔の學問復興の世となりてより宗教上に關して疑問を抱き從て烈しき反對を試み大に其反對の成績をして成功せしめたり千五百十七年に於て彼のルーテルか當時宗教上の思想に大に駁撃を試みしよ

り以來獨乙新教派者か法王の威權に付て烈しく駁撃したる以來獨乙國內に於ては最早法王の威權を抑し新教の寺院を創設するに至れり此の如く獨乙に於て新教の勢力を得たるものか延て英國までも波及し其他西班牙を除き歐洲各國に傳播せり而して此新教の各國に傳ふるや宗教上果して獨乙國の如き方針を取るべきやは一の疑問となり又果して獨乙の如く新教を奉するには如何なる手段を取るべきやも一の疑問となれりこれを以て殆んど百五十年間歐洲は二派より別れ成は新教の爲めにし或は舊教の爲めにし互に争鬭を爲して頗る亂雜の世となれり

歐洲の形勢か宗教上此の如き有様なりし時又當り英國に於ては如何なる姿なりしかを觀察するに抑も英國は歐洲大陸諸國と異なりて中央政府の権力強きか故に何事も大事件の國王の意見に基けり故に宗教に關しても國王の意見は與りて大に關係を有せりヘンリー第八世か最初法王の爲に充分の助力を與へ自らルートの議論を駁撃し法王の爲に辯護し法王より宗教保護者レセキヤと云ふ標を受くる程ありしり其後法王か婚禮の事に關してヘンリー第八世の意見に同意せざりしり

ハ王は法王の處置を大に怒り遂に双方不和を生せり是に於て國王は斷然英國に在る寺院の所領地を盡く歿収し又英國の僧正も亦大僧正も是迄法王か命したりしを以後は法王の命令を受くるを禁し法王をして少しも之か撰任に關係を及ぼさざらしめたり以後國王は英國寺院の組織を改良することを試むと雖とも其教義に向ては少しも手を着くる處わらざりし其改良の點は是迄法王に権力ありしを國王自ら権力を取る機にしるなり然れども王は其自説を實行するに當り少しにても不平を唱ふる者は酷しく罰に處し飽迄も斷乎として己れの意見次第に變更せんとの政略を執れり畢竟國王か斷乎として斯る處置を爲すを得るは即ち勢力を得るの證據なりとす

英國宗教改革の第一着は國王をして寺院の最高權利を得せしむるの一段なり是より國王は地球上英國寺院の最高權者なることを布告し苟も宗教の事に關し之を訂正するの處置は盡く國王の專斷する所となり凡て宗規に關するとは國王の意見に屬せしめたり而して國王の意見の盡く宗教上之を正しきものと見認め若し之に背くものある時は死罪を以て論するに至れり斯く國王は大勢力を有し法

王の權力を殺き取りたれり國王は國中何れの僧侶にても又國中何れの官吏にても又國中の惣ての臣下并に大學に於ける學位ある人物も尽く國王か宗教に付て發布する規則の必れ之を遵奉するの誓ひを立てしめ若し其誓を立てしむるを肯せざれば死罪に處すとの嚴命を布けり當時此誓を立てしむるを承知せずして大罪人なりとて死罪に處せられたる人をトーマスマス、ムアールとす此人は大法官にて夫のユートピアと題する政治的小説の著者なり

英國は於て斯く嚴酷なる宗教規則を發布したるは恰も歐洲大陸に於て宗教新思想の傳播し始めし時に於て一の眞理を發見せんと努め居る時節なれば昔時の如き鄙屈心をは脱却せし時なり此の如く大陸にては新思想の起りたるに獨り英國のヘンリー第八世は宗教上の自由を臣下に與へず嚴格に其思想を束縛せり素よりヘンリー第八世は法王の敵なれば其改良する點に於て在來の宗教とは大に變更を來たせる所尠なからざるも其效へに於て并に其儀式の或る者に於ては少しも以前と異ならず然るに是等の儀式は歐羅巴大陸に於ては取去られたる儀式なりし

ヘンリー第八世の時既に宗教改革右の如くなりしは次の國王エドワード第六世の時代に於ては宗教改革の第二若の時期を現はせり此王の時は前王の時と異にして教門上に改革を施し宗教上の儀式權利の面目を改め夫の獨乙のルーテル派に類する者となれり又同王の治世中是迄聖書の羅句文なりしを更に英文と改め且つ是迄無學者の尊敬したる昔の賢人の肖像が夥しく寺院に安置し有りしものは咸く撤去し加之死後不幸のあると云ふ教へを廢棄し或は僧侶の獨身たるべき事若くは懺悔等の諸制度とも皆廢棄せり此宗教改良は主としてカンタベリー大僧正クラママーの爲す所なり是迄寺院の財産にして實際過分なる物は半之を沒收して或は教育上の目的と或は病院の創設に之を仕拂ひ又國王の寵臣にも之を分ち與へたり

然るに女王メリーの時に至り俄に反動起り前王の新教の精神を破り舊教を保護して再び法王の英國寺院の最高權利を有するものとし前二王の代に發布せし法律は皆取去り新教を信する者に對して嚴酷の罰を科せり此時に當り嚴罰に處せられし者許多なりしは前述のエドワード第六世の時に盡力せし大僧正クラママー

108
も焼殺されたり依て新教者の止むを得ず大陸に隠遁せし者多し
女王メアリーは斯く舊教の回復に熱心なりしか次の女王エリザベスは之に反して
新教を助け新教の勢力順に發達し來れり王の新教信者を保護せんか爲め舊教信
者たる夫の西班牙王ヒリツプの攻撃に對しては全力を盡して之に反對せり蓋し
ヒリツプ王は英國前の女王メリーの夫にして舊教勳興の爲に熱心なる者なりエ
リザベスの治世第一年に於て英國の宗教に付ての頗る嚴密の法律を發布せり即
ち惣ての僧侶及官吏等に國王は地球上英國寺院の最高權を有するの誓を立てし
め若し之に違背する時は其職を罷め又の罰金と賦課す此法律は畢竟英國女王エ
リザベスをして女王は政治上國家の最高權者のみならず又宗教上にも最高權
者たるを實施せしめたり若此法律に向て言論文章を以て誹謗する者は國家の
謀叛人として嚴罰に處せらる又其次に發布したる法律は英字の聖書は正當の者
にして英國中何れにても使用すべく且何人にも日曜日には寺院へ行きて説教
を聽聞すべし若し行かざる時は一回に付き一シリングの罰金を課す而して此
法律を國中に於て果して實行し居るや否やを監督するが爲に四十四人内十三人

の僧官なりより成立する處の高等法院を設け之に特權を委ねて充分の勢力を有
せしめ以て其實行を監督せしめたり殊に此法院の委員等は或る一個人が異端の
説を有するや否やを調へしめ若し此法律を批評せる文書出る時は直に之を檢閲
し或は説謗反對の舉動あるを察する時の之を處置するなり之を約言すればエリ
ザベスの處置は國中に向て政府が宗教上に於て執る處の主意は少しも反對を容
れしめざる様にせるなり又千五百六十三年に於ては苟も舊教を信する者は下院
の議員たるを得ず但し上院の議員は此限に非すと云ふの規定を爲せり之を要
するにエリザベスの時代以前より漸々新教の勢力を増し女王の時代に至り最も
勢力を極めたりと云ふへし蓋し斯く女王の發布する法律が實行し得るは宗教上
の側よりの宗教の變革したる爲めなるか政治上の側よりの國王は以前よりも勢
力の増加したるを証據立るに足る

第三章 王權の振張

千四百八十五年より千六百三年に至る

英國憲法の發達は其順序たる大抵人民の權力の漸次に振張する有様なり然れど

も其間に特別なる場合あり其進歩を變じて或は一時王權熾にして人民は政治に實力なき場合あり本章に述ぶる處の千四百八十五年より千六百三年に至るの時代に王權が一層高まりたるは則ち其の場合なり今此時代は王權の高まりし實際の有様を究むるに左の如し

凡て宗教上に關しての裁判權は盡く國王の手に歸し國王の司る處の高等法院の凡て宗教に關する事件を統轄監督せり此時に當ては國中の僧正も亦國王の命する處よして之を撰ふ時には常に其僧正を撰ふべき地方へ向て國王より命令を下たして之か撰舉を行はしめたり然るに國王は此僧正撰舉の命令を下すに當ては大抵其命令に添ふるに書簡を以てし今回の撰舉には何某を撰出すへしと内諭するなり若し人民か國王の意に適ふ處の人物を撰舉せざる時には其地方の僧侶等は時に由りて罰として財産を沒收せらるゝり如きことあり又甚しきに至ては國王の意見次第にて牢獄に投入せられて刑に處せらるゝこともあり又僧正の任命に至ては唯國王より辭令書を出すに止まれり斯る撰み方は今日に於ても英國に尙其形を存するものあり

國王は又司法上の權利を振張せんか爲す特にスターチャンバー(星廳)と稱する法院を設けたり此裁判所たる其名の起原は何れに歸し居るか判然せざれとも兎に角ヘンリー第七世の代に設けられたるなり即ち國王の樞密顧問の一部分として設けられたるか如し而して之か委員たる者ハ大法官、大藏大臣、キール、オフ、ゼ、ゾリ、ヒール、國王の印璽を持てる大臣一人の僧正、二人の樞密顧問官、三人の裁判官等種々の原素より成立す其司る處の事務ハ國家の治安を妨害する者を罪し國法を讒謗する者を罰し國王に違ふ處の集會を處置する等なり此法院ハヘンリー第八世に至ては一層權利を高め尙も國王に反對の者ハ其何たるを問はず盡く此官衙に於て監督するなり此法院の特權ハ他の裁判所と異なぐて陪審員を用ひず(證據を與ふる時も)且つ裁判の手段として肉體上の苦みを用ふるを是なり此法院に於ては前述の如く尙も政治上に不満を抱き國王に不敬を爲す者は盡く罰する處にして値の罪を犯したる者とも容赦なく處置したるを以て此法院は益々恐るべきものとあれり其拷問の手段として笞杖耳斬若くは罰金を課することもありたり一言に云へば此法院は國中の自由の議論を盡く抑壓して且つ機會あらは國

王の財産を富ますべき一の手段とせり
 國王の勢力を得たるは右の事柄のみならず又財政上に於ても大に以前より位置を高めたりエドワード第四世の治世以還酒類を始め其他の諸物に賦課せし租税は國王の生存中は毎年徴収するとなれり去れば國王は此租税に依て財産を富ましめたるのみならず又ヘンリー第八世の御世ランカスターの知行所の増加せしを以て更に國王の歳入三十万圓を増加し加之寺院より没収せる處の土地は是亦國王の手に收められたれば益國王の歳入を増したりと云ふ可なり
 諸君の知らるゝ如く英國に於ては在來より上院下院の兩議院ありて國王の權威を制限するの器械とせり然るに此時代に至ては其議會も實行を現はさずして有名無實となり國王は上院の上に勢力を及ぼして之を左右し舊の如き權力を有せしめざるととなれり其次第に當時國王は許多の僧侶を擧げて上院議員とせしかば此輩皆國王の意を迎へて之に逆らはざるを勉む故に上院の多數は常に國王の意を奉じ國王の意見行はれざるとなし上院に於ては既に此の如くなるか下院に於ても亦同じく國王は權力を得たり今下院に於て國王が權力を得たる重なる原

因を究むるに次の三點に歸す
 第一國王が撰舉區を増し國王方の議員を増せし事なりエドワード第六世の治世には國王の特許に依て十一の撰舉區を増し女王メリーの時代には七の撰舉區を増しエリザベスの時には大に増して三十一を加へたり此の如くに國王が隨意に撰舉區を増し國王方の議員を増したれば隨て下院に國王の意を迎ふる者多きを加へたり
 第二にはスターチャンプの助けに依て議會の議員にして政府に反對する者ある時は之を罰して其議員を退かしむるを得たり
 第三にハ議員を撰舉する時に當り國王が大に撰舉に干渉を及ぼし各地に於て撰舉する議員の成るべく國王の訓令せしものを撰任せしむ
 此の如く國王が撰舉に干渉したれば各地の州知事は成るべく國王方の議員を撰ぶに奔走せり又此時に當ては陪審員も殆んど國王の撰ぶ處のもの、如き傾きありて州知事か陪審員と召出す時は國王に同意するの望ある者を出し若し陪審員にして國王に反對する證據を擧げ又は反對の辨論を爲す時の屬々スターチャン

パーに喚出されて隨責と蒙り若くは罰金を課せらる當時の有様此の如くなれば人民の自由の代表者として國王の權力を制限するものとして設けある議會は有名無實にて國王の爲に左右せられ居れり之を換言すれば國王は英國の獨裁君主の如き勢ひなりし唯英國は昔よりして議會の組織を有し居りしと又當時國王が鎮臺兵を有せざりしに由り僅に西班牙佛蘭西埃太利等の第十七世紀に於て非常なる壓制國となりしか如き有様に陥らざりしなり然りと雖英國議會の縦ひ一時國王の爲に勢力を失ひしも永久に之を失はざりし主として三の事柄に職由す三の事柄とは第一昔の法律の解く如く英國に於ては法律は如何なるものにては兩議院の明言したる協賛を経ざる後ならずは作ると修正すると廢棄するともならずと云ふ原理が能く確乎たゞし故なり第二はニュードル家王の勢力を得たる時に當りても租税を賦課するには何時も兩議院の賛成を得國王は氣儘の處置を爲して人民に謗らるゝことこの逃げ道を拵へしなりされは通常ニュードル家王の治世は議會は國王の意見を迎へて大抵同意し萬一兩議院の格外に重き負擔を受ける時は國王に向て減額を請願し成る丈け平穩の

處置に出でたり而して國王も亦政治の運轉圓滑を計り之か請を許すとあり第三にヘンリー第八世の王子の王位に即くに當ては何れか正當なる相繼權を有するかの問題起れり國王は已れの望む所を位に即かしむるの慾心ありたれ此心の正當なるや否やに拘はらず兎に角議院の協賛を経て國王の意見を實行する様に取計らへり即ち換言すれ國王は自分の意見を行はしむる爲に議會に國王を撰定するに參與せしむ

第四章 地方制度の變更

紀元千四百八十五年より同千六百三年に至る

此時代に地方制度の變更せしことは先づ主として州知事の權力の減し來れるの結果にして又英國寺院の組織はヘンリー第八世以來は従前と大に變り居れば隨つて地方制度も亦改革するの必要あるに基けり茲に其要點を擧げれば左の如し各地方に於て行政の重なる部分則ち是迄州知事に屬せし處の司法上并に警察上の事務は州知事の手を脱して巡回裁判官治安裁判官檢屍官(コルチル)の三人は屬せり蓋し是より先既に地方行政の事務は段々此等の諸役所に於て扱ふを漸次増

加する傾きありしか當時に及て一層著しくなれり素より此種諸役の取扱ふ事柄は昔は州知事の手に屬し居りたれば此種の事務擴張は州知事の事務の減少を証據するなり此時に當て州知事の取扱ふ事務ハ唯陪審員を喚集め又は國會議員を招集し租税及其他在來仕來りの些細なる地方事務を監督するに過ぎず且此時に於ては州知事は是迄有し居りし處の兵事上の權力も失へり如何となれば此時には既に封建の餘習は漸く跡を絶ち實際臣下が君に盡す義務は甚た少し此時に當り通常國王は特に委員を發して國中の兵隊を徵募する事なれば別に知事の手を煩さず此の如く募集する命令は特別に國王が各地に命じて奉せしむる處の役人に任せり即ち國王直轄の人か支配せり此時に當ては州知事を撰擧する方法に相異を生し大法官大藏大臣財政局に在る重なる官吏と裁判長との評議に由て毎年十一月一日新知事を任命するとなれり尤も此後又た多少の變化ありて第十五世紀の頃には於ては裁判官が三人の知事となるへき候補者を指名し其三人の中より國王か一人を撰ふなり

國王の寺院の首長となりて英國中の宗教上に高權を握るに至てより地方事務治

政上變更と來し是迄は寺院に屬する處の寺領を置き其寺領中の宗教に關する事務のみ其寺か支配し居りしか以來は此寺領を取扱ふ處行政上の事務と相混同して其寺領を以て唯に宗教上の事務を整理する處の區畫と爲すのみならず行政上の事務を取扱ふ處の區畫とせり抑此寺領を定むるには一の寺院へ日曜日には説教を聞きに行く人の住する土地全体を以て其寺領の範圍を定めしかは寺領の數と寺院の數とは其初めは同數なりし然るに其後一大寺院の管轄地を數多の寺領に分ち一寺領内に特別に寺院を増築せしとあるに由り年月を経るの後は漸く領の數と寺院の數と相均しくならざるに至れり

去れば時の終るに隨て寺院に關する處の事務を取扱ふ處の役所の支配する界と是迄寺領と呼はるゝ處の界と同一ならざるに至れり故に千八百七十一年に於て開へたる成蹟に由れり寺院に付て事務を取扱ふ役所の數は一萬五千寺領の數は一萬三千而し其界を同ふする者一萬に過ぎず抑も一の寺領の取扱ふ事務は其責めは寺領内に住する人々に負擔せしめり故に各寺領の住民に自分等の共有物たる寺院に對して之を修葺し之に通ずる道路を修繕し且つ寺院の説教を聞き居る

間事務を整理し且つ宗教の儀式に付て要用なる諸道具を備へる等の義務を有せり寺院に於ては説教する人あり事務者あり會計を司るものあり又小使の如きものあり而して此の如く色々の役人を備へて寺の維持に不都合なき様にするの寺の領内に住む人か其責を負ふなり

是迄貧民を救助するの義務は通常寺院に屬せしか一旦寺院の收護を政府に沒收せられ又寺院に貯へし財産を政府に召上げられ寺院の財産は欠乏したれば是迄の如く貧民救助を爲す能はず依て新たに貧民救助の方法を講ずるの必要を感ずるに至り是に於て乎救貧條例を發布したり此條例の其後多少の變更はありたれども今日までも引續き行はるゝなり今其重なる個條を擧げれば左の如し

凡て寺領中に生れし處の貧人又は三ヶ年以上寺領中に住居せる貧人に向ては同寺領中に住居する人々か之を救助するの義務ありと云ふか條例の大主意なり或は是等の貧民は職業を興へ又は盲者老人若くは不具者にして働きの出來ざる者には相應の衣食を給するの義務あり又壯年者にて貧窮に苦む者よの特別に之を保護するの義務あり然れども身体強壯にて職業に従事し得る者にして唯怠惰の

爲に貧困に陥る者は督責して仕事場に入れ相應の働きを爲さしむ其甚しき者は半屋に入れて懲戒せしむるあり斯様に貧民を保護する處の費用は何れよぞ徴収するかと云ふに特別に此諸雜費を償ふべき租税を取立るなり即ち其寺領内に住する人々の純益の何割かを賦課して之に宛つ此税を定むるに特に調査員を設けて其高を定む是等の事務を取扱ふ人の所行を監督する爲めには又特別に税を取むるものより監督者を互撰す若し不都合を見出す時は此監督者を裁判所に訴ふることも得

英國中を許多の寺領に分つ所以は以上述べし事務を取扱はしむる爲めなれども又之に負擔せしむるに道路修繕の事を以てす即ち各區の地主をして其所有地の高に應じて道路修繕料を取立て道路を完全に維持せしむることなり

此寺領制度の發達する結果として古へ英國に於て國中を各州に分ち各州を各郡に分ち各郡を各村に分ち其組織に於て取扱ふ事務と一種奇体なる關係を生ずるに至れり換言すれば各郡各村の取扱ふべき事務を此寺領に於て横奪する有様となれり此寺領を設けると同時に在來の政治上の區畫を存し置きたるは英國の地

方行政上甚た複雑を來たし爲に今日より窺ふ時は了解に苦み早晚改良の必要を感せしむるものあり畢竟するに新しき地方區畫を設けながら古の行政區畫を尙ほ存し置き新しき組織の増すと共に益々地方行政の有様を複雑ならしめたることは英國人すら甚た不都合を感し早晚之れが改革を爲さんと力め居る所なり

第五章 スチュワード家の即位及び政治宗教の内亂

エリザベス女王崩御の時英國の王位は最も近縁なる蘇格蘭の王セームス第六世が相續することゝなれり之を英國王としてセームス第一世とす此王はスチュワード家の最初の王にて其即位せしむ千六百三年にして爾來千七百十四年に至るまで此王家より王位に昇れり蓋し英愛蘇を合して大英國を形作りしは此王家の王が即位せしむ始まる又英國憲法の面目を改めて人々を尊敬せらるゝに至りしは此王家の治世中におり英國の憲法をして世界の人人が景仰するに至りしは英國人民が國王と宗教上政治上紛紜の結果として現出せしものなり去れば英國憲法の變遷に付て精しく述ぶべきなれども此章に於ては先づ英國の内亂が未だ起らざる以前の有様に付て少しく述ぶる處あるべし且つ英國内亂の破裂する前既

に英國の憲法をして以前の有様と大に其趣きを異にするか如き變革の間々見るべきものあれば是等の變遷をも併せて述へ置くべし
抑も英國憲法史上一種特別の時期を開きし起原はセームス第一世が蘇格蘭は倫敦に著せし際に於て稍々其の萌芽を現はせしむる王の倫敦に着するや國王と議會との間に議論協はす隨て英國議會はスチュワード家の王に反對する處の器械と變せり今國王と國會との意見の合はざる要點を述べれば主として二箇の點に歸す第一は國民的思想に付て意見を異にする事第二は宗教上の思想に付て意見相合はざる事是なり今第一の點より説明せんに元來セームス第一世が英國の王位に即くや否や蘇格蘭及び英國を合して一の大きな王國と變せしめ以て政治上確然たる一大政府と設けて之を統一せんとするの念熾なりし然るに英國や會の大半は此意見に反對ありし何となれば斯く英國と蘇格蘭とを合して一大王國となし兩國より成立する國會を設くるに於ては是迄英國人の有せし特權を放棄して蘇格蘭人と肩を并へて權利義務と共にするを要するに至ればなり抑も英國人は英國人として其位置を保ちセームス第一世の治世に於て特に歐羅巴の諸國より

尊敬を受け居れり去れば英人は本國の文字と云ひ商業と云ひ其位置の高尙なるに誇り居れり然るに今兩國の合併に依て英人が在來の位置を放棄して勦劣なる蘇格蘭人と并肩して一王國の下に合併せらるゝと英國人の不満足に耐へざる處なりし是れ英國人が英國民たるの思想を以てゼー・ムス王に反對せし所以なり又第二の點なる宗教上の思想に付ての不和の如何あるとなるかと云ふに抑もゼー・ムス王は英國政府の宗教を盛にして國中何れの人民も皆此宗教を奉せしめんとせり去れば英國の國教を奉せずして他の國教外の新教及舊教を奉する者は盡く之を放逐し以て宗旨に付ては英國中を悉く同一にせんと思へり故に國教を奉せざる者は舊教新教共に罰するとなりしと雖も王の處置の舊教を奉する者に對して罰を加ふるよりは新教者に向ての處罰一層酷なりし此の如く國王の奇体なる處置は英國の信教者をして大に其心を激せしめ國王の政略に對して他迄も反對と試みんとするの念を起さしむ茲に於て國王より虐待を受けし新教信者は相圍結して國王の政略に反對し以て其意志を貫徹せんとせり當時斯く國王に向て反對する者を惣稱してピエーリクソンと稱す又當時英國々會議員中活潑有爲の者あり

此反對に同意を表する者多く此等の國會議員は勢力を用ひてなりとも何とかして是迄の如き國王の宗教上の勢力を變せしめんとせり此時に當て國王の政略に反對する者は地方に於て嚴酷に處刑せられしに由り益々人民は反對心を惹起し此反對は漸く強盛を加ふるに至れり
 ゼー・ムス王が英國に來りて内治の政略上人民の不満を生ぜしは右の如くなるが尙ほ王の外交上の政略に於ても亦人民の不満を求めたり抑も前代の王エリザベスは外國の新教信者と極めて親密なる交際を爲し歐羅巴の新教を奉する國々は相合体して舊教を奉する國々と對峙する有様なりしかは女王エリザベスは恰も新教諸國の主導者なりし去れば曾て蘇格蘭に於て新教信者の女王マリーに對して無叛を企てし時の如きも女王は之を助けて勝利を得せしむるまでに盡力せり女王の外交は此の如くに新教を保護するに汲々たれば英國の新教者は國王の壓制を受くるも厭々に經過したる有様なりし即ち當時に在ては新教者は内治の如何には着眼せき只新教の成立に汲々たりし故に多少の壓制には不平を訴ふる者者ざりし然るにゼー・ムス第二世の王位に即くや歐洲大陸の新教を奉する國々と

親密の交際を爲さず却て舊教國なる西班牙王佛王及羅馬法王など、親睦を結へ
 か是れ王の外交上の政畧は固より人民の歡はさる處にして若しゼイムス王が舊
 教信者の國々を交り其風習を化せられて之を英國に導き來り爲に新教信者を
 虐待せざるかの疑念を生せり畢竟外夷に於けるゼイムス王の宗教上の政略は人
 民の心を激せしめ國王の處置に異存を申立るの機關を與へしなり
 ゼイムス王の内治の政略と云ひ外交上の政策と云ひ共に人民の不平を買ひ頗る
 不穩の有様に至りしと同時に此時代に至てはニューボル王家の時代に異なりて
 人民に自由の思想一層進歩せる徵候ありたり故にスチニワード家の時代に至
 ては人民の爲す處以前の時代と異りて頗る自己の自由を主張すること多し斯く
 政治上人民の思想の相違し來れるを尙ほ明にする爲に茲に變化を起せし沿革に
 付て詳述せん前述の王家の變更は實に國王と人民との間に意見を異にせしめた
 るのみならず國會をして國王の意見より獨立の位置を保たしむる機會を與へ又
 自己の自由を伸張するを得る機會を與へたり蓋し常時の議員等の主張する處の
 是より先き英國國會の極めて政權の強大なりしをニューボル家の時代の議員の

自己の權利を放棄したる爲に薄弱になりより故に英國國會の勢力薄弱あるの國
 會か元來權利を有せざりしに非ずして昔日の權利を一時放棄したるなり去れり
 何時にても之れを恢復し得へしと云ふに在り此の如き説は當時有名なる法律家
 は大抵信する處にて有名なる裁判官コーッの如きは最も熱心に此の論を主張せ
 り此等の人々は昔時國會が政權を掌握し居りたることを證據立てん爲に第十三世
 紀第十四世紀第十五世紀頃の習慣慣例等を研究して止まず素より昔の法律は隨
 分下院をして權力を有せしめし如く見受けらるゝ者も夥多なれば之よ因て説と立
 て論理士より之を推想し實際下院は權力ありし者と決斷するに至れり特に當時
 英國の人民が昔時自己の自由を有し居りたることを證據立るに汲々たる所以は國
 王の意見が頗る人民の思想を抑壓するに嚴酷なりしを以て之よ反對せんか爲め
 なりき當時國王の説く處に依れり凡て國王は神聖にして國家を左右する人權を
 掌權す夫の人民の自由の權利を與ふるは特に國王の準許に基く國會なり人民な
 り自然に其權利を有するに非すと云ふに在り斯く國王と人民の間に大に意見を
 異にしたれば若し國王の意見にして行はれんか國會の國王の爲に左右され毫末

も權利なきに至る去れば國會は國王の意見に反對して自己の權利を主張せんか爲に大に盡力を要する場合よ立至れり是に於て乎國會は先王の實例を研究して人民より國王に金圓を献上するは國王の意の儘にするにあらすして人民の協賛を経たる後ならざる可からすと云ふ場合を集めたり故に人民等は飽く迄も金員を國王に納むるは人民の權利に屬す國王に哀訴するも人民の權利なりと主張せり此の如き説を論據として貫徹せんとの企望は時の王ゼーヴス第一世に向ての甚だ思はしき事なりき如何となれば此王の時代にはナユードル家時代の如く財政上豊かならずして何とてかして國庫を満たさんと心配せる時節なれば其弱點あるを機會として國王の歳入に向て苦情を述べらるゝは國王の一步譲る處なりし何故にナユードル家の時代と一變してスチエワード家に至て財政上困難あるかの理由を尋るに其重なる原因四あり

第一チエードル家の時代よりもスチエワード家の時代に至ては金の價降れり假令は以前百なりしもの此時にハ八十となれり故に國王の歳入一萬あるものと見れば其比例にて八千の價となれり

第二以前よりハ國王の手元の事柄が多端となり隨て餘計の諸雜費を要するに至れり

第三當時英國にて備へ置く海軍の費用以前より一層増加せり

第四當時愛蘭に於ける内亂絶へず之と征討するの入費莫大なりし

此の如くに國王は財政上困難を來し居りしか加ふるに尙ほ外交上に於ても國王の歳入を減するものありし其は國王か外國の同盟諸國に向て其國の反對同盟と戦争ある時は國王より同盟國に助援を與ふるの必要ありたればなり依て國王は出來得る丈け歳入の高と増さんとする希望盛んなれば人民か金員の事に付て彼是苦情を唱ふるに當ては成るべく一步譲りて權利を與へ以て金員を納めしむることにせり蓋し若し國王にして己れの意見の儘と主張するに於ては人民か出金を猶豫し爲に國王の困却大なれば止むを得ず一步譲りて人民の權利を増すことありしなり財政上に關して國王と國會との關係は既に此の如くなれり國會は自己の財政上の權力を根據として飽までも國王に抵抗し苟も機會あらば其權利を伸張せんと努め居れり

國王と國會との關係此の如くに立至りたれば國會も以前と異なりて種々の點に於て其權力を伸張し是迄の國王より會て許されたとなき權利をも國會か自己の利益の爲には再ひ之を應用するに至れり即ち英國に於ては昔時國王の役人にして不正の所行ある時は之を彈劾するの風習ありし然るに千四百五十年以來國王の權力強盛に起くと共に此風習は漸次行はれず遂に忘却せられ一旦の殆んと廢絶に歸したる習慣をも此ヌチユワー家の時に及びて再ひ人民か大に權利を得たるを機會として之を伸張するに至れり是に於てか當時有名の法律家政治家哲學者なるベイコンの如きも人民に彈劾せられて罪に處せられ又其後國王の寵を蒙りしハツキングハムと云ふ人も同しく人民の彈劾に基て刑罰に處せられたり斯く人民か前王の時代にの行はれずして廢絶せし習慣を再ひ持來りて之を使用すると同時に國會議員の撰擧權の争を裁判するの權も國會に屬するものなりとの説を主張するに至れり時に國王の説を爲して國會の議員を召集するの令は大法官の出す所なり去れば其令を受けたる議員に關するの争は固より之を裁判するの權力は同しく大法官の役所に屬せざるへかぶすと然れども議會の此

説に服せざりし

其後千六百二十四年に於て苟も國王に上納すべき金高を下院に於て議決したる時の其金高の先づ議會の委員に拂ひ而して後國王に納むるとせり千六百十年國王か其位に昇るは世襲の權利に基けば國王たるの特權の國王の家柄に屬せり故に國王に納むる處の年貢の高は國王自由に定むるものなりとて金高を増加したり是に於て一層國王は人民の怒りを買へり下院に於て此の如き國王の處置は無効なりと議決し之れを廢せんとせしも其議決は上院に於て賛成を得ずして事止みたり去れども下院は心穩りならずして依然前説を主張して再ひ之れを議場に討論せり此時に於て國王の直に下院を解散し其説を主張せる重なる議員を半せしむ國會は國王の處置には大概抗抵して此の如き争は常に絶へざりしか千六百二十一年に於て國會は國王に勸めて西班牙と戦争を開き英國王の養子になれるバラナンドと云ふ處の君を保護して助援せんことを助言せり蓋し此君は新教信者にて爲に獨乙の舊教信者より追出さるものなり此の如き説を國會か國王に申出でたる時國王は之れを對へて曰く凡て外交に關する事及び國家の大事

件は議員等の驟を容るゝ處に非ず此等の事柄は議員の説を立つべき處ならされは一切容喙すへらすと是に於て國會の人々は尙ほ國王に抗抵じ人々は言論の自由を有すれば尙も公けの事柄に關しては之れを討論し之れが説を立るは昔より掌握する處の權利内に屬すると主張し國王の意見に服せずして頗る曠かしかりし是より後國會議員の論辯は常に自由と云ひ英國臣民の特權と云ひ又司法權と云ひ國王に金員を納むる權利と云ひ皆是等は英國人民の古來より傳へ來れる固有の權利にて動かすへからざるものと主張せり當時斯の如き報告書が國王の手許に來りし時國王は之れを見て怒に堪へず手すから其報告書と破りしことありと云ふ

以上述べたる如くロエームス第二世と國會との間は常に折合はず國會は益々自己の權利を主張して止まざる勢ひなりしか次の國王チャールズ第一世の時も亦同様に双方の間圓滑ならず故にチャールズ第一世が即位するや否や國會は是迄國王の生涯の間納むべき運上を以後の國王即位の年丈けに限りしとせり然れども國王は之を容れずして依然治世の間は毎年之を徴収せんとの念を抱けり斯

く國王と國會と意見合はざるか故に此の兩者間を和解せんか爲めに一千六百二十八年に調停を試み下院は欺騙書を製して自由の權利は成る丈け奪せられざらんとを要求し且つ國王が下院を侵害したる不正の處置を訴へ以來は彼様の處置なき様に要求し國王の之を容れて穩に和解落着せり今當時國王と國會と協議したる要点を究むるに即ち左の如し

第一凡へて如何なる罪と雖も如何なる租税と雖も其他如何なる人民の負擔にても皆國會の協賛を経ざるへからず第二苟も國中自由の民は正當の法律の手續に依らざれば罪すへからず第三人民の意見に反して其家宅は兵隊若くは水兵を用ひて妨害せざる事第四軍法に依り判決を以て下すものには何人と雖も刑罰に處せられざる事

斯の如くに人民と國王との間に約束を調へたれども此等の箇條に付ては國王と人民との間に自ら解釋を異にしたれり縱ひ一旦兩者の間に和睦調ひたれども又破れて議論に訴ふるに至れり國王は斯の如き約束の調へたるにもせよ是迄既に存在せる習慣は其儘に保存し置く者と理解し國會は之を反して此約束に由て新

たに國王と人民との間に權利義務を規定せるものと思へり故に國王は治世の間に人民よりは是迄の習慣に依り收め居る運上は依然として變ずへからずと信し人民は此約束に由て在來の習慣の全く磨滅したるものと考へたれば兩者の意見相協はす加之人民は苟も自由人民の牢屋に入れられたる時は必ず常に相當の理由なくんば之を行ふへからずと信し必ず其理由を説明すると必要なりとの意見を抱けども國王は場合に由ては此の如き必要なものと解釋し居れり斯く意見の相違あるに付て裁判官に訴ふることとなり果して如何なる場合にも人民の主張する如きものなるや否やに付て判断を乞ふたり然るに裁判官は之を判決して安より其約束は普通上は之に従ふものなれども特別の場合には變則よて之に異なることありとの義なりと云へり既に此の如き有様なれば縱ひ一旦は國王と人民との間に意見の違ふ處と和解せる如きも其の實際の然らずして依然議論絶へざりき

千六百二十九年に於て下院は國王を要求して曰く國王の宜しく運上取立を中止すへし國會は先づ國王に上納すへき運上其高幾何にして果して上納せざるへからざるや否やを確定せんと然るに國王は此請求を肯せず租稅徵收吏をして之を取むるとを嫌ひし者を嚴酷に取扱はしむるの命を發す此の如く國王の處置嚴酷なりしかは下院の租稅徵收吏を喚付けて之を吟味す是に於て國王は下院の爲す處を怒りて直に之を中止す然るも下院の重立ちたる者は執拗にも確乎として前説を主張し凡て英國の自由を害し國會の協賛を経すして自在に運上を賦課する者は皆英國の自由の敵たることを稱へ之を國會に提出せんとせり然るに此意見を國會に提出して可決を経る前に於て國王より使節ありて議會を中止せり依て議長は國王の申立を議員に通知して席を降らんとする時二人の議員は議長を引留めて降らしめす以て議會の中止せざるものとし議員の一人なるエリオットなる者右の説を國會にて讀上げ國會の可決を経たり

國會の有様は斯く激し居れば國王も之に對する處置を爲し國王は國會の力を借りすして萬機を行ふへしとの念慮を起せり故に國王は亂暴の處置を爲せし議員を入牢せしり國王の意見に反對せる者とは夫々附に處せり時に人民は素より英國民の特權として言論の自由を有し國會に於て爲せし罪科は國會外にて之れを

判決すへからす宜しく正常の手續を経るに非されは入牢せずと喋々論したれども其甲斐あらざりし斯く國會を中絶したれば國王は是迄有り來りの歳入を以て國家を治むるの策を廻らし先づ第一に費用を節減し漸く國家を治むるに必要なる高まては租税を増せり國王が斯く歳入を減したるか爲に諸雜費の節減を試むるに最も注意したるは外交なり外交の事件には成るべく局外中立を取り入費の掛らざる政畧も出たり是迄英國王は歐洲大陸に於ける新敎家を助けて相應の保護を興へたるか此時に至ては之を止めて入費の點を省けり加之國王は歳入を増さんか爲に昔よりの書類を調べ其書類中に苟も人民より一旦取立てし例ある税目にして以來廢止したりと云ふ明言なきもの皆新たに取立て始めたり故に曾て英國に於て行はれし處の苟も一今年四十磅以上の歳入ある者は其高に應じて何割かを國王に上納すへき例ありしもの如きハ爾今昔時と同様に上納するまどゝなせり又往時或る一二の豪商に專賣特許を興へて免許料を取立てし例ありしか之も亦再び實行することゝせり其他租税に關する割合其他森林に關する條例等の苟も國王の歳入に便利を興へしもの皆再び實行することゝせり又元

來英國は海國なれば外寇を防んか爲に許多の兵艦の準備を要するか其入費は諸處の港より取立て居れり只に港のみならず其内地に住む者も其生計の度に應じて幾分の金圓を寄附して入費に充つ之をシツプモチイ(船税)と稱せり此條例はチャールズ王の時代に於て再び發布し爲めに大に國王の歳入を増加せり政治上に於て國王が此の如く自分の意見通りに斷行せしのみならず宗教上に於ても亦其意見を貫かんか爲に苟も英國の臣民たるものは皆英國の國教を奉すへしとの布令を發し之をスコットランド及びアイルランドの兩國にも施行せんとせり又前章に述べたるスターチヤンバーの裁判も盛に國王の意見を實行する機關と爲し人民の自由の思想を抑壓する一手段とせり此時に當り千六百三十七年ジョン・ハンブデンと稱する一の紳士あり此船税を上納することを肯せずして裁判所に訴へ國王の意見に従はざることと述べ果して罪のあるやなきやの判決を乞へり依て裁判官のハンブデンは果して船税を出さへきの義務なきや否やの疑問に付て討究せしが十二人の判官中七人は國王に同意して上納すへき義務ありとの意見を有し其他の四人のハンブデンの意見は正しきものなりと主張し遂に多數にてハ

ンブアンは上納せざるへからざるものと判決す斯くハンブアンの場合は國王の勝利となりたれば國王をして益々船税に付て人民より取立勢力を増せり然るに此訴訟か國王の徵税には便利を與へたれども人民一般の心を騒かし以後國王と人民との争として益々大ならしめたり

人民と國王との干係斯る有様なる時に當り茲に此兩者の干係をして一層混雜ならしむるもの起れり即ち蘇格蘭に於ける宗教上の争亂起りしこと是なり蘇格蘭に於ける内亂は既に千六百三十七年に始まりしか幸に千六百四十年までは英國の内治に影響を及ぼさざりし今此内亂の起りしに付て述ふれば其原因は宗教上に干係す初め國王及びカンタベリーの大僧正か蘇格蘭にも英國と同様に英國の國教を弘めんと欲し英國々教の儀式の外は用ふへからすと命せしかは千六百三十七年蘇格蘭の都府エジンバラの人民は大に激して叛亂を企つされは蘇格蘭に於ける僧侶貴族又は商人等は國王の處置は舊教を助けて以て自分等を抑壓するものと考へ國王の處置は自分等の宗教に關して頗る害を爲すものなりとの感しを抱き國王の爲す處を抑制せん爲め千六百三十八年に嘗て舊教に對せしとき

形も造りし一の同盟を再び組織し以て飽までも國王に抵抗し自分の主張する處を全ふせんとせり且つ此同盟の人々は武器を携へて縦ひ腕力に訴へても之を貫かんとせり是より於て平チャールズ第一世は之を討伐せんか爲め兵を發せしか却て蘇人の爲に敗走せり國王は既に意の如く同盟隊を鎮定する能はざりしかは却て蘇人とベルウィックに於て平和の條約を結ひ國王は蘇格蘭の各寺院より代議士をグラスゴーへ召集し以て之を評議する處あらんとせり然とも此等の代議士の主張する處は如何にも國王の意に逆ふこと甚しくしては王は平和を保つ能はず遂に兵力を以て鎮定せんと決意せり去れば國王は此決心を仕遂けん爲に千六百四十年に於て英國の國會を召集して共に事を謀り國會の協賛を経て軍備を整へんとす蓋し此千六百四十年に召集したる國會は前の國會を去ること十一年に積實に永き間國王は單獨にて政治を取れり既に國會か召集せらるゝや議員等はて年國王の爲に苦められたる困難のみを稱へ國王より命せるゝ議案を評議せず是に於て國王の議會か王の意に合はざるを以て直に解散せり此國會はチャールズ即位後第四回目の召集にて議事を爲さずして解散されたれば之を通常ショート

ハリリアメントと云ふ既に國王は議會の協賛を経て充分の軍備を出すこと能はず僅かに自から募集したる丈けの兵にて蘇格蘭を征伐せしか蘇人に克つと能はず却て失敗を取りたれば遂に蘇人の英國まで攻來たれり此時に當て英國の國家の危き位置に陷り國王は默視すること能はず再び國會を召集して此の侵襲に對して然るべき防禦の策を講せんとせり然るに此度も亦議員は議案を評議せずして依然不平を唱へて止まず國王も平時ならば怒て解散すへきも國家危急の秋なれば成丈け心を抑へて國會の云ふ處に隨ひ圓滑を勉めたり去れば國會の申出たる種々の個條を許して國會の満足を買へんとせり今國王か國會と圓滑を希望する爲め國會の利益とあるとを許したる重なる點を擧ぐれば第一國王の役人なるアール、チブストラッド、フォールドと大僧正ロートの二人か國會の爲に彈劾されたり且つ前述のハンブデンの訴訟に付て干係したる裁判官も國會に於て審問するとせり此ストラッド、フォールド公は國會の彈劾にて國家の大罪人と見做し國王は止むを得ず國會の請求を許して公は死罪の刑に處せられたり第二に國王の發布しふる專賣權を廢し且つスターチャンパーなる法院も以後廢すること

ゝなれり加之國王は議員との相談に基き是迄判事を召す時には國王の意に適ふ間其職に居るとの條目ありしか以後は之を廢して裁判官は其行ひの正しき間は在職することとせり故に以後國王は裁判官を自由に任免すること能はず第三に向後國王は少くも三半間一回は必ず國會を召集すへし

以上述べたる三點の皆國會の利益となり以前よりは國會の権力大に増加せしか國會の重立ちたる者は尙ほ之にて満足せず進んで英國の國教を全く廢せんと希望せり切角チャレス王が國會と圓滑あらんと努めたるにも拘はらず議員は尙ほ我儘の説を抱くを以て遂に國王は意を決して蘇格蘭人と和親を結ひ之か助力を得て英國の國會を抑壓せんと決して國王は自ら蘇格蘭に行き評議する處あらんとせり恰も國王か蘇格蘭に走りたる留守中に愛蘭に於て非常なる無叛起れり今其原因を尋るに元來愛蘭人の舊教信者なれば新教信者なる英國人の取扱ひに對して常に不平なりし故に一朝宗教上并に政治上の反對よりして愛蘭人は其地に住する英人并に蘇人を殺害し其數四千人に至りしと云ふ此無叛は却てチャールス王か愛蘭の舊教信者と誘導したるよりは非ざるかの風説立ちしか人民より國王

に向て其事に付き大に訴へて愛蘭の無叛は國王が舊教に傾くより起りたりとて
 怨みの文句多かりし此訴へと共に向後英國に於て宜しく改良すへき諸の箇條書
 まても申立てたり此箇條書は國王宛てならず英國國民一般の名宛なりし即ち此申
 立は國會の主なるもの、意見を現はせしなり英國人民の處置は此の如くなれば
 國王の怒りて以爲く是等不穩の申立は國會の重なる者か煽動せしならんと依て
 五人の首領を拘引して之を罪し他の人民方の者も之を懲りて平穩ならしめんと
 せり然るに此國王の命令と傳へんとて五人の者に通したるに皆王命に従はず且
 つ國會は國王の處置は國會の權利を破る罪ありと主張し到底使者にての運はず
 して國王は親ら國會に赴き尋問する處あらんとせり然るに國會内には最早一人
 の議員も居らざりし是より後國會は自ら命令書を作り軍兵を指揮する軍人と新
 たに命し國會に同意の者のみを撰ひて之が指廳官に任命せり國王は既に國會の
 處置を怒り去てヨークの地に逃れたれど國會は國王の名にて是等の軍人を任命す
 ると能はずして國會自身の名にて任命したるなり去れば國會は國王の手より兵
 馬の權を奪へりと云ふへし是に於て乎英國には早晩内亂の起る有機となれり

第六章 英國革命

千六百四十二年に於て國會は兵を發して國王に敵對せしめたり蓋し是より先き
 國王は貴人及び紳士を召集してヨークに於て軍兵の準備を爲せり去れば國王は
 敵の準備の充分ならざるに當て之を攻む是れ英國に於て内亂の起りし初めとす
 此最初の内亂は蘇格蘭人の干涉することよて局を結へり此後蘇格蘭人は本國よ
 り進て英國の國境に侵入し英國々會と事と共にせり今其沿革の大畧と述ぶれば
 左の如し

千六百四十四年の初めに於て英蘇兩國より委員を撰み合衆三王國の爲に利益を
 興ふへき評議を爲さんか爲め委員を組織す是に於て七人の貴人と十四人の平民
 は英國々會代表者となり蘇格蘭よりは別に委員を發して互に評議せしめたり
 此委員の設けられたる爲に英蘇兩國は暫時相協同して事を取り此兩國委員の相
 談に由りて以後は蘇格蘭の宗旨も英國々會に於て認可さるゝこととなりたり
 此時に當て國會の爲に集められたる軍兵の中に一の獨立派あり此派は勿論重に
 兵士より組織せるものなるか彼等の唱ふる處り凡て宗旨に關しては政府は少し

も干渉すへかゝるものとし苟くも政府が干渉するの証跡ある時は之を抵抗する人々なりし彼等は如何なる宗教にても自在の裁判権を有せんとを望めり此獨立派の首領は軍人のクロムウェルにて此人は國會の議員なりしクロムウェルは曰く國會議員たるものは議員専務たるべく凡て文武官を問はず他の職掌は之を辭せざるへからず併しなうら我れ一人丈は特別に兼ることを得と世に此事を稱してセルフ、デナ、イング、オー、マ、ナ、ンス(自分を欺く命令)と云ふ斯く獨立派の處置は極めて恐るべきものとなりたれば此獨立派の勢力を抑制せんか爲に國會と蘇格蘭人は互に同盟し且つ國王とも和睦して之に向て協力せり

斯く三者が互に協力して獨立派の勢力を抑制せんとせしか國王は蘇格蘭人宗教の申出てには同意なるも英國教會の政治上の申出てには同意する能はず故に此三者が種々協力して事を爲さんとしたるも其實破裂したれば遂に國王は出て、蘇格蘭人の軍勢屯所に投せり然るに豈圖らんや蘇格蘭人は之を優待せず虜囚として之を取扱ひ英國教會と評議して幾何の金員を請け本國に歸軍し且つ國王と國會の手に渡せり國會は國王を蘇格蘭人より讓受けたる後同しく虜囚として處

待せり斯くして最初の内亂は其局を結ひたれども此の内亂は英國の憲法史上には少しも要用なる結果を與へざるものなり

此時に當て國會と獨立派即ち軍人との間に争ひ益々甚しきを加ふ當時獨立派中に於て主張する議論に曰く何事にても凡ての事柄は必ず極めて善きと極めて悪しきとの二様に過ぎず極めて善しと考ふる處は他くまでも實行するの必要あり極めて悪しき事ハ断然之れを排斥せざるへからずと故に二説の中間より立て調和するの說などは決して獨立派の賛成せざる處なりし去れば國王と國會とか互に調和して各讓合ひ事を圓滑にせんとするか如きは獨立派の望む處ならざりし然るに當時國會の人々等は國王と和睦して國王よりは國會の立法權の自由を許し國會は國王を尊敬すべき位置に据へ互に圓滑なる處置を取れとも獨り軍人派は此國會の處置に對して甚だ不満足なりし故に彼等は國會の爲す處を柔弱寛漫なりとし自ら進て國王を國會の牢屋より引出して倫敦に連れ行けり軍人派の處置は亂暴なれば蘇格蘭人并に國王に忠義の人々は國王の爲に防禦したれども皆軍人の爲めに敗北す倫敦に於ても國會派の軍人の爲に離從へられ國會は兵隊の爲

又國され議員の中四十五人は虜となり九十餘人は議員外に放逐せられ唯國會には六十人の軍人派の議員のみ位置を占むるに至れり依て軍人派は自ら説を爲して曰く何處より如何なることを申立るも今茲に居る我々議員のみか真正の國會議員にて真正の英國の代表者あり英國政治の全權を握れり故に其決議は正當なれば之に反對する者の盡く罪人なり譬へ國王及上院の協贊なきも其決する所は之を實施するの權ありとし且國王チャールズと大罪人として審判するとなせり是に於て特別に裁判所を設けて百二十三人の判官を任命す(此判官も重に軍人より成立せり)チャールズ第一世は此の如き處置は固より云ふへらざる不正亂暴の處置なれば此裁判所の司法權なきものとし其權利を與ふることを承諾せざりしか彼等は遂にチャールズを法庭に出し國家の大罪人なれば斬罪に處すべしと判決し遂に千六百四十九年正月三十日チャールズ第一世を死罪に處せり是に於て英國は最早王國ならず共和國ありとの布告を發し三十八人の評議會を設け(法律施行に付て英國陸海軍共に其命令の下に附屬せしめたり且つ爾來人民より申出での名宛は皆評議會とし加之爾後發する處の命令は皆此評議會より出

つること、定む英國の有様は此の如くなりしか唯蘇格蘭愛蘭にてはチャールズ第一世の長子チャールズ第二世か正當の王として尊敬せらるる故にクロムウェルは兵を發して蘇愛兩國と攻め千六百五十年千六百五十一年の兩年に於て二度の遠征を發して兩國を撃從へ且つチャールズ第三世をして英國に止まること能はざらしめ和蘭佛國へ逃去るの止むを得ざるに至らしむ此の如く兩國を平け三國共にクロムウェルの手中に歸したれば最早クロムウェルの國家總大將として仰かれ以後永き間兵馬の權にて政治を取れりクロムウェルの勢力は益々盛ん赴き國會に向て自ら解散せしむることを勸告す然るに國會之之に従はざりしかはクロムウェルは三百人の兵卒と連れて國會に迫り議事堂に闖入して議員を追出し以て議院を閉つ時千六百五十三年四月廿日なりき國會は既に此の如く解散しかればクロムウェルは文武の權柄を自分一手に掌握し其威力彌々高まれりクロムウェルは是に於て自ら書を發して英國中諸處の市及び州より百二十八人愛國より六人蘇格蘭より四十五人の者を倫敦に召集し此人數より組成せる議會を稱してパトリヤメントと云ひ國家の最高權を握るものとせり蓋しクロムウェルの

考へは以後殆んど十五ヶ月も経過せば又再び新議員を撰ひて新たに國會を設けんと思へり國會其權力を擧げて之をクロムウエルの掌中に委ね以後氏の生涯は國家の公權を握るを許るしロールド、プロテクトの尊稱を付せり併し此の如く全權を握るも依然として三ヶ年目に一回は國會を開くこととし一度開けり五ヶ月間は開會することせり斯る有様にて最初に集められたる國會の上下兩院ならず唯一院なりし蘇格蘭と愛蘭とは各三十人の議員を出たし英國は州より二百七十人市より百三十人を出せり全く五ヶ月を経て此會議は解散せらる

既よクロムウエルの政を執るに至り軍兵の費用の何れより取りしかと云ふに凡ての日用の使用物より五歩の割合にて運上を出さしめ國王派の物品よりは一割を課せり此處置を實際に施さんか爲に英國を十二の地方に分ち其各部に指揮官を置き之を取立てしむ若し承諾せされは腕力を使用して取立てたり故に當時の英國は軍人の壓制手段にて政費を徴収せり

千六百五十六年に再び新國會を召集せり此年に集めし議員と皆クロムウエルの承諾を経たる者のもにて他黨派の者は一人もあらずし此國會に於てクロムウエルに王冠を與へんとの勸議起れり然れとも軍人の之に抵抗し又クロムウエルも之を辭退せり依て歎願書をクロムウエルと與へてクロムウエルの相續者を定め且つ上院の議員を組織せんことを依頼せり且つ此上院の議員は終身なるべしと歎願せり其後クロムウエルも政略の方針を變し漸次の時英國政体に導き成る丈け憲法政体の古風に復せんとせり

右述へたるか如くクロムウエルはプロテクトルの位を得即ち政權を握りたるの後昔の英國に回復せんまを希望し夫の英國各地方に派駐する所の收稅官と廢して新たに六十三人の議員を國會に徴集せり蓋し此等議員は従前第一回の國會に出席せし者と同じの人々なりしクロムウエルの斯く議員の徴集したる後よか會を開き自ら開場式に臨み演説するに當り我議員諸公よとの言葉ありたり之か爲に議員の怒を受けたるのみならず輿論の排斥を蒙り此議會の斯く最初より不和を生したるを以て直に解散したり

其後幾許もなくクロムウエルは死し千六百五十八年に其長子リチャードカブテクトルの位に即き相續者となれりリチャードは往昔に當て國會に徴集したる形

式を履み各州より議員を召集し且つ蘇格蘭愛蘭より召集すへき議員を増加せり然るに此國會よりチャードの旗下なる軍人との間に不和を生し自分も之を制する能はずして翌千六百五十九年止むを得ず職を辭するに至れり
 リチャードがプロテクトルの職を辭したるに付當時の評議員等は新たに議員を召集して國會を開けり此國會も亦旗下の軍人等と不和を生したりしか此度の之を調停する爲め役人等の委員と撰ひて之れか處置をなせり此時に當り國會方の人々は當時尙ほ各州に存在せる王黨等と共に協同し且つモンクと云へる人を大將に仰ける蘇格蘭の軍勢とも團結せりモンクは蘇國の軍兵を率て倫敦へ侵入し倫敦市街に於ける抵抗者を追ひ拂ひ且つ自ら國會を解散せしめて更に新規の議員を撰へし難きに一旦クロムウェルが國會を設けし以來英國の國會は一院より上院なるものはあらずしか此度は復た上下兩院より成立する組織と爲す是れ千六百六十年にて此國會に於て先帝の皇子チャールスは英國王ありと云ふことを決定す

先帝チャールス第一世の皇子チャールスは英國王なりと布告されてチャールス

第二世となれり此王政復古と共に發布せる事柄は左の如し

第一 向後國王の協贊なくしては縦ひ兩院合同するも若くは兩院何れにても立法權を所有せず法律の發布には必ず國王の印璽を要する事

第二 海陸軍の總督は國王の手に歸する事

第三 兩院共に國王に逆みて兵器を動する能はざるのみならず國王の兵に向ては武器を以て防くへからず

斯く新たに王政復古とありしと共に國王の權利を確めたれば當時大赦の布令を發するも拘はらず之と同時に以前チャールス第一世の弒逆に關係したる者は斬罪に處せらる故にチャールス第一世を死罪と宣告したる十三人の裁判官は國王に對する大罪人として殺れら又クロムウェルの屍を曝らし且つ財産を沒收す斯の如く改革を爲して後國王は從來國王の手に歸せる封建制度の慣習を自ら辭せり故に封建制度の餘習ある相續人の幼者たる共國王か後見人を名として其財産と泰領するを廢したり是より於て通常歳入の高を定めて政府の費用に足る丈の高とせり例へは新よピール火酒に税を課するか如し斯く歳入の高を定め政府の

費用を定め収支相償ふ様に一度び定められたれともチャールズ二世は奢侈を好む癖ありては遂に財政困難に陥りたり
 宗教も關してはクロムウエルの革命の起らざる以前に英國に行はれたる國教を回復し爰に僧正たりし九人の未だ生活せるものを以て皆新たに舊職に復せしめ加之國王は宗教上の事柄に於ては最高權を有するものと確定せられ向後宗教上の儀式は英語の聖書を用ふるとせり
 此の如く諸點に於て改良と施せしか中にも國會は眞にゼームス第一世の時と同一の撰擧區を復せりさればクロムウエルの世に撰擧權を失ひし一小地方も茲に再び復權せり又クロムウエルが新たに撰擧權を興へたる大市などは之を失ひ且同人の召集せし蘇愛兩國の議員も廢せらる國會の組織か此の如く變更したると同時に勿論上院も亦古の有様に回復せり又是迄國會の指揮に従ふ處の兵隊は盡く解散し只國王の護衛兵として若干の兵員を近衛兵とす
 斯く漸次昔の有様に回復したれども高等裁判所及び星院は回復せざりし夫れ英國人民の既に十餘年間クロムウエル派の害毒を蒙り宗教自由家の暴亂を受け共

に恐るべきものとの感ありされば一旦王政復古の實跡を英國に現はして後ハ英國の威權の確然たるハ勿論英國國教の組織か其後英國の治安を保つに必要なる道具となれり既にチャールズ二世が外國に彷徨せし身を以ても英國人に喚戻され王位に即きし時の人民の尊敬の意盛にして僅に十年前とは反對の觀ありし王の英國は喚戻さるゝや忠義の心を發起し王者の尊嚴を恢復せしのみならず此恢復と共に往昔紳士と稱せられ社會の上流に位ひせし者が同様に權力を得るに至れり元來昔よりして英國社會の貴族は權力を握り居りしが此貴族の權力を握るとは英國王の位に喚戻されしとハ英國を教を再び元の如くすることハ相添ふて再び其基礎を堅くせりと云ふへし

第七章 英國立憲政体の確立

千六百六十年より千六百八十八年まで

千六百六十年に於て英國人が國王を外國より喚戻して昔の如く其位に復せしめしとは前章の終に於て述へし如く英國の國教と貴族とが昔日に回復せしとハ相伴なへり先づ宗教に就ての有様の變化と云へば固より英國に於ては國教を信せ

ざる者も随分少なから可されども昔時よりは大に其數を減せり何となれり會て
 チャーレス第一世を困苦の地置に陥れしは國教を信せざる者の所爲なり故に今
 日英國の王位を尊敬する念の盛になりしに當ては先きに國王を苦めし者は排斥
 せらるゝに當ては此輩國教不信者の之か責めに當らざるへからざるの地置に立
 てり去れば英國在來の國教を信せざる者を疎隔するの風を英國社會に起し隨て
 國教外の宗旨を好まざるの念慮英國社會に起れり

千六百六十一年に新たに發布して曰く英國の國教に従て規則正しく儀式を守り
 國教に反する處の宗旨に一切手を觸れずとの誓を立てしものにあらされは役
 吏に就くを得ず云々又一般の僧侶をして英國々教信者たる外他宗旨家の承諾す
 ると能はざる儀式を奉すへしと云ふとを宣言せしめたり然るに之れを肯せざり
 し僧二千人ありて盡く其職を退く是に於て當時英國の國會議員となる者は中等
 社會の人少なくなれり何となれば英國々教を信せざる者は議員を撰るゝと
 を得ず而して中等社會には國教を信する者少なければなり又英國々教の外國の
 新教と干係と斷絶せしかは外國宗教の思想は英國の僧侶も毫も勢力を及さざり

し當時の英國の上下兩院の有様を概観すれり上院にては僧正貴族か勢力を有し
 下院にては紳士と稱する上流社會の者勢力を得中等社會には餘り勢力なかりし
 チャーレス第二世か王位を恢復せし時に當り英國を行はるゝ宗教は第一國教第
 二舊教第三國教外の新教なる三種とし然るに此王政復古の後は只管英國々教を
 して勢力を擅にせしめんとし當時英國一般人民の希望なりし去りなからチャー
 レス第二世は此一般の思想に反對し獨り舊教を力を用ふると甚しく却て舊教を
 して勢力を得せしめんとすの感覺あり故に此王の時代には舊教の國中人民に擯斥
 せらるゝにも拘はらず却て王は之を助けんとすの成績屢々現はる實にチャー
 レス第二世は耶蘇教中にて舊教か最も善き宗旨なりとの考を有するかの機にも見ゆ
 る處あり要するに此王の世には已に此の如き傾きを生せしか次の王ローエーヌ
 第二世に至ては斷然と舊教を信して以て其勢力を高めんとしざる程なりし畢竟
 舊教は上來述べたる如く英國人民に對しては嫌惡さるゝ處なるゝ獨り國王か斯
 の如く獎勵する傾きあるは何故なるかと云ふに其由來は竟畢チャーレス第二世
 の舊教國なる佛蘭西の朝廷の有様を少時より承知し居り又其の母の勢力は舊教

方に傾き居るなとに由るなり又當時歐羅巴に於て勢力を得し佛蘭西のルイ第十四世の英國王に有する勢力も之に與りてチャールレス、ウエームスをして此思想を抱かしむるに大關係を持てり

因に其母の勢力が舊教に傾き居ると云ふを説明せんにチャールレス第一世の皇后ヘンリーアマリヤは佛蘭西皇女にて其子をチャールレス二世ジェームス第二世及びマリー(和蘭陀王ウヰリヤムに嫁す)とす故に佛蘭西生れの母なれば其同國風の教育を受けて自然舊教に傾きしなり

チャールレス二世は英國王の宗教上に最高權ありと云ふ在來の特權を利用し以て舊教信者及び國教以外の信徒の爲に特典を興へたり即ち苟も新教家ならば縱ひ英國國教と同一派のものゝあらざるとも其宗教を公に信奉するを許し又舊教家は儀式を公けにすること能はざるも内々行ふて差問あしとせり是迄は内々にも許さざりし此チャールレス二世の意見のみに國會の反對を受け千六百七十三年國會は特に條例を發して以て苟も國王の命令に依て官吏となりたる者は宗教に關する一の誓を立つるを要せりとせり然るに其誓文は到底舊教を信する者の

の甘んずると能はざる劇しき文句あれば其の舊教信者は誓を立つることを肯せず従つて官吏たるを得ざる様に工風しよるなり去れども國王は右述ふる如く舊教に熱心なれり若し此有様にして引續かば英國は舊教の爲に勘なからざる障害を蒙むるならんと人民は皆憂ひ居れり是より於て舊教の爲に弊害豫防として英國人民は是迄忌嫌ふ處の蘇國の宗家迄も自分の手元へ引付け而して舊教信者初め國王方の威權を縮めんとせり

右述へたる如く英國には宗教上に就て二派に岐れ一は國王方一は國教方なり換言すれば國王派と國會派との二に岐れたり此兩派の争はチャールレス二世及ジェームス第二世の時代に於て常々絶えざる争ひありし此争に際し舊教家は窃に企を爲して國會方に危害を加へんと云ふか如きとありて爲に國會方は嫌疑者を捕へて吟味せしとあり之に反して國王方にては苟も王に對して不良の心を抱居るなどの嫌疑ある者は續々捕縛して牢屋に入るゝ如きとありたり當時國王か此の如くに少しく嫌疑ある者とも容易に捕縛して牢獄に投入する禍合澤山なりしを以て國會方は其害の恐るべきと患ひ將來此の如き處置を爲し能はざらしむる

爲め千六百七十九年に人身保護條例なるものを設けたり此條例の主意とする處は人民の身体の自由を確め且つ英國人民と英國外に捕へて入牢せしむるとの出來ざる様にしたるなり今其條例中の重なる條目を擧ぐれば若し中央裁判所よりして或る一人の捕縛され居る罪人の爲め其逮捕命令書を要求する旨を典獄に達したる時は其典獄は罪人を捕縛せし理由書を三日若くは十日内如何に多くも二十日内に之を差出すへし又一旦罪人の身体が裁判所の手許に來りし後其罪人の保釋せらるゝ權利を持居るとせり(但し國法により保釋されへき權利を失ふ者は此限に非ず)此條例は英國人民の身体を保護するに付て欠く可らざるものと見做され無暗に入牢する難を防ぐ要用なる手宛とせり此條例は其後引續きて今日に至る迄依然として行はる

人身保護條例の發布は英國國王と國會方との第一の争ひの結果なるか此外に尙ほ歐羅巴の形勢の變革に由て一層兩者の争ひを混雜に緻密にらむ事の傾きあり國王派と國會派との争は歐羅巴大陸の形勢一變せしにより一層其争闘を激烈な

らしめしは千六百七十三年以來なり今其變遷に就て云へば此時に當り佛王ルイ十四世か和蘭陀に遠征を發して之と討伐せんとせり抑もルイ第十四世の勢力は當時歐羅巴中に最も熾よして此王の爲めより歐洲各國か國力の平均を失はんとするの虞ありたりき此王は其家柄の血統に基きて當時西班牙王死せし後其相續者となり西班牙の領地を相續すへきものは正にルイ第十四世なることを唱道せしかり此の如く既に勢力の盛んなる王か一層勢力を高めしならば歐羅巴の權力がルイ王の一手に歸するならん歐羅巴の大勢は王の自由に左右せらるゝに至らん去れば斯る場合に王に對して其力を制せんか爲めには歐羅巴各國は共に協力して抗抵を試みざるへからず既に歐羅巴大陸の有様此の如くなれば新教信者の英國人民は義理合ひよりもルイ王に反對せざるを得ず然るに何を圖らん當時英國の王チャールズ第二世は佛王と親密に交際し且内々之と同盟を結ひ佛王よりは年々若干の金員をチャールズ第二世に寄附して家政を補助し居たり畢竟英國王か外國の君主に贈物を受けて家政の足しにすると云ふ不体裁あるは當時國會の承諾にて收入する額にては家政を支ふるに不足なれば止むを得ず佛王に仰きし

なり抑も英國の國王として自分の臣下一般か敵せんとする佛王を助けんとするは随分耻つへき話なり然るに尙ほチャールズ二世は和蘭陀を征伐する佛王を助くると云ふは一層耻づへきことなり其の理由は如何と云ふに英王は自分の妹なるマリーカ和蘭王ウヰリヤムに嫁し居るに非ずや若し自分の弟ジョージ二世死したるは又ジョージ二世に子なかりしなれば英國の王位に昇るはマリー及びウヰリヤムなるに非ずや此の如く大切なる親類に敵する者を助くるとい耻つへきの甚しきものと云ふへし此の如き有様なるを以て此事柄を矯正せんか爲に英國内に二の黨派現出するあり其黨派の或は互に争をなし或は互に協力して以て英國政治上の原素を形作り且つ向後殆んど二百年間英國憲法發達の重なる要素を形作るものなり二黨派とは何をや曰くトリーウヰグの二黨是なり今此黨派の現出せし起原に就て云へば抑も英國人民は其國王の舊教を信し居ることに付て甚た不満の心を抱き居れり隨つて英國の王位に上るは舊教家にて治まらざる成るべく新教家に限るへしとの考へを持って依て一の疑問起り向後舊教家は王位に即くこと能はせと定むるの得策なるや否やに在り此の問題に就いて政論大に

沸騰し或は舊教家は必ず王位に上るへからずとし或は之に反對するあり其疑問を決するに就て空論と吐き諸所の雜誌新聞に説を掲げて互に自分の論を貫かんとするに躍々たりし一方には新聞雜誌と機關として舊教家は王位に上るを得ずと論し又一方には諸所に演壇を開きて之か攻撃を試みたり實に當時の英國は此議論にて雜遝と極めたり其云ふ處を聞けば舊教家にして王位に即く時は種々の災害あるへしと之を列擧して將來英國に舊教家の王位に上るとの不得策なるを辯し且此時舊教家の者は自分等の意見の爲に甚恐るへき隠謀と抱き居るなどい喋々せり之れを反して他黨は曰く反對黨の云ふ處の實に無法の言にして相續權の重すへきは固より國王の即位の如きは上帝の命する所にして臣下の輕しく彼是する所に非ざるゝ又た縦ひ新に位に即く國王か舊教信者なるも若し時の國會よりし國王に歎願し新教家の爲に利益になる様にと云へば國王は縦ひ自分は舊教家なるも輿論を容れて其請を許可あるへしと信せりサレハ新たに位に上る所の國王は縦ひ舊教家なるも公けの爲には私を擲て舊教家は國家の役人になれぬと云ふことを許可さるゝならん換言せば舊教家の國王なるも新教家の國王なる

るも同様ならん云々

國王相續論に付き斯の如く二説に岐れたるか第二の説を唱ふる者はトリーの純名を受けたり其名は如何なる處より來りしかと云ふに愛蘭に舊教信者の一体ありて嘗て叛旗を翻せしか自らトリーと稱し舊教の爲に盡力せり去れば第二の説は舊教家の爲に奔走するか故に其名を得たるなり之に反して第一の説を目してウヰグと云ふは何處より來りしかと云ふに蘇格蘭にウヰグと稱し新教宗旨家の一体ありて是亦謀叛を爲し頻りに自分の新教の爲に周旋せり然るに第一の説は新教の爲に周旋する故に此名あり斯の如くウヰグ、トリーの名の出てたるは素より最初の互に嘲弄し合ひし名なりしか段々後に至ては嘲弄は去りて唯便宜上にウヰグ、トリーと唱え兩黨を區別するの名稱となる俗にウヰグを改進黨トリーを保守と云ふもトリーウヰグの原字に改進黨の意義を含むにあらざるなり兎に角其起原は鳥渡したることなりしも便宜上より何時までも保存して相岐ることゝなれりさて舊教を信するものゝ英國の王位に昇ることを得ざるの條例草案は上院にて可決したれとも上院に於て廢棄せり是に於て舊教信者なるウヰグ、トリー

第二世は千六百八十五年に兄に嗣て英國の王位に上れり
 ウヰグ、トリー第二世は英國の王位に即くや否や直に宗教上の點に於て國王と國會との間に争を起せり國王ウヰグ、トリー第二世は曾て發布になりたる條例の執行を停止し得るの特權を有せりとの説を唱ふ果して國王カス如き處置を爲すも妨げなきや否やの點に就て種々の學者が議論せしか就中法律家等は主張して曰く國王は此の如き權利を有するの場合には若し國王にして一般普通の法律に關するは若くは道德上不都合のとか若くは財産所有權に關するに非されば國王は既に發する處の條例に容喙することを得英國の普通法律に關せざるの法律ならば前に發布したる者にて國王の之を取消すも可なりと是に於て英國王家の官吏には舊教家は就くを得ざるもありし國王は此法律を無効に屬せしめて必要の場合には舊教家と雖も任命使用するを得るの説を執れり故に國王は縱以前發布せる法律に異なる處置にても其違背の點は少しも差問なく隨意に舊教家を役人に任用し續々文武官に使用したり又國王は英國寺院の最高權を有するとの名を以て新たに高等法院を設け之に宗教上に關する判決の權利を與へたり即ち苟も

新教信者にして舊教家に害を與ふるとわらひ當裁判所に於て之を嚴罰に處せしむ此時に當り前に僧正其他僧侶の高位に居る者は國王と宗教上の意見合はざる爲に免職せらるゝ者澤山あり加之舊教者及び國教外の信徒に不利なる條例は皆取消したりき此の如く國王は國教に對しての處置穩かならされは此處置に反對せんか爲にウヰグ、トリの兩派協力して共に國王に抗抵せり兩派は曰く凡て此の如き國王の處置は甚た英國の爲に不都合極まれる處置なれ共此ジョージ二世は長く活きす遠からずして死すへし然る時は繼て王位に即くは和蘭陀王ウヰリヤムなりとす然るにウヰリヤムは新教信者なれば次王の治世よりは英國は最早左のみ害を受けざるへし去れば害を蒙むるもジョージ二世に止まり長からざるへしとて心を慰め居れり斯の如く英國人民は既にウヰリヤムに望みを屬し居れば其意をウヰリヤムに通して將來英國王の位に上るへき承諾を得んと請求せり時に恰も和蘭陀は佛國と戰爭中なればウヰリヤムは英國の助けを得て佛國に敵對せんとの本意にて縱ひ其信する處の宗教の英國を教とは稍々異なる點あるも些細のことは不問と措きて先づ英國人の請求に應じたり尙ほ此時ジョ

ージ二世は宗教上に付ては人間の思想は自由なりと主張し國王は素より此の宗旨を信するも可ありとて暗に國王は必ず國教信者ならざるも可なりとせり然るに英國人民は反對して曰く英國を教は英國憲法に欠くへからざるものにて英國の自由に伴ふものなり故にジョージ二世の言の如く何を信するも可なりとは英國王の稱ふへき言に非すと争へり此の如く人民は國王の處置は不平を訴ふるもなにごと國王の治世も限りわれは英國人民は唯未來を樂みて少し安心する所ありし然るに千六百八十八年に至り是迄ジョージ二世は子なき者と思ひ居たるに男子誕生し次の英國王の位を踐むことゝなれり然るに其子は如何なる教育を受けしめ如何なる宗教を奉せしむるかと云へばジョージ二世の教育に依れば必ず舊教家となり且又ジョージ二世と同一の政略を執るへきことゝ必然たり是に於て上下兩院はウヰリヤムと協力して縱ひ腕力に訴へても國王に抗抵せんとせり依てウヰリヤムは一萬五千の兵を率て英國に上陸し人民の助を得てジョージ二世を攻撃すジョージ二世は止むを得ず逃れて佛國に去りしか其翌年佛王の助を得て愛蘭に歸りウヰリヤムと戦ひ失敗し

て再び大陸に遁る是に於て英國の上院及び下院の人々は集て臨時に國會を開き國會より布告して曰くジョージ・ムス二世は英國の新教宗旨法律及び自由を轉覆せんとせしものなりと決議したりと是に於てジョージ・ムス二世に對する處置に對して二黨に岐れウヰグ・ハム曰く此の如き王は王位を廢するも可なりトリーは曰く國王は國王の權威あり廢すへからずと茲に仲裁說出て、ジョージ・ムス位を去り空位生したれば他の王を立てるとにせんとて穩々事落着せり是に於てかジョージ・ムス二世去てウヰグ・ハム三世位に即きテクラレーション、オフライト(或は權利證明と譯す)なるものと發布し英國人民の權利を確む

權利證明中に記載せる主なる箇條を列記せんに單に國王の意思により國會の協賛を経ずして慢りに法律を執行し廢止するの不條理なり如何ある臣下にても國王に嘆願する權利あり其嘆願を拒絶するは法律に背く者なり且新教を奉する臣下は自己の防禦の爲めに武器を携ふるを得又法律修正或は制定に付ては國會の屢々開かるゝを要す又國會に於ては言論の自由を許し之を障害するを得ず及國會の議員選舉をして自由ならしむべきと並に國會の協賛なくして平和の時に於

て國中に常備兵を置くことを得ずと是れ其主たる條款なり

已に人民の權利を確保せし後、以來王位の繼承に付て一定の典範を制定せり先づウヰルリヤム及メリー二人は英國の國王並に女王とし共に王位に坐すへしと雖も國家統治の實權は只男子たるウヰルリヤムの手に歸し若兩人の中先づ卒する者あらは残れる者獨り全圖を支配し兩者共に卒せばメリーの相續者正さに繼承たるへし若メリーに相續者なくは其妹アーン位に登り其子として位を繼かしむへし然れ共アーンに子なくんは始めてウヰルリヤムの相續者を位に登らしむへしと然るにメリーアーン及ウヰルリヤム俱に子なかりしかば已を得ず千七百年に至り此典範の改定を要するに至れり其改定せし要旨下の如し即ちメリアー家の苗裔にして新教を奉する者のみ只英國王の位に登るを得へしと是に於てメリアー家の血統にして新教を奉する者を求むるにジョージ・ムス一世の孫娘なるハノーベル・ノエレットルに婚せしソフヒアを得たり因て之を王位に即かしむるととなれり千七百十四年に於てソフヒアの子ジョージ一世英王の位に即く是即ちハノーベル家の皇祖にして今の英王は尙ほハノーベル家の血統なり

第五期 國會政治の時代

千六百八十八年より千八百二十年に至る

總論

前章に述べたる千六百八十八年の英國の革命の英國憲法上に著大の變化を來せし時にして管に英國憲法史上に要用なる變化を表はせしのみならず此革命の世界一般に大關係を及せし事件なりとす抑も第十七世紀の中葉頃なり歐洲大陸に於ては人民の權力頓に衰弱し往昔保有したる自由の制度組織も皆な湮滅し殊に第十八世紀に於ては人民の權利全く亡びて獨り國王にのみ權力を吸収せし如き有様なり之に反して英國の人民は在來の權力を固持し又更々に其權利を増進して中央政府に其勢力を及せるまど少なからず遂に殆んど政權を人民の手に収るに至りしは實に第十七世紀の終なり第十八世紀の終に至るの間あり去れば一方に於ては人民の權力漸く衰滅するに當り英國にては益々之を伸張したり此反對の運行進歩は實に最も注意す可き出來事也思ふにノーマン征服の後英國に於ては人民は國王の爲めに少なからざる壓制を受けしに大陸に於ては其人民英國よ

りは一層權力を得て王命に抗すると屢々なりしときなり然るに今是の如く反對の結果を見るに至りしは抑も亦奇怪の變遷なりと謂ふ可し英國の斯る有様を呈するに至りたるは全く千六百八十八年の改革之れか基を爲したるものにして此改革は世人の最注意して賛稱する所のものなり要するに英國憲法の發達は大陸諸國と正反對と爲せり國王の漸く權力を失し中等社會以上の人民國家の實權を掌握するに至り歐洲大陸諸國に於ては國王益々其權威を逞ふし人民は漸々其權力を失墜せり其後歐洲大陸にては社會上の變遷ありて大に人民の思想を喚起し自から中央政治に關與せんとの念を起すに當り英國憲法の美を見て欽慕措かず之を以て己れ制定する所の憲法の模範とし以て憲法を自國に制定せんと欲するに至れり素より一國か他國の憲法を直ちに採用するとは爲し能はざることなれども只英國に發達せし美果たる其長所を探りて歐洲大陸に發達せし行政の進歩と混和融合し以て新一政体を構成せんとするにあり斯く兩者の長所のみを探りて新政体を作らんとするは第十八世紀の終より今世紀の初に至る間の大問題たりしかばモンテスキエー其他憲法上の論客は英國憲法を見て以て正に己等の

期望せし所の者となし之を賞賛すると頗る甚しく往々誇大に過ぎたり

第一章 國王及内閣

千六百八十八年の革命及千七百年の王位繼承に付ての決定は英國王をして世襲たらしめ所謂長子相續によりて世襲せしめ女子よりは男子を先よすべきを規定せり只ハノーバル家の王位に即しは少しく此典範に違ふ所なり是を以て外國に在て生長せしジョージ一世及ジョージ二世の兩王は共に英國人民の望みと繋ぐを得ず共に其即位の當初に定めたる約束によりて國家を統御せざる可からざることなれり先是國會の兩院並に國民の大部ハヌアード家の治世に於て非常の壓制を受け塗炭の苦に陥りし經驗あるを以て國王と臣下と共に其利を一にすることの到底望むべからざる事と考へ國王の威權を恣にして己等を害せられんとを恐れ日夜國王の權力を減殺せんとに汲々たり故に從來總て國家の大政を左右せし國王の權力を減削し國王たるものは唯名義上大政を執行すべき權力を握ることなし其實權を與へざる如く爲せり是故に英國憲法の基礎として國王の惡を爲す能はず又國王は正義と名譽の淵源たりとし勤めて其實權を削きて只

虚位に坐するものとなせり尤も國王は英國の外交事務を監督掌握し或は使節を外國に發遣し或上院の議員を勅選し或は人民を進めて華族に列せしむる權を有し又ハ勳章を與へ及び外國より送贈の勳章を佩用するの許可を與ふるの權あり其他文武官及び寺院の議員も亦皆國王の名を以て任命するものなり又國王は國會の決議を経たる法律を認可し又時として國會を解散し之を延期するの權を有す等實に國王の權威は名義上盛にして國王の璽を用ること至つて多く些細の事件と雖も往々玉璽を捺することあるなり

斯の如く万般の事柄ハ王の印璽を用ゆるを常とせしか王は此特權を運用するに方りては先づ時の宰相の同意を得ざるべからず言ひ換ゆれば事務の實行は國王と宰相との兩名にて之を爲すを常とす蓋し万般の事件に關する責任の宰相一人の負ふ所たるは之か爲なりさて此大任を帶ふる所の宰相は何人と以てするか即ち王は如何なる人を以て宰相に拜命するかと云ふに斯の如く推撰せらるゝ所の宰相期の如き位地を占むる所の宰相は大抵時の國會の多數の信用と荷るものなり宰相と國王との關係實に斯の如きを以て英國國王ハ國會の意志に依頼する

所の人の翼賛を得るに非ずは國政を左右し得ざるものなりとせり而して其國會の意見に依頼せるものは國會多數の同意を得るに非ずは信用を得ると能はさるか故に取りも直さず國王は國會の多數と事と共にすと謂ふ可し之を英國史上に徴するに夫のハノーバル家か英王の位を充せし以來の諸王は何れも皆苟も上下兩議院を通過せし法律は必ず認め之と抵抗したる場合一もなし之を要するに國家の最高權利は寧ろ國王の手に存せずして下院の手に歸せるの觀あり然りと雖も英國王か英國社會の本尊としては依然從來の勢力を有し人民之れと尊敬する事に於ては決して減少せず

國王の世襲の歳入即ち御料地より入る所得は千八百三十年以來之を國庫に合し而して王の要する費用は之を王の賄料として議院の承諾を経て定むるとせり此王室費上之を議院の協賛に由りて定むるとはウヰルリヤム三世の即位の際に約せられたり又現今の英國女王の即位せられたる時にもウヰルリヤム三世の時は同一の約束を議會と締結し王の領地より上る収入は之を國庫に合し而して國庫よりは特別に帝室費として進つるとせり此議會と國王との約束は新王即位の

時に於てするを常とし永久に保存せべき性質のものに非ず

既述へたるか如く英の宰相は其發布せし法律等に對し責任を負ひ又此宰相の位地を占むるは下院の多數の推擧に出づるの實なれとも然し名目上は通常英國宰相を稱して國王の宰相或は女王の宰相と呼ぶ抑も英國の中央政府は樞密院監督の下に事務を執るを常とせり而して此樞密院ハ國王自身の撰はるゝ役人を以て組織するものなれりつまり國王自身の意見の監督の下に於て事務を執る者と謂ふ可し然るに第十八世紀に於て國會の權力強大となり宰相の位地も前述の如く又變したれば國王の撰任も係る樞密院官も亦皆時の政權を掌握する宰相と意見を同しふする者を任命するとなれり故に議院を通過したる法律の樞密院に廻はれば大抵異議なく同意せられたりされは第十八世紀の國會の權力の最もも旺盛なりし折なるとは樞密院は恰も儀式上の備たるか如き觀ありて實權の昔日に於けるか如きもの復た賅るを得ざりき

第五期の英國憲法史に就ては既に緒言として大體論を爲し第一章に於て内閣と國王の關係を見たり茲に於て國會と國王の關係を語り以て國會政治の真相

を明かにし之れを終りては英國工業の發達並英國殖民の發達を述へ以て政權の變遷を觀察し之か爲め如何なる弊の起るありて竟に撰舉區の改革と要用とするに至りたるかを辯明すべき筈なるか學期の時日は余をして此當然の順序と履行せしめざるものあり故に余は件の順序と逐ふか爲め竟に諸君に英國憲法の最近の事跡を報するの機會を失す可きを遺憾とし彼の順序を逐ふて竟に最近の大事件を報するの機會なきに至るよりは寧ろ之れを省略して直ちに最近の大事件を語るの利益あるを思ひ茲に直ちに第六期に移る

第六期 撰舉區改革の時代 千八百二十年より今日に至る

一八二〇年以來今日に至るまでの英國憲法の有様は實に英國今日の圓滑なる政體の基礎を据へたる時期にして所謂英國憲法史上一種特別の時期を形作りたる者なり而して此代時に於ては憲法上の變化を顯はし歐陸諸國の時勢の變遷の如くに損害を被むらざるに經過したることとは此時代の特性なり試に此の時期は於ける變革を見んかロッドグレーの選舉區改革案に依て撰舉の權利を一層固からしめ工業を以て盛なる都市の人民をして國會に出席するを得せしめ且つ

古來より傳へ來りし所の惡風を一洗し又此れまで愛蘭土に於て行はれたる十分一税を廢し加ふるに英國の各殖民地に於て行はるゝ所の奴隸使役の途を絶ち又一般の婦女及小兒の礦山若くは製造場に於て勞働する所のものゝ爲に規則を設定し以て虐待を防止し又一般國民的教育を奨励して之を國內に普及し其他刑法を寛よし又刑罰條例を撤去する等都て此等の事物の改良に汲々たりしとは此時期に於ける著しき點にして此等の變革と同時に主權と國會との關係及國會と人民との關係を明定し以て兩者の關係を確固たらしめたるも亦此時代なり實に此時期に於て此等の改良を爲せしことは人民の思想を満足せしむるの一手段にして若し英國に於て此時に此改良なからしめんか大陸諸國に於けるか如く亦彼の思むべき革命の擾亂を起したるやも未だ知るへからず然るに當時英國政府は可成的人民の輿論を容れて政治の改良に容あらしめしは實に英國に於て内亂を防止したる所以なり

之を要するに此英國に於て種々の改良を實行したる時は恰も大陸諸國に於ては革命を以て國家紊亂を極めたるの時なり然るに此革命の運動の餘波は英國に及

はすして唯一の改革に止まりし英國の誇る所にして我々か英國政体の變遷を窺ふて其圓滑を摸範とするに足るへしと爲す所なり尙ほ之を一言すれハ歐陸諸國に於ては武器に訴へて紛擾爭亂せしことを英國に於ては能く之を熟議討論して定めたり

第一章 改革の性質

英國の此改革の時期は國會の代議政体と君主國に於ての立憲政体との兩者を實際好く混淆したる時期なり蓋し國會政治の原理は一般人民か希望を繋ぐ所の議員と出し自分の爲に事を取るに足ると信任する人を出し以て議會に於て討議せしむるに在り又君主國に於ての立憲の原理を云へは英國の主權者は其國會に對して責任を帯ふる所の宰相と共に事を執ると云ふこと其要點なり而して英國に於て能く此二者の調化を見るを得るに至りしなり英國に於て斯の如き調化の成りし時代と恰も大陸諸國の革命の時期と其時を同ふし之を大陸諸國に徴するも英國に於ての改良を企つるものある時は其政府ハ壓制手段を尽して之を抑へ而して人民は激して之に抵抗し實に忌むべき革命を起すと常なりき抑々人智進歩

し一般社會の程度の高めたる時代に於ては最早人民は昔日の如く抑壓を受くるを満足せず自ら進んで多少政府に喉を容れんとするハ通例のとなり此の如く時勢の移り變りある時に若し時の執政者其人民の思想を容れて之れと協力するに出づれば則ち夫の改革に止まり若し又之と協力せされは則ち翻て革命とある者なり然り而して英國に於ては時の執政者は種々困難を重ねたる際能く人民の思想と協力して事を計りしかハ則ち革命を免れて改革に止まりたり其英國に於ての改革は如何なるものなるかと云ふに其重なるもの二あり第一は人民の撰擧權の資格を低下し一般人民をして政治に携はることを容易ならしめたることにして第二は之と同時に主權者の監督する所は如何なる範圍に止まるかと云ふことを確定したるとなり今や英國の此二大變化を英國憲法史に就て述ふるに方りて此に先づ歐洲大陸に於ける英國と關係ある時勢の變遷を少しく述ふへし

大陸諸國の時勢の變遷を通覽するに一八三〇年以來歐洲諸國に於ては皆自由の思想盛にして此時より殆ど各國中爭亂絶ゆると莫し蓋しナポレオンの遠流以來此年に至るまで此等諸國の人民は常に壓制を受け爲に手足を伸はすことを得ざり

しか此時より反動を起し反て強く國王に抵抗しざるか如し今其然る所以を尋るに一度阿米利加地方に於て共和の思想を實行するとを得し以來歐陸諸國に於てハ佛國革命の現象を惹起し歐羅巴の全州大に亂れたる時に方りて茲に古今の大傑ナポレオン興れり彼は非常なる軍略と英才とを以て諸國を制略し竟に歐羅巴大陸中從來勢力ありし所の埃地利、普魯西、西班牙、伊太利、和蘭陀等の諸國を一手に握れり唯儘かに露西亞のみは其命を聽くことを肯んせざりき而して此露西亞すら彼の爲には膝を屈して其要求する所を容れざるを得ざる場合となれりされは彼は其兄弟を諸國の王に擧げ實に歐羅巴を一呑にせんとするの勢なりき此の如き強勢なりしものか偶々露國內地侵入失敗を取りたるに方て夫の英國が率先して竟に能く露、澳、普及瑞典等の諸國と同盟してナポレオンに當り之をエルバ嶋に逐ひ退くると得たり然るに幾干もなく氏は出て、佛國に歸り再び兵を擧げたれとも亦以前の同盟軍は立つて之れに當りたるか爲め竟にウォータールーの一戦にて敗北を取るとなれり此は於て諸國は先づナポレオンをセントヘレナ嶋に流し再び佛國の舊王家を推し立て、佛王の位に即かしめ且つピエモンに集會

を開きて向後諸國の取るべき政治の方針を決定せり此會議の主たりしものハ澳國王フランシス、普王フレデリック、ウヰリアム、露王アレキサンデルの三人にして其決議したる事項は向後自分等の國に於て取る所の政治の方針は王權を擴張し自ら奉ずる所の宗教を貫徹せしめ且つ設し之に反對するものある時ハ同盟諸國は相一致して之を攻むへしと云ふにあり蓋し此條約に依て各國が其の國王の信する所の宗教を貫徹せしむるに當りては國家の安寧を維持せざるへからず國家の安寧を維持せんとするに方りては國王は自分の意見を斷行するに便利なる方法を取らざるへからず即ち自由を許さず抑制を用ひざるへからず是れ實に此條約の裏面に於て含む所の事項なりとす

此政治の方針に依て大陸諸國は大抵皆同一の政略と取る方に傾き英國も亦多少此に傾きかけしか一八二二年カンニンク氏の内閣の時此大陸諸國一般の形勢に反し一層妥便なる政略を取るとあり要するに大陸諸國と英國との此政治の方針の異なるは即ち大陸諸國に於ては一八三〇年以來革命の惡むべき現象を呈し英國に於ては茲に至らず改革にして止むことを得ざる所以の一なり

以上述ふる如く歐洲大陸に於て一八一五年より一八三〇年に至る間の政界は殆ど人民の自由の運動を抑止せんとするにあり時に英國に於ては時勢に従て起る所の政治上の改革を勉むるの政略を取れり當時英國に於ては改革を施行せし事件少からさりしか今其一二を云は、是迄上流人士の爲に利益を興へし所の特別の待遇は除かるゝとなりローマンカトリック宗徒にして國會議員たることを得せしめ其例英國國政に非ざる宗徒にして官吏たることを得せしめ又猶太人をして倫敦の吏員たると得せしめたる等皆從來存在せし所の人民の思想に對する制限を取除きたり又刑法に於ても殘酷なるを寛にし裁判所宗教裁判所及チャンセリーの裁判所の組織をして人民の意に付せしめたり此等は皆人民の興望を容れて着々改革を斷行したる徵候なり然れ共此時に方りて一般英國の勞働者の地位を見るに其地方に在る勞働者の市府に在る勞働者よ比して甚だ割合悪しき模様あり是れ他に非ず當時の機械の發明化學的理論を應用し製造をして容易ならしめたる時代なりしかは此便益に興ふるを得る製造者の隨て收益多かりしと雖も田舎に在て依然舊風を固守し進出せる機械を利用せざるものは自ら不利益

の地位に立ざるを得ず是に於て此有様を恢復せんとし當時内治の改良を説くもの頼々ど顯はれ退て深く思ひ深く考ふるもの等は隱然筆を揮ふて改良の必要を説き以て當局者をして意を改革に注かしめたり況んや撰舉區の欠点益甚しく到底之れか改革を爲さざるを得ざるに於てをや是に於てか英國は如何んしても改革を行ふ可きの時節に到着せり即ち一八三〇年以來英國に於て改革の起る所以なり

第二章 千八百三十年以前の改革

一八三〇年の撰舉區の改革の之より以前議員撰舉に關する弊風大に行われ之を矯正せざるべからざるの必要に達せり故に茲に一八三〇年までの撰舉に關する不都合の模様を畧述し以て改革の必要なる所以を明かにすへしさて其初め英國は如何に撰舉區を定めしかと云ふに既に前に述べたる如く國王の手より一定まりたる撰舉區より議員を撰出すべきの命令書を發するとなり撰舉區は一度此命令を受けし以上は以後如何なる變遷の起るありても依然此議員撰出の資格を有す然れども一度榮へたる所も時を経れば人口減少し衰微を來すともあるへ

く之に反して設とひ一度は未だ幼稚なりし所も時を経て又隨ひ一大都市となるともあるへし故に或撰舉區は其名は従前の如くなれとも其土地は全く一人の手に歸したる場合あり又其處に人口の全く絶へたるものもあり例へばオールドサラムと云ふ撰舉區は全地舉て一人の所有に歸せり故に一度之を買取りたるものは世襲の下院議員を造るとを得たり又ガットンと云ふ撰舉區ハ七人の撰舉人ありて二人の議員を出せり斯の如き有様なるか故に貴族等ハ處々の土地を買込み其土地より自分勝手の代議士を出すを勉めり故に下院議員の三分の二は殆ど大地主或は貴族の持物たるの觀ありき是故に甚しきに至ては一人の諸侯にして十數人の議員を出すあり勢ハ斯の如くなれば撰舉區の賣買は公に行はれ之を手に入れしか爲には酒食を使ひ金錢を使ひ賄賂を使ふ等頗る醜行を盡せり之に反して當時盛に富を増したる所のマンチエスター、リード、パーミングハム等の如き市は一人の議員をも出さず實に代議政体の本色何れにあるかと歎息せしむるに至れり若し夫れ蘇格土愛蘭土に至りても亦同様にして更に一層甚しきものあり是等の不体裁は英國國內の弊風より改革を感ずる所の点なり

されは撰舉區改良案に付て屢々之を國會に提出するものあり已に一七七〇年に於て當時の宰相ロルドチャヅム此議案に賛成を表し將に議場を通過せんとするの景氣なりき然るに此時恰も米國獨立戦争ありて爲に此議案を中止すると、なれり後一七八二年に於てウヰルリヤムピット率先して改良法を論議せしも是亦國會の過半数の爲に否決せられし而して偶々此改良説の行はれんとするに方り復た佛國革命の爲に再び中止することゝなれり尤とも佛國革命の初に方りてハ却て之か爲に英國の改良論者に勢力を興ひたれども是れ一時に止まり佛國の國亂益々劇烈となるに隨ひ英國人民は反動心と起し却て改良論者を攻撃するもの増加するに至れり此激動の念を起さしめたる重なるものは夫のエドマンドパークと云ふ能辯家なりし是に於て改良は革命と同様に惡視せられたりされは此時改良を主張するグレーの如きは大に奮發盡力したれども竟に勢力を得ると能はざりき然れとも一たび佛國革命終了しナボンオンも亦打破せられ大陸の亂鎮定したる時に方り亦英國々會に於て此案に付きての論議勃興し且之れに盡力するもの其數を増したり而して其首領として仰かるゝものはグレー其人なりきグレ

一に次て改良論者の有名家のヘンリーブローハム及ロルドダールハムなり殊にブローハムの改良事業に付て雷名を轟したる人なり然り而して若干の大奮發家大盡力家にて且つ常に此改良論と共に顯はるゝ人は夫のジョンテッセルなり氏は改良事業の成功上大に與りて力ありと謂ふ可し

第三章 改良案の争

茲に彌々改良案につきて國會議場の一大戦争を惹起する場合となれり戦争は一八三〇年二月の國會に初て起れり此國會に於ては當時の中等社會の有様に付て種々の嘆願事件を論したる後ロルドジョンテッセルはマンチエスター、リバプール、リードの三市より議員を出すの案を提出し又チーコンネルの人民一般に投票權を與ふへしとの案を提出せり二案共に改良案の一なり然れども共に敗れたり然るに六月に至りて英王ジョージ四世の崩御あり但し人々は此王の存命中は改良案を出すも到底裁可なかるへきも嗣子ウヰルリヤム四世は自由主義を好むの國王なるか故に此王の時こそ改良案も行はるへしとの想像の樂を抱きたりジョージ王の時の宰相はウェリントン侯にして最も保守主義の人なりし王崩

し國會解散せられ此に新に議員を撰擧することなれば改良論の大に力を揮て自黨に屬する議員と出さんとせり然るに此時佛國に於て一八三〇年六月の革命起り此大陸の内亂復た英國に影響を及ぼせり初は改良論者に勢力を付けしも亦反動を生じ其勢を滅殺せり併し兎に角此一八三〇年の終り頃には保守黨敗れ改進黨勝てアイルグレイの立て内閣を組織するに至れり一八三〇年十月廿六日新國會開かる而して此國會の開くるまでの間は處々に大運動を爲し或は集會に或は亂暴の手段に由りて時の内閣に反對する者さへありき此新國會にては改進黨勢力ありしかは時の内閣は總辭職となり而してグレイ氏の内閣成れり初め新内閣組織の勅命下りたる時にグレイは改良案を實行することを得れば内閣組織の任に當るへしと奏上し竟に此に至りたるなりかくてグレイ内閣組織成りたる後ちにダールハム及ラッセルに原案調製を依頼し而して此二人の外に尙ほ海軍大臣グラハム及びダンカムトンの二人を加へて委員となしたりラッセル先づ筆を執りて草を起しダールハム之を修正し原案此に成る然れども秘密となし之を國會に提出するまで知ることを得さらしめたり一八三一年三月提出せられ政府委員

にはラッセル之も當れり氏の訴ふる所は重に左の三點なりき(第一)各人に與ふる
 撰舉權の範圍を擴張し(第二)撰舉區を正常ならしめ及以(第三)撰舉に關する入費に
 付てのことなりき氏の亦附言して曰く一八二一年の調ふ由り人口二千人の市は
 全く其撰舉權を失ひしめ又四千人以上ならされは一人より以上出すとを得すと
 ず斯の如く定むれり當時議員の數百六十人減せらるゝの都合なり斯く撰舉區を
 定め次に撰舉權に付て曰ふ撰舉權は成るべく單一にして此範圍を擴張せざるへ
 からすと選舉に關する費用を節することには付きては此迄は撰舉の競争頗る甚し
 く撰舉區の撰舉權利を買はんか爲には莫大の金圓を抛つことを厭はざりき此の
 如く撰舉區の撰舉權か全く一人の手に買はるゝに至るは蓋し其區内に住居する
 人員少くして一撰舉區か僅に有限の數の人に屬するか爲めなり由りて以後の此
 の如き撰舉人の少き撰舉區を全廢して或る有富家か其撰舉區を買ひ占めて之を
 自由にする様のことなきに至らしめんと
 ラッセルが右の如き説明を與へたる後忽ち此政府案に反對を試むるもの現はれ
 たり之に付ては種々の人物か抵抗したるとなるか夫のロバートビールの反對論

の如きは大に有力なる議論にして反對黨をして勢を得せしむるの一大原因とな
 れり此ロバートビールの演説にはスタンレー後よりロバートデルセーと云へる人
 甘く答辯せり此爭議か此の如く正に酣なるに方りて固よりトリー黨のものは
 本案を打破することに奔走し種々の手段を用ひたるとなるか之れか爲め却て改
 良案の賛成者たる人民を激動せしめたり故に此院外の政府案の賛成は舉て今
 度提出せられたるロールドグレイ及びロールドジョンラッセル等の議案に向て
 飽くまでも力を添へんと覺悟せり千八百三十一年三月廿一日ラッセルは二議會
 に移るへしどの動議を提出せり然るに此動議を決するの前に先づ本案を修正と
 加へんと唱ふるものありて之を付ては下院の有力議員は大概説を吐露し採決の
 一段に至り三百一人は修正説に賛成し三百二人は動議を賛成し此に於て只た一
 人の多數にて竟に二議會を移ることゝなれり此二議會に於て更に亦修正を唱ふ
 るもの出たり然るに奇態にも此修正案に賛成を表する議員多くして二百九十一
 人に對する二百九十九人の割合にて竟に全く政府案は失敗を取れり此に於て時
 の内閣は大に決心する所ありて之を國民に訴へんとせり仍て彼等は國會を解散

して國民に訴ふる所あらんとし若し許されれば断然袖を連ねて臺閣を去らんとせり此に國王は此要求に確答するも躊躇せられしか竟に彼等の意見を容れて解散することに決定せり

既ニ國會は此の如く解散せられ國民に訴ふることとなりたるに付て國中の人民の改良案賛成のものは喜悅の色を以て二度の國會には必ず勝利を博せんと熱注せり此に於て英國に珍らしきはとの撰舉騒ぎありしか要するに大概大なる市府にては改良案賛成者多く概して英國國民の多數は改良案に同意のものと謂ふを得へし斯の如き新國會を開くこととなりしか竟に國王は六月廿一日を撰んで開院の式を舉行し直ちに廿四日に至りてラッセルは改良案を提出せり此議案は以前のものと同小異なりしか二百三十一人に對する三百六十七人の大多數にて一讀會は直ちに通過して七月四日には二讀會に進めり此如く這回の政府案に賛成のもの多數なること明なりしかの反對黨は見て以て正々堂々にては到底勝利覺束なし何にか手段を運さるへからずとし無暗に冗言徒語を放ちて以て時日を遷延し會期に至りても尙ほ全院を通過せしめざらしめんとせり此の時夫の

有名なるピールの如きは同一の事と四十八度繰返し中にもウヰルソングローケルと云へる人の如きは五十七度同じ事を述べたりと云ふ以て當時の景況を推すへし

千八百三十一年八月此議案は上院の爲めに排拆せられたるを以て國王は之れか爲に上院議員の數を増し漸く同年十二月に於て該例通過せり然れ共尙之を修正するの見込を有するものありて多少の運動各派の間に存んせり於是政府の意見を鞏固あらしむる爲當時の宰相アールグレイは尙ほ上院議員の數を増すとを請ふて漸く之れか爲に該案通過せり故に之れか通過は實に千八百三十二年に成就せり此條例に基くときは

第一 下院に於ける議員の數は従前に異ならず

第二 二千人以上の撰舉區には撰舉權を與ふると而て二千人より四千人までは一人を撰出せるとせり加之此迄撰舉權を有せざる市府に撰舉權を與へざり即一萬人より二万五十人の都府に撰舉區を與ふるとせり又是迄ウヰールス地方に於て只一人の外議員を出さざりしか後は二人出すとせり

第三 撰舉權に付ては年四十シリングの所得あるものは撰舉權を有せりとせり年十磅の地代を拂ふ家主は撰舉權を有するとせり

第四 撰舉名簿は毎年替換へて九月十月兩月に於て檢査するとせり

此の如く改革したる條例に基きて之れを計算すれば撰舉權を有するものはカウンティーに於て四十七万人首府に於て四十九万人あり此改革以後國會議員となる者は中等社會の人多きに至れり又此時よりして古へのウヰグ・トーリーの兩黨派は少しく變んして自由派保守黨リベラル・コンサervativeとなる此の如きの有様なるを以て何れの黨派も皆中等社會の民心を収むるに注意せり而して之れか喝采を得るに人民の望に應し古への不都合なる風俗を廢し或は宗教派に同盟し或は外交上に於て手柄と現はし或は印刷機關に應用して英國社會の喝采を得て以て撰舉者の歡心を得るを勉むるに至れり已に此の如く各政黨か一般人民の人望を得んと勤むるか故に英國人民は此際愛蘭人民の喝采を得んとするに至り愛蘭人をして英國々會へ喙を容れしむるに至れり左れは英蘭外人民の國會に列席するもの増加して少なからざる勢力を英國黨派の上に及ぼせり

英國及蘇國に於ては英國國教外の新教派流行して漸々其勢力を得んとするの傾あり加之勞力社會のものは相合して團體をなし社會的の運動をなすに至れり此輩は撰舉權の資格を廢さんと乞へり而して撰舉區は只人間の頭數によりて設くへしと云へり是れ即急進派と名くる一派の唱ふる所なり而して尙ほ此等の輩は主張して曰く貿易は自由になし穀物條例は廢するとなし撰舉權の範圍を廣くし而して下等社會の位置を高めんと

千八百三十七年より今日迄の政治上の有様を概括すればサーロバート・ピールの政權を執りし以來英國各黨派の性質一變して其面目を改めたり即前に述べたる所の千八百三十二年より千八百十四年迄の有様なりしか千八百四十四年よりは從來の改進黨の名實相添はず故に其行ふ所を見るに保守黨にして急進なるを爲すとあり改進黨にして保守なるを爲すとあり是れを以て保守改進黨の名義は暫く捨て其主張する所の只實際上の問題を決するに付て黨派を形成するとなりたり故に爾後黨派の争となりたる實地問題の穀物條例を廢するや否や海軍條例を廢するや否や或は中央政府か地方政治に干涉すべきや否や此等の實地

問題が黨派の勝敗を決定するに至り勝利を占むるものなり其の黨職を實行するに至れり夫故に各黨派の争ふ所は細小なる事にまで立至り教育法は如何になすや其監督は如何にすへきや貧民救助は如何にすへき勞働社會の程度を高むるに如何になすや等に付て各黨派相争ふに至れり